

鹿児島市児童生徒の死亡事故に関する調査委員会報告書

公表版

2021年7月29日

鹿児島市児童生徒の死亡事故に関する調査委員会

## 目次

1. 本件事案の概要	1
2. 本調査委員会による調査経緯と調査概要	2
(1) 委員会及び聞き取りの開催日	2
(2) 調査内容	2
ア 基本調査の調査概要等	
イ 遺族による聞き取り調査（遺族提供陳述書）	
ウ 現地調査など	
エ 個別聞き取り調査	
オ アンケート調査	
カ 専門家からの講話	
キ 資料調査（遺族や学校、鹿児島市教育委員会などからの提供資料）	
(3) 調査委員会による中間報告など	4
(4) 鹿児島市児童生徒の死亡事故に関する調査委員会委員構成	4
3. Aさんについて	5
(1) 母親からみたAさんについて	5
(2) 生徒やその保護者、教師からみたAさんについて	5
(3) 精神疾患の有無	6
(4) 自殺念慮／企図の有無	6
4. 家族との関係及び家庭生活	7
5. 友人との関係及び学校生活	8
(1) 学友との関係	8
ア 同級生とその保護者から見たAさんの友人関係	
イ 教師から見たAさんの友人関係	
ウ 遺族から見たAさんの友人関係	
エ 友人関係についての小括	
(2) ゲームとのかかわり	9
(3) 宿題の取り組み	9
6. X教諭との関係	11
(1) X教諭について	11
(2) X教諭の普段の指導の仕方	12
ア Aさんへの普段の指導の仕方	
イ その他の生徒への指導の仕方	
① Aさんが中学2年時の「バスケットボール部」事件	
② 宿題や提出物を忘れた生徒への指導	

ウ	X教諭の指導の仕方に対する評価	
①	生徒の評価	
②	他の教師の評価	
エ	X教諭の指導観	
(3)	AさんのX教諭への感情	17
<b>7.</b>	<b>進路に関する問題</b>	<b>18</b>
(1)	Aさんの成績について	18
(2)	Aさんの進路希望について	18
(3)	周囲の人たちの進学に関する見聞	19
<b>8.</b>	<b>Aさんの夏休みの生活パターン</b>	<b>21</b>
(1)	夏休みに入る前の自己評価（1学期学習の反省）	21
(2)	夏休みの主な出来事	21
(3)	夏休みの過ごし方	23
(4)	夏休み中のゲーム	23
(5)	夏休みの学習課題及び学習状況	24
ア	夏休みの学習課題	
イ	夏休みの学習状況	
ウ	夏休み期間の塾での学習状況	
(6)	鹿児島水産高校での体験入学と進学への影響の有無	28
<b>9.</b>	<b>9月3日（始業式）の件</b>	<b>30</b>
(1)	9月3日（始業式）当日の流れ	30
(2)	Aさんの当日朝からX教諭による指導までの言動・行動	31
ア	朝の様子	
イ	学級活動での様子	
(3)	X教諭による教室での6名（Aさん、Bさん、Cさん、Dさん、Eさん、Fさん）への集団指導	33
ア	X教諭による宿題未提出者への指導	
イ	集団指導時の6名の様子	
ウ	Aさんの未提出の宿題に関するまとめ	
エ	集団指導でのAさんの様子	
(4)	3年職員室でのBさんとAさんへの個別指導	36
ア	Bさんへの個別指導の概要	
イ	Aさんへの個別指導の概要	
①	3年職員室の指導直前の状況	
②	X教諭によるAさんへの個別指導	
③	3年職員室内の目撃証言のまとめ	

④	3年職員室の外からの目撃証言のまとめ	
ウ	BさんとAさんの指導時間に関する考察	
①	Bさんへの指導時間について	
②	Aさんへの指導時間及び怒鳴り声がした時間について	
(5)	個別指導後の動き	43
ア	個別指導後の経過	
イ	母親の知人とX教諭の供述の齟齬について	
ウ	X教諭の「ごめん」の発言に至った心境について	
(6)	自死の状況	48
10.	本件事案後の当該中学校の対応	49
(1)	基本調査作成、発表までの経緯	49
ア	学校の教師、生徒らに対する対応等	
イ	この間の鹿児島市教育委員会、学校と遺族側のやりとり	
(2)	当該中学校で開催された臨時保護者会までの経緯	52
(3)	第三者による調査委員会設置における遺族と鹿児島市教育委員会のやりとり	54
11.	当該中学校の風土など	58
(1)	Aさん入学前の当該中学校の荒れとその後の学校の対応	58
(2)	Aさん入学後の当該中学校の雰囲気	59
(3)	教諭間の関係	61
(4)	学校の雰囲気(まとめ)	61
12.	考察と検討	63
(1)	自死かどうか	63
(2)	死亡因子毎の検討	63
ア	Aさんの性格や精神疾患など個人的因子	
イ	家庭要因	
ウ	いじめの有無について	
エ	鹿児島水産高校での暴行の有無について	
オ	Aさんが行っていたゲーム内容の影響	
カ	夏休みの学校の宿題	
キ	鹿児島水産高校への進学に対する不安	
ク	本件事案におけるX教諭による指導に関して	
①	集団指導の後に、更に個別指導を行ったこと自体について	
②	個別指導を行った際の大きな声(怒鳴り声)について	
③	個別指導にかかった時間について	
④	宿題指導について	

⑤ 後半の進路相談について	
ケ 2学期の学校生活への不安	
コ インターネットによる[ ]のアクセスのしやすさ	
(3) 各死亡因子のAさんの自死への影響	71
(4) 自死に至るまでのAさんの心情	72
13. 対策と提言	76
(1) 児童生徒の成長の視点に立って生徒指導を見直す	76
ア 大声などで生徒に恐怖感情を与え教師の意に沿う行動をさせる指導	
イ 「宿題を自宅に取りに帰らせる」指導	
ウ スタンプラリーや連帯責任といった指導	
(2) 児童生徒の人権を踏まえて学校のルールを見直す	79
ア 異学年の教室間に衝立を置き、これによって生徒は異学年の教室への往来をできないようにする	
イ 「[ ]」と書いてない練習着を着て部活動に参加できない、「フード付きパーカーの着用」の禁止などのルール	
ウ ルールに関する提言	
(3) 児童生徒の自殺予防教育の推進と教職員のストレス対策の実施	82
ア 児童生徒への自殺予防教育の推進	
イ 教職員のストレス対策の実施	
(4) 本件事案後の学校の対応について	86
ア 遺族への適切な情報開示と信頼関係の構築	
イ 学校の連絡窓口とコーディネーターの設置	
ウ 関与が疑われる教師が直接遺族と向き合えない場合の学校の対応	
エ 保護者会における適切な情報開示	
オ 「学校の危機管理マニュアルの作成手引」の改正と鹿児島市教育委員会の主体的な対応	
(5) 文部科学省の「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）」に準じた対応について	91
(6) 遺族へのサポートの在り方	93
(7) 再発防止策の徹底（まとめ）	94
引用文献	97
補助資料	
別添資料1 鹿児島市児童生徒の死亡事故に関する調査委員会設置要綱	100
別添資料2 委員会及び聞き取り開催日一覧	103

## 1. 本件事案の概要

本件は、平成30年9月3日に、当時、鹿児島市立〇〇中学校（以下、当該中学校）3年〇〇組に在籍していた〇〇君（以下、Aさん）が自宅にて自死した事案である。本件事案当日は、2学期の始業日であり、夏休みが明けて、教師や友達との学校生活が始まる日である。また、夏休みの宿題提出が求められる日でもある。夏休みに学校のストレスから解放されていた生徒にとっては、再び緊張が高まり、なかには憂鬱な気分になる生徒もいる。そのため、始業日には生徒の自殺が起こりやすく、近年各学校でも教職員に注意を呼び掛けており、当該中学校でも朝の職員朝会等で校長から各教職員に注意喚起がなされていた中での事案であった。

Aさんは、当日提出する宿題ができておらず、帰りの会の後、担任のX教諭から、教室の教卓周辺に宿題を忘れた他の5名の生徒とともに集められ、宿題を提出するように指導を受けた。その後さらに、3年職員室にてX教諭の個別指導を受けることとなった。先に個別指導を受けたBさんの後に入室したAさんは、宿題忘れに対してX教諭から大きな声で叱責され、その後、進路の話題になったところで泣き出した。X教諭は、そこから進路相談に切り替え、励まして指導を終えた。X教諭の指導後Aさんは自宅に戻り、命を絶った。

その日の夕方、学校に戻ってこないAさんを心配したX教諭が母親に連絡を取った。その後、連絡を受けて自宅に戻った母親がAさんを発見した。

9月5日に当該中学校の生徒は学年ごとに集められて、Aさんが亡くなったことを伝えられた。鹿児島市教育委員会（以下、市教委）からのアドバイスで派遣された臨床心理相談員が生徒の心のケアのための個別相談を始めた。当該中学校は、教職員と一部生徒の聞き取りを行い、9月29日に遺族に対し本件事案に係る基本調査結果を説明し、10月1日付けて市教委教育長に報告した。

これに対し遺族は、基本調査の結果は本件を解明するに至っていないとして、第三者による調査委員会による詳細調査を要望した。市教委は、文部科学省（以下、文科省）の児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議が平成26年7月1日に報告した「子どもの自殺が起きたときの背景調査の指針」（以下、「背景調査の指針」）に沿って調査委員会の要綱を作成し、立ち上げを計画したが、遺族側との調整などもあり、Aさんの死から5か月近く経過した平成31年1月28日に本調査委員会が立ち上がった。

## 2. 本調査委員会による調査経緯と調査概要

### (1) 委員会及び聞き取りの開催日

別添資料2掲載

### (2) 調査内容

#### ア 基本調査の調査概要等

基本調査は、校長以下、教頭や教諭などによる聞き取り調査に基づくものである。平成30年9月4日から6日の3日間、校長と教頭が全教職員38名に対して聞き取り調査を実施した。さらに、9月7日から14日の間に臨床心理相談員の立ち合いのもと、教諭等が生徒27名に聞き取り調査を行った。この聞き取り対象者には、遺族から要望のあった生徒23名が含まれていた。9月18日から25日には、再確認のための聞き取りと調査結果の整理が行われた。基本調査報告書には当日の状況のほか、X教諭の日頃の指導方法、Aさんの友人関係、進路に関する情報などが記載されていた。

なお、本調査委員会はこの基本調査内容を再度検討するとともに、必要に応じて個別聞き取り調査などで基本調査内容の確認を行った。

#### イ 遺族による聞き取り調査（遺族提供陳述書）

遺族は独自に生徒に聞き取り調査を行っており、7名の生徒の陳述書を平成31年2月25日に本調査委員会に提出した。内容は9月3日当日の状況、X教諭の指導方法やAさんとの関わりなどについてであった。聞き取り調査の様子についても、後日遺族よりUSBでデータ提供を受けた。

#### ウ 現地調査など

平成31年2月25日、本調査委員会委員3名で当該中学校へ現地調査に行った。校長と教頭に面談し、本件事案後の学校の様子やX教諭の状況などについて聞き取りを行った。なお、平成31年4月30日及び令和元年9月7日、令和2年9月8日にいずれも調査委員3名で遺族宅（Aさんが亡くなった後、遺族が引っ越した場所であり、Aさんが亡くなった場所ではない）を訪問した。

#### エ 個別聞き取り調査

平成31年3月5日より令和3年4月2日まで担任を含む教諭10名、生徒15名（保護者同伴）、遺族、塾講師、市教委などに対し、延べ36回の聞き取り調査を行った。

生徒に対する聞き取り調査では、平成31年3月の高校入試合否発表後に、調査趣旨の説明文を添付して協力を依頼する文書を送付した。対象の生徒は遺族から聞き取りの希望があった者を中心に行い、また聞き取りの中で情報を得る必要があると本調査委員会で判断した生徒も追加した。生徒22名に郵送で依頼し、13名から聞き取りができた。なお、3名

から承諾を得られず、6名からは返信が得られなかったため、これらの生徒に関しては聞き取りを断念せざるを得なかった。その後、令和2年になってから、さらに遺族からの聞き取り要望があったため、2名の生徒に遺族を介して連絡し、追加して聞き取り調査を行った。

教諭に対しての聞き取り調査は、担任をはじめ当日3年職員室に居た教諭や元バスケットボール部顧問、管理職等を対象に行った。聞き取りの内容は9月3日の状況やAさんの学校生活、担任との関係などが中心であった。

市教委には本件事案後の当該中学校や市教委の対応などについて聞き取りを行った。

なお、聞き取り調査には鹿児島市教育総合センター4階会議室と当該中学校近くの公民館を使用した。1回の聞き取りにあたり、1時間から2時間を要した。聞き取り調査では、必ず対象者の了解を得て録音を行い、その後反訳して本調査委員会で検討した。

#### オ アンケート調査

本調査委員会は、ある程度の聞き取り調査を行った後、新しい情報の有無を幅広く確認するために、当時の在校生533名（個別聞き取り調査を実施した生徒及び個別聞き取り調査を複数回依頼して回答のなかった生徒を除く）にアンケート調査を実施した。

本件事案当時の中学1年生191名と中学2年生178名の計369名に対しては、令和元年10月29日に学級担任よりアンケート用紙を配布し、11月8日を締め切りとして厳封の上で、各クラスで取りまとめ担任が回収を行った。また、本件事案当時の中学3年生164名に対しては令和元年10月28日市教委より自宅へ発送し、11月8日着で本調査委員会委員長宛に返送を求めた。なお、アンケート実施に当たっては保護者の承諾書を同封し、保護者の了解も求めた。アンケートの内容は、Aさんの進路や友人関係などAさんが亡くなった原因についての情報を求めるものであった。

アンケート用紙の回収数及び回収率は以下の表1のとおりである。回収された182名分のアンケートの中に、欄外も含めAさんに関する情報や本調査委員会に対する意見などが書かれてあったのは20名（全回収数の10.9%）であった。本調査委員会はこれらを精査したが、更なる調査が必要と判断される情報は見いだせなかった。

表1 本調査委員会実施アンケート調査の回収及び回収率

本件事案当時の学年	依頼数	回収数	回収率(注)
中学1年生	191名	66名	35%
中学2年生	178名	62名	34%
中学3年生	164名	36名	21%
学年不明		18名	
合計	533名	182名	34%

注：各学年の回収率は、学年不明者を除いた割合である。

#### カ 専門家からの講話

令和2年1月13日に生涯学習プラザ・男女共同参画センター（サンエール鹿児島）にて、住友剛教授（京都精華大学人文学部）から講話を受けた。その内容は、本件事案とは切り離した調査委員会のあり方に関する講話及び同教授が過去に経験した調査委員会の委員としての活動の仕方等であった。これは、同教授が鹿児島県教育委員会（以下、県教委）の招きで来鹿した際に、遺族からの要望があり実現したものであった。なお、講話の内容は本調査委員会の調査及び報告の参考とした。

#### キ 資料調査（遺族や学校、鹿児島市教育委員会などからの提供資料）

遺族からAさんの写真をはじめ多くの資料について提供を受けた。また、市教委を通じて当該中学校及び文科省や県教委作成の資料などの提供を受けた。このほか、担任や塾講師などからも資料の提供を受けた。本調査委員会は、本件事案の事実認定の際にこれらの資料を踏まえて検討した。

#### （3）調査委員会による中間報告など

本調査委員会は、令和2年3月31日に第1回、令和3年2月26日に第2回の中間報告を遺族と市教委にそれぞれ行った。また、X教諭が希望したため、市教委を通して第2回の中間報告書を開示し、コメントを得た。遺族からは聞き取り以外に随時FAXによる要望書が提出された。その後も最終報告書案を遺族と市教委に開示したところ、遺族からさらなる要望が提示された。これらのコメントや要望については調査委員会で協議し本報告書の作成に加味した。

#### （4）鹿児島市児童生徒の死亡事故に関する調査委員会委員構成

井口貴博（弁護士）

岡田洋一（九州ルーテル学院大学教授）○

長友医継（精神科医師）

東 千秋（臨床心理士）

有倉巳幸（鹿児島大学教授）◎

◎：委員長、○：副委員長

### 3. Aさんについて

#### (1) 母親からみたAさんについて

Aさんは、3人兄弟の末っ子である。母親は「手のかからない、育児としては楽をさせてくれる子であった」と述べている。

幼少期は、元気で活発であったという。例えば、保育園の年長時には大きな宮太鼓を数日で覚え、皆の前で立派に披露した。小学生の時には、野生児のように川や田んぼで遊び、周囲からは「たくましい」と言われていたという。蛇を片手に持ち、鼻歌を歌いながら自転車を片手運転したりするなど元気者であった。

学校での遠足の際には、「みんなにもあげたい」と言って自分で大量にクッキーを作ったり、小学校中学年のときには、従姉妹のいる[ ]へ一人で飛行機に乗って行き、幼い従姉妹の面倒も進んでみたりと世話好きな印象がうかがえた。

小学校高学年では、北海道に家族旅行に出かけ、兄弟3人で雪合戦をした際は、大はしゃぎであったという。6年生の運動会に兄弟3人で家族リレーに臨み、1位でゴールしたときには兄たちから「たくさん褒められた」といったように兄弟仲がとてもよかったようである。

中学校に入り、兄たちがそれぞれ就職や入寮で家を離れると、一人っ子のようにのびのびと自由に過ごすようになり、家に友だちを連れてきたり、母親に甘えてきたりしたという。たまに次兄が帰省すると、ゲームの攻略法や釣りを次兄に教えるなど器用な一面がうかがえた。次兄は今でも魚を釣ってくると、「弟ならば魚をさばけるのだけど」と友だちに話をするようである。

このように、母親が語るAさんの姿からは、明るく世話好きで物事に積極的なところもあり、家族思いの優しい性格もうかがえる。

#### (2) 生徒やその保護者、教師からみたAさんについて

Aさんの性格は、「普段はおとなしく、物静かで、口数も少なく、自分から意見を言ったりするタイプではない」と評価されている。一方で、部活動（バスケットボール部）では明るく、心を開いた人には自分から話す一面もあった。釣り仲間やバスケットボール部員と仲がよく、彼らとは元気に交流していた。「(Aさんの)興味があるものは、釣り、ゲーム、バスケット(ボール)で、これらにはやる気がでた」と述べる同級生もいた。

また同級生からは、「お互いの悩みを打ち明ける」、「相手のことを考えてくれる話しやすい人」、「友達を何より大切にする」、「試合のときも忘れ物をしない。真面目である」、「宿題を忘れるようなタイプではない」という評価もあった。

また、母親からAさんは「手のかからない子、いい子、やさしい子」と聞いていた同級生の保護者もいた。

一方、「朝の会で行われるハイタッチで、女子とするのが嫌で仕方がなかった」、「中学校に上がってからは女生徒とはほとんど話をしていないと思う」、「『女の子とおしゃべりする

のは苦手』と言っていた」との同級生の供述もあり、思春期のためか女子に対する苦手意識があったようである。このことに関しては、X教諭も承知していたようである。

以上のように、学校で生徒や教諭から聞き取ったAさんは、口数が少なくそれほど社交的なタイプではなく、異性との交流は苦手であった一方で、親しい友人に対しては打ち解けて自ら積極的に関わっていた。まじめで大人しく、恥ずかしがり屋で自己主張をあまりしない普通の男子中学生と思われる。

### (3) 精神疾患の有無

同級生や教師からの聞き取りでは、Aさんに奇異な印象を抱くような発言や行動はみられず、また、元気のない様子なども見聞したことはないとのことであった。よって、Aさんが精神疾患を発症していたとは考えにくい。

### (4) 自殺念慮／企図の有無

Aさんが、『どうして生きているのか』、『死んだらどうなるのか』とかに悩んでいる様子は見たことがない、いつも楽しそうだった」という同級生の聞き取りに代表されるように、Aさんの自殺に関する言動について見聞している関係者は少ない。

しかし、同級生のうち2人が3年生の1学期ごろ、Aさんの「死にたい」との発言を聞いている。生徒■は、「担任がX先生だから死にたいわ」と冗談っぽく言っていたことを1回だけ聞いたという。なお、この生徒は基本調査では「4、5月にかけて2、3回Aさんから直接『自殺したい』と聞いた」と述べていたが、聞き取りにおいては「そのような発言をしていない」と述べた。また、生徒■は、『X先生に怒られるのがきつい、自殺したい』とAさんが言っているのを聞いた、「この発言は全部で数十回とわりに頻繁に聞き、最後に聞いたのは7月頃で終業式間近なころだった」と述べた。ただし、そのような発言をした時のAさんは明るい様子であったため、生徒■は本心とは受け止めなかったようである。

この生徒は5月中旬にAさんからリストカットの跡を見せられた。左手首に傷跡が3、4本ほどあったが、出血はなかったという。O教諭がこの生徒にAさんの発言に関して直接確認しているが、本調査委員会はこの生徒からの聞き取りはできなかった。なお、Aさんの母親はAさんが釣りに行った際、岩場でけがをした手首の傷を、冗談めかしてリストカットしたと述べた可能性があると考えている。

Aさんがリストカットを実行していたかどうかは不明であるが、死体検案時には左手首の傷跡は確認されていない。また、警察官による遺族への説明によると、頸部の傷の他、右眉上の内部に真新しい皮下出血があったが、それ以外に外傷は確認できなかったとのことであった。

このように、Aさんには希死念慮（死を強くイメージすることや死を願望すること）があったかもしれないが、本心から自殺念慮（自殺をしてしまいたいという考え）があったとは言い切れない。

#### 4. 家族との関係及び家庭生活

Aさんは、男子3兄弟の末子である。本件事案当時、当該中学校に近い自宅で、母親、母方の祖父と3人暮らしてあった。Aさんの机はリビングにあり、Aさんは普段はそこで勉強していたが、ダイニングルームでも勉強することもあった。朝5時頃に起きて勉強をしていたこともあったという。

父親は平成23年に[ ]で死亡している。生前、Aさんたちをかわいがり、公園で遊ぶなどしていた優しい父親であった。Aさんも父親になついていた。後述するバスケットボール部事件での朝の奉仕作業のとき、「Aさんは、『お父さんがいたら車に乗って釣りに連れて行ってくれたんだろうな』と言っていた」ということから、Aさんと生前の父親との関係の良さがうかがえる。

母親は自宅から300mほど離れた[ ]関係の会社で就労していた。母親によると、Aさんが友達に「兄ちゃん（次兄）みたいにお母さんを困らせたくない」と話していたという。また、母親は、バスケットボール部を引退した後、塾と自宅を往復する生活をしているAさんを見て「最近、ほったらかしにしているな」と思うこともあり、そういうときは釣りや買い物や外食に連れていき、「元気づけたりしていた」とのことであった。夏休みには、Aさんが新しい文房具を買い揃えたいとのことで、一緒に買いに行ったり、リールを買い与えたりしている。

長兄（Aさんと7歳差）は、高校卒業後、県外の企業に就職している。次兄（Aさんと3歳差）は、本件事案発生時は高校3年生で寮生活を送っていた。前述したようにAさんが小学校6年生の運動会では兄弟3人で一緒に家族リレーに参加するなどのエピソードがあり、兄弟仲はよかったという。もっともAさんは、次兄からゲーム機の利用に関して、次兄に対する愚痴を口にすることもあったが、そのことを深く悩む様子はなかったようである。

祖父は[ ]の仕事をしているが、就労日は決まっておらず、時々働きに行っていた。在宅時は自室で過ごしていることが多かった。また、祖父はAさんが通っていた[ ]（以下、塾）への送り迎えをし、ときにAさんのご飯を作ったりしていたという。

## 5. 友人との関係及び学校生活

### (1) 学友との関係

#### ア 同級生とその保護者から見たAさんの友人関係

Aさんは、平成28年に当該中学校に入学し、1年生よりバスケットボール部に所属し、熱心に練習をしていた。また、趣味の釣りにもよく出かけていた。

Aさんは中学1年生の時から小学生時代からの友人やバスケットボール部の仲間たちと一緒に、釣りに行ったり、Aさんの家でゲームをしたりするなどしていた。

また、Aさんは、「筋肉があって、男子の友人が多い。よく外でバスケットボールをして遊んでいた」、「心を開いた人とはメツチャしゃべるし、喋らない人とは喋らない」、「釣りに行った時、魚の名前を覚えてくれたり、根掛かりを外してくれたりした」、「面倒見がいい。家に泊まりに行ったり、手料理を振る舞ってくれたりさばき方を教えてもらったりした」、「お互いの悩みを打ち明ける」、「相手のことを考えてくれる話しやすい人」、「友達を何より大切にする」などと評されており、同級生たちと親しい友人関係を築いていたことをうかがわせている。

ちなみに、3年生1学期に実施された平成30年度「児童生徒のいじめの実態調査」アンケートでも、Aさんは「いじめられたことはない」旨の記入をしている。なお、同アンケートは無記名であったが、回収方法から学校側がAさんの回答と判断した資料であった。

#### イ 教師から見たAさんの友人関係

教師からは、「友人関係は良好」、「仲の良い友人はいたと思う」との評価がある。また、「友人関係のトラブルも3年間なかった」と述べた教師もいた。

#### ウ 遺族から見たAさんの友人関係

遺族から提供された写真などの資料からも、Aさんはクラスやバスケットボール部の友人たちと、学校内だけでなく学校外でも釣りをしたりゲームをしたりして、交流を深めていた様子がうかがえる。また、母親もAさんの友人たちを「          の漁港に釣りに連れて行く」、「職場のバーベキューに呼ぶ」などAさんの友人関係を大切にしていた。母親は「友人との輪の中に（私も）交えて仲良くしてくれていた。なので友人たちのことはよく知っている。（本件事案後の）今も友人たちは遊びに来てくれて、（Aさんが）いたときと同じように普通に仲良くしてくれる」と語っていた。Aさんの1周忌には男女問わず多くの級友が自宅に行き焼香し、Aさんのバスケットボール部での活動をアルバムにして持つなど、多くの級友と親密な関係を築けていたことがうかがわれる。

#### エ 友人関係についての小括

以上より、Aさんは、クラスの友人やバスケットボール部員ともプライベートでの付き合いも深く、家に遊びに呼んだり、釣りに行ったり、ゲームを楽しむなどしていた。友人

との関係でいじめや深刻な対立などのトラブルも見いだせなかった。以上のことから、本件事案に友人関係が影響を及ぼしたとは考えにくい。

## (2) ゲームとのかかわり

Aさんの家にはゲーム機が沢山あったので、同級生が授業終了後や部活動の行き帰りに寄り、Aさんの家でゲームをした。一緒に週1回、または2～3回、Aさんの家でゲームをした。また、部活動がない土曜日や日曜日、休日にはAさん宅に集まりゲームを楽しんでいた同級生も多かった。さらに、下級生もゲームに加わっていたという。時には何人かで泊まってゲームを深夜までしたりしていた。

Cさんは「Aさんの家に行った時はテレビでゲーム（をしていた）。（中略）お互いの家にいるときは、携帯で通信しながら、ボイスチャットでやりとりしながら（ゲームをしていた）。話す内容は、ゲームのやりとり」と述べており、Aさんが熱心にゲームに取り組んでいた様子うかがえる。しかし中には、週2～3回ゲームをしていた同級生も「夏休みは、塾が忙しいと言っていたため、ゲームは2、3回しか一緒にしていない」とも述べている。

もっとも、Aさんは、釣りやバスケットボールなどそのほかの楽しみも持っており、ゲームだけに没頭していた様子うかがわれない。

教師が得ていたAさんのゲームへの嗜好性に関する情報は少ない。O教諭は、生徒から「(Aさんと) たまにオンラインゲームをしている」ことを聞いている。またX教諭は、家庭訪問時にAさんが「荒野行動」をしていることを聞いたことがあるが、ゲームの具体的な時間については訊いていない。Y教諭は次兄が「弟はおれと違ってゲーマーだよ」と言っていたことを覚えていた。

母親は、「ゲームはよくやっていたが、皆と一緒にくらいたったと思う。すごく強かったので、たくさんやっていると思われたかもしれない。(最近の) 子供たちはゲームを普通に3時間くらいしている。その子供たちとなにも変わらない。朝からずっと異常なほどゲームをしていたという感覚はない」と述べている。

以上のことから、Aさんは親しい友だちとゲームをするのが好きであり、部活動や塾がないときには、ゲームをしていたことが多かったようである。ただし、そのことでAさんが日常生活に支障を来すことはなかった。

## (3) 宿題の取り組み

Aさんは、「自分からどんどん行く方ではなく、勉強が「得意なほうではなかった」が、同級生は「クラスのなかでも勉強をしっかりとやり、宿題を忘れることはほとんどなかった」と評価している。また、ある同級生は、「Aさんは日々の宿題は比較的毎日出していた」と述べており、「夏休みの宿題を出さなかったことは意外な印象」と評価した。

Aさんは塾に通うようになり、学校と塾の宿題が重なることが負担となり、Aさんから

「宿題が多くて寝る時間が遅くなる」と聞いていた同級生もいた。

宿題への取り組みについて、教諭らは「比較的良かった」と評価をする者がいる一方、「時々忘れてたり、連続して出さない」、「宿題忘れは中2のとき結構あったが、声掛けしたら提出していた。中3になってからは、宿題忘れはなくなった」と述べた教師もいた。X教諭は、Aさんを「さぼろうとするようなことはなかった。宿題は完璧ではないが出していた」と評価している。O教諭によれば、「1学期は宿題忘れの件でX教諭が母親に電話連絡したことがあるというが、母親はそのような電話を受けたことがないとのことである。

なお、母親はAさんが朝早く起きて勉強していたことがあったという。また、「いつも締め切り間際に頑張るタイプ、コツコツはしない」と述べており、追い込まれてから頑張るタイプであることがうかがえる。

以上のことから、教師によって宿題の提出状況についての評価に差があるものの、Aさんは宿題を意図的にさぼるようなことはなく、概ね良好に提出できていたといえる。

## 6. X教諭との関係

### (1) X教諭について

X教諭は、平成 年4月に鹿児島市立当該中学校に着任した。着任後まもなく身体疾患のため約半年間休職をし、同年9月に復職した。

復職時1年生を担当したが、当時の3年生の一部生徒が授業妨害や器物破損（例えば、教師の車のガラスを割る）等の行為を頻繁に繰り返しており、その影響が1年生にも及んでいた。X教諭によると、自分は生徒の反抗的な態度や行動に対して、毅然とした厳しい指導を行っていたという。

基本調査などの資料によると、複数の生徒からX教諭の指導時には、「大声を出す（怒鳴る）、ものや壁を叩く、机や椅子を蹴る、ティッシュの箱を投げる、やかんを目の前に落とされてやかんを蹴る」といった行動がみられたことがあげられている。なお、X教諭によると、やかんを蹴る行為については「身に覚えがない」とのことである。

特に、「大声を出す」行為については、生徒だけではなく同僚教師からも情報が得られ、またX教諭自身も自覚していた。X教諭によると、「大声を出す」行為や「机や椅子を蹴る」行為は、相手に自覚を促すために「意図的に行っている」とのことであった。実際、椅子を蹴飛ばしたり大声を出したりするのは「ポーズだ」と見ていた教諭もいた。

一方、生徒たちは「興奮して怒っている」と受け取り、恐怖を覚え、「考えさせるような指導にはなっていない」という評価であった。また、「うるさくて怖く」、「言葉遣いも『おまえ』、『ちげえだろ』、『～しろ』といった乱暴で命令的な口調であった」と述べた生徒もいた。なお、X教諭によると、『ちげえだろ』というような言葉遣いはしないとのことであった。

ところで、本調査委員会は により提供された音声データを再生し、平成 年11月中旬に行われた保護者会の様子を聞いた。保護者会の最中にX教諭の怒鳴り声が入っており、そのため、保護者会が中断した様子が確認できた。そのときのX教諭は、保護者会が行われた部屋とは別の部屋で生徒を指導していたと思われるが、何度か大声を発していること自体は確認できたものの、すさまじい声量のため発言内容は聞き取れなかった。

本件事案時の校長は、X教諭に対する印象について、「きちっとしないと気がすまない。遊びがない。緩められない。子どももガチガチになりお互い苦しいのではないかと話した。ちなみに、校長はX教諭に管理職試験の受験を勧め、「管理職になるにあたっての姿勢」を指導したという。

本件事案時の教頭は、本件事案が起こった平成30年度に異動してきたが、X教諭が物に当たる姿は見たことがなかったという。また、本調査委員会の「X教諭が生徒指導のイニシアチブをとっていたか」との質問にも、「(生徒指導)主任でもあったのでとっていた」と話した。そして、『X先生なら』と生徒の大半が支持し、X教諭が指導すると見た目は落ち着く」と評価していた。しかし一方で、「X教諭は『みんなで元気出しましょう』『大きな成果のために頑張りましょう』というタイプなので、生徒の中には違和感のある

子もいたのではないかと。ちょっと引いてみたりする子にはきつかったかも」と話した。

同僚教師は、「熱血漢」、「芯があり、厳しい」、「熱く一生懸命で責任感が強い」といった印象をもっていた。同じような印象をもっている生徒たちもおり、「熱心な先生」、「行事に熱心で熱い先生」、「怒ると怖い、それを除いたらクラス思いで熱心で授業も面白い」、「僕のなかではX先生はいい先生だ」と述べている。また、「普段は明るく元気であり」、「いつもハイテンションな先生で気が抜けているのを見たことがない」、「みんなを引っ張っていく先生でもある」との評価もある。

一方で、熱心さがマイナスに受け止められることがあり、「怖い」、「ずば抜けて怖い」、「軍隊の教官のよう」、「感情の起伏が激しく、怒れば非常に怖い」、「かっとなりやすく、怒りだしたら止まらない」と評価する生徒や保護者もいた。そして、後述する指導の仕方においても、そうした性格が表れている。

このように、X教諭は「熱心で生徒のことを考えてくれていると思うけれど、それが逆に生徒には圧力というか結構きつかった」という印象に代表されるように、総じて、生徒たちからは、「熱心、明るい、積極的」という印象の反面、「厳しい、大声で怒鳴る、怖い」といった印象も持たれていた。

本調査委員会の聞き取りに対して、Aさんの母親はX教諭に関して次のように話した。「当初は、熱い先生だと思っていた」が、「(Aさんが)中2のバスケ部の事件(後述する『バスケットボール部』事件)後、不信感をもつようになった」という。そして今では「嘘をつく先生だと思っている」と述べた。そして、以下のようなエピソードも付け加えた。

次兄が中学1年生のときの指導において、X教諭に髪をつかまれたり正座をさせられたりした。(次兄の)先輩が「体罰だ」と抗議に行った後、X教諭から母親へ謝罪の電話があった。その時「行きすぎた指導をしてしまいました」、「肩をはたきました」と言った。母親は「そのくらい大丈夫です。気にしないでください」と伝えたが、後で次兄に聞くと肩をはたいただけではなかったことが分かったという。これに関してX教諭は「肩」ではなく「頭」であったと訂正した。

複数の教諭や生徒から「モノを壊す」という話が出てきたので、本調査委員会の聞き取り調査時にX教諭本人に直接尋ねた。X教諭は、「職員との言い争いで腹を立てて壊した。生徒指導などの時も状況に応じて感情が昂ぶることはあるが、一番(気持ちをコントロール)できなかったのはプリンター事件。生徒指導は激昂とは違う」と述べた。

以上のことから、X教諭の印象は他の教諭と比べても、熱心で厳しい印象であった。生徒からの支持をそれなりに集めている反面、生徒によっては大声のみならず興奮して物に当たっているとみられる指導などを受け、怖がられていたという側面もあったようである。

## (2) X教諭の普段の指導の仕方

### ア Aさんへの普段の指導の仕方

Aさんはこれまで、与えられた課題はこなし、ルールを破る行為はあまりなかったので、

X教諭の直接指導を受けることはほとんどなく、「Aさんはあまり怒られないタイプだった」ようである。聞き取り調査では、AさんはX教諭から平成30年9月3日の個別指導を除いて2度の叱責を伴う指導を受けていることが確認された。1つは、友だちと4人で昼休みに屋外で玩具を投げ合って遊んでいたところ、家庭科教室の窓ガラスに当たり教諭から叱責されたことに端を発するものである。その日の朝礼で「この学年はたるんどる」と指導されたばかりだったこともあり、放課後職員室で学年の教師一人ひとりに怒られ、さらにX教諭に叱責された際、Aさんも含め3名は泣いたという。なお、このとき生徒はX教諭に手でパンと肩のあたりを押され正座させられたという。もう1つは、国語の授業中（4校時）に居眠りをしていたときに、X教諭が教室に入ってきて、Aさんの机をパンと叩いて起こしたことである。この点、X教諭によると、「国語」ではなく「数学」の授業中の出来事であったとのことである。

以上のように、いずれも時期は不明であるが、9月3日当日、夏休みの宿題を提出しなかったことで個別指導を受けるまでに少なくとも2回、AさんはX教諭から指導を受けたことがわかっている。

## イ その他の生徒への指導の仕方

### ① Aさんが中学2年時の「バスケットボール部」事件

X教諭は自らの指導観に沿わない（生ぬるい）指導に対して、管理職に申し出たり、自ら指導に当たったり、同学年部の他の教員と協力して強い指導をしたりすることがあった。その事例の1つが、Aさんが2年生のとき（平成29年度）のバスケットボール部の事件である。

この事件は、平成29年10月頃に練習試合で他校（中学校）に行った際、というものだった。相手校の保護者からの連絡により1か月くらい経ってからこの事件が発覚し、指導が行われた。

X教諭によると、バスケットボール部顧問のY教諭は、加害者生徒と被害者生徒の保護者を呼んだが、X教諭は「顧問がこの問題を早々に片付けようとしている」ことに疑問を抱き、独自の生徒指導が必要だと考えた。このX教諭の考えに同調した2年部教員全員で、保護者が来校する前に独自に加害者生徒の指導を行った。ある生徒によると、その指導は相当に厳しいもので、複数の教諭が順次長時間にわたって行い、指導は夜間に及んだという。

指導の最中に到着したある保護者は、複数の教諭が泣いている生徒に対して「声が小さい」と怒鳴っている様子を見て、あまりの指導の厳しさに過呼吸を起こしている。その保護者は、この時の指導について「まるで牢獄みたいだった」と語った。

その後も、数日にわたってX教諭らの指導は続き、ある生徒は反省文を書かされた上、読み上げをさせられるなど、「放課後1日あたり約2時間半」指導を受けたという。

X教諭は、こうした指導をした理由について以下のように述べた。2年部教員全員で事

実確認をした際に、加害者生徒らに「何が悪かったのか」を問うたところ、「自分の事を考えていく」、「これから部活に専念する」、「ダメなことだった」などと答えた。X教諭からすると、この答えは的外れな返事で「『彼らは反省していない』と判断したから」前述のような指導をしたとのことであった。X教諭は「傷ついた生徒が学校に来ることができるようにすべきではないか。(このような行為は)人として最低である」と述べ、被害者生徒の心境に考えを及ばせていない加害者生徒に対して上述のような厳しい指導をしたとのことである。このように、X教諭は主導的に同学年の他の教諭らを巻き込み、より厳しい指導へと導いていた。X教諭によると、加害者生徒らはバスケットボール部事件後の学校生活でも反省した姿が見られず、このような厳しい指導を行うことについてはX教諭個人の判断ではなく、2年部教員全員一致の見解であったという。

その後、バスケットボール部の保護者が上記の厳しい指導について学校や2年部教員に対して不満を向け始めた。そこで、顧問は校長や学年主任に対し、「部内で責任を取るので、2年部教員によるこれ以上の指導をやめるよう」に伝えた。顧問の判断で連帯責任ということとし、2年生部員全員で朝の奉仕作業（清掃）を一定期間することや新人戦不出場を提案し、実行した。このとき、Aさんや一部の生徒はこの事件に関与していなかったが、連帯責任ということで奉仕作業を行った。なお、X教諭は関係のない生徒まで責任を取らせることについて、反対を「表明しなかった」ものの、否定的な考えを持っていたようである。

Y教諭は連帯責任とすることで、これ以上のX教諭らによる指導を終わらせようとしたが、2年生部員に対する指導はその後も続いた。例えば、2年生部員が奉仕作業中に通りがかった生徒と話をしていると、「何、話してんだよ」、「話しないで無言でやれ」と言ったり、奉仕作業の期間に2年生部員が教室で笑うと、「おまえは笑う資格はないんだよ」などと指導していた。このように、X教諭は上記のような考えを持ちながらも、連帯責任を課された2年生部員への指導に積極的に関わっていた。この点、バスケットボール部の顧問でもないX教諭が、2年生部員に積極的に指導することについて不満をもっていた生徒や保護者もいた。

## ② 宿題や提出物を忘れた生徒への指導

X教諭は、詳細は後述するが、宿題忘れに対する指導として、①宿題を家に取りに帰って持ってくる、②宿題を学校でやって提出する、③宿題を家に取りに帰り家でやって学校に持ってくる、④宿題を家に取りに帰って学校でする、の4パターンで行っており、なるべく当日中に宿題を提出するように指導している。特別な理由がある生徒には事情を聞き、「明日出せるのね」と確認し、翌日提出したときに「こういうふうにはできない。次は守りなさい」と指導していた。また、提出すべき宿題を済ませていなかった生徒には、部活動に参加させずにその宿題をさせた。もっとも、他の教諭も同様に宿題を取りに帰らせる指導をしていたが、X教諭は徹底しており指導も厳しかったという。X教諭自身も、「他の教諭よりも大きな声で指導していた」と自覚しており、「他の教科の提出物にも首を突っ

込んで指導することもあった」と述べた。

一方、生徒によると、X教諭は時には宿題をさせるために学校に遅くまで残して指導し、さらに提出物を忘れた生徒に対しては、指導時間は長く、「昼休みが全部潰れるくらい怒られる」と述べた生徒もいた。

また、生徒■は、X教諭より「親の印鑑やサインが必要な場合も『なんとかして（当日中に）もってこい』と言われていた」と述べた。さらに、X教諭は否定したが、ある生徒によると「両親が不在、印鑑もない、往復2時間かかる」生徒でも「20時までに提出する」という期限が設けられており、期限までに提出できなければ、翌日X教諭から厳しい指導があったとのことである。

このように、X教諭は他の教諭に比べて、宿題忘れについて厳しく指導していたといえる。

## ウ X教諭の指導の仕方に対する評価

### ① 生徒の評価

X教諭の指導に対する生徒の受け止め方は、前述のX教諭の印象と同様にその評価が二分されている。

Cさんは「その調子だったら内申書を書かないぞ」、「やる気がないだったら味方しないぞ」と言われ、ある生徒は「指導されているときに急に怒鳴ったり、急に物を蹴ったり、机の上の物を飛ばしたり、いすを振り上げられたりして、脅されている感じがした」と述べた。また、ある生徒は、「どんなふう育てられたの」、「社会じゃ通用しないよ、社会でやっていけないよ」、「提出がそんな悪いとマイナスのことしか書かないぞ」、「内申書マイナスばかりになるぞ」、「高校に行けないぞ」などとまるで脅迫めいた指導をされたという。

なお、X教諭によると、「どんなふう育てられたの」、「提出がそんな悪いとマイナスのことしか書かないぞ」、「内申書マイナスばかりになるぞ」、「高校に行けないぞ」などという脅迫めいた指導を否定している。

体罰に近い「指導」を受けた生徒もいる。Bさんは、宿題（社会のワーク）を忘れたため休憩室に呼ばれ、やかんを目の前に落とされて「やかんを蹴る」などの「指導」を受けた。その後で名簿を見せられて「おまえだけ出していない」と言われ、ペンを体に投げつけられ、『ペンを拾え』と言われた」と述べた。Bさんは続けて、教室の端に立たされて、『宿題を忘れない』と大きな声で言え』と命令され、大きな声で言ったものの、X教諭に「聞こえない」と言われ、「2回言われた」と語った。

他方、「怖いけどちゃんと接してくれる先生というイメージ」、「バスケ部員はX先生を悪く言うが、自分と母はそう思わないので、どうしたらいいものか悩んでいる」、「忘れ物や学校生活をちゃんとしないと厳しい。それ以外はちゃんとしてくれるいい先生」などと肯定的な評価をしている生徒もいた。ある生徒は、「2年生の時、いじめを受けていることを

誰にも話せずにはいたが、当時担任でなかったX先生が異変に気付き、相談に乗ってくれた」と述べた。そして、「自分たちが納得できる叱り方をする」とも評価した。前述の体罰に近い指導を受けた生徒も「激しく怒るので最初は好きでなかった」が、学活でX教諭の話を聞くうちに、「熱心で面白い先生と感じるようになった」とも述べている。

このように、X教諭は宿題や提出物忘れ、そしていじめに対しては、上述のような厳しい指導をしていたが、「感情的であり、恐怖を覚えるもの」として受け取る生徒もいた一方で、この「厳しい」指導を「ちゃんとしてくれる」などと肯定的に評価する生徒もいた。

## ② 他の教師の評価

校長は、X教諭に対し人事評価面接などで「体罰」をしていないことを確認している。さらに、指導時の言動については、「もう少し子どものことを考えるよう」に何度も注意をした。このことから、X教諭の指導については「行き過ぎた指導」を懸念していたものの「体罰」とは認識してはいなかったと思われる。

同僚教師は、X教諭が大きな声や机を蹴ったりして指導していたことは確認しているが、「体罰は見たり聞いたりはしたことはない」という。「指導は、配慮しているのかもしれないが、思ったことはダイレクトに言っているように見える」、「もともと地声が大きいし、■なのでこんなもんかなと思う」、「興奮すると、ドキッとするくらい大きな声を出す」と述べている。同僚教師の間で「思ったことをはっきり言い、大きな声で指導する」というX教諭の評価は、概ね一致している。

また、「生徒の心に届く指導である」、「ちゃんと叱ってその後はフォローする」、「本気で指導するのでしばしば大きな声が出る。生徒をよく見ており、自己反省を促す指導であるので、指導中、生徒が涙する姿をよく見る」、「保護者や生徒の中には悩みがあるとき、担任を超えてX教諭を頼る者も少なくない」といった評価があり、他の教師からは全体的に好意的に見られている。

もっとも、ある教師たちは全体としてはX教諭の指導方法について好意的に述べつつも、「1対1の指導だと生徒は『自分の意見を言いにくくなるのではないか』と思うときがある」、「わが子があの指導を受けると『厳しすぎるかな』という思いになるかも」と評していた。このように、X教諭の指導方法を概ね肯定的に捉えている教諭の中にも、その指導の仕方に違和感を覚えている者がいた。

## エ X教諭の指導観

「荒れていた」当該中学校時代を経験してきたX教諭は、「(当該中学校には) 厳しく対応する人間が必要」であり、「(生徒には) 毅然とした態度で(接し、) 二度と荒れた学校にしたくない」という思いがあった。そのため、X教諭は「いじめなど人権を脅かす行為、ルールや規則を破ることを許さない」と述べ、こうした行為に対しては厳しく指導することがうかがえた。

また、「毅然とした態度は、(生徒の) 気づきと内省につながる」と確信しており、本調

査委員会の聞き取りでの「生徒が恐怖を感じてしまい、内省に至らないのではないのか」という質問に対し、「生徒が怯えているとは感じられない。(むしろ)周りの先生が生徒や親に対して毅然としていなかった」と述べ、さらに「(そうするのは)自分の役割だと思うし、叱った後はきちんとフォローしていた」とも述べた。

なお、X教諭は、本件事案後は「より丁寧に生徒の話を聞くようになった」と述べた。

### (3) AさんのX教諭への感情

AさんはX教諭の指導に対して抵抗感があった。Aさんは友人にX教諭について「けっこうきつい、嫌だ」と言っていた。友人とのLINEでも「俺、きつい」、「クラス替えして欲しい」などの発言頻度が中学3年の当初と比べてその後が高くなっていったという。また、同級生に、X教諭が明るいので「自分に合いそうにない」、「2人組での対話活動がうざい」、「ハイタッチを女子とするのが面倒くさい」とも言っていた。

一方、Aさんの母親は「X先生は、(Aさんから)嫌われていたことには気付いていたと思う」と述べている。X教諭も「個別指導後に『何かあったら自分のところに相談に来るように伝えてはいたが、(Aさんの性格から)実際来ることはないだろう』と思っていた」と述べ、AさんがX教諭に対して心を開いていないことは、X教諭自身も察していたと思われる。

以上の聞き取りなどから、AさんはX教諭の指導(厳しい指導、女子と関わらせる指導、宿題を多く出すことなど)に抵抗感を持っており、またAさんの母親の聞き取りから、そうしたことをX教諭自身も自覚していたと思われる。

もっとも、同僚教師は「AさんのX教諭への反発はない」と述べており、同級生が述べたAさんのX教諭への感情が表立った行動としては表れていないようである。

## 7. 進路に関する問題

### (1) Aさんの成績について

Aさんの中学1年生の成績は学年の真ん中より下位であり、中学2年生になってもそれはあまり変わらなかった。

Aさんは中学3年生に進級する前の春休みに、宿題が多くて厳しいとされる塾に入った。この塾は、全国統一模試の成績によって、2つ（夏休みは3つ）のクラスに分かれる。Aさんは入塾時のテストでは下のクラスであったが、そのクラスの中では上位に位置する成績であった。入塾時、Aさんは鹿児島水産高校（以下、水産高校）に合格できるレベルの成績であったが、塾講師がらトップで入学することを目標に頑張るよう言われていた。

同じ塾に通っていた生徒は、塾でのAさんの様子を「テスト中はほとんど寝ていた」と述べたが、授業を担当していた塾講師は熱心に取り組んでいたと評価し、両者に評価の違いがみられている。

しかし、塾に入ってから学校の成績が上昇し始めたのは事実である。中学3年生の1学期の実力テスト（5月23日）では学年の真ん中あたりの成績に、そして1学期末テスト（6月27～29日）では、5教科で学年の上位3分の1あたりに位置するまでに成績が上昇した。塾でも主要教科で1学期期末成績上昇者として掲示されるほどだった。

下記の表2に示すように塾で受けた6月30日と8月19日の2回の全国統一模試では水産高校はともにA判定であり、第2回模試での[ ]高校の合格率はC判定であった。

表2 Aさんの統一模試成績結果（抜粋）

	公立志望校判定			
	鹿児島水産		[ ]	
	判定	合格率	判定	合格率
第1回（6月30日）	A	84	—	—
第2回（8月19日）	A	90	C	28

### (2) Aさんの進路希望について

Aさんの当該中学校及び塾での進路希望をまとめると以下の表3と表4のとおりである。なお、当該中学校で行われた4月と7月の調査では第3希望までの記入を指示されたが、塾での調査は志望校についてそのような指示はなかった。

表3 当該中学校での進路希望調査

時期	4月27日	4月	6月26日	7月
	第1回進路希望調査	「H30 進路希望調査票」	第2回進路希望調査	「H30 進路希望調査票」
第1希望	鹿児島水産	鹿児島水産	鹿児島水産	鹿児島水産

	海洋科	海洋科	海洋科	海洋科
第2希望	■■■■■	■■■■■	記載なし	■■■■■
第3希望	■■■■■	■■■■■	記載なし	■■■■■

表4 塾での進路希望調査

時期	6月30日	8月19日
	第1回統一模試	第2回統一模試
公立第一志望	鹿児島水産	鹿児島水産
第二志望	記載なし	■■■■■
私立第一志望	記載なし	■■■■■
第二志望	記載なし	記載なし

先に述べたようにAさんの趣味は釣りであり、「漁師になりたい」という夢を持っていた。そのことから高校進学も中学1年生の3学期には水産高校への進学希望を抱いており、当時の担任はそのことを把握していたという。表3に示すとおり、中学3年生の4月27日の学校での第1回進路希望調査では、第1希望に水産高校、第2希望に■■■■■高校、第3希望に■■■■■高校をあげている。中学3年生の4月と7月の「H30 進路希望調査票」では、第1希望は水産高校、第2希望は■■■■■高校、第3希望は■■■■■高校と記載している。また、中学3年生の4月16日の家庭訪問時や塾での進路希望調査(中学3年生の6月、8月実施)でも一貫して第1希望に水産高校の名前をあげている。

なお、学校の希望調査票には保護者のサインが必要である。母親は、6月27日実施の希望調査票は「見た覚えがある」ものの、4月27日の希望調査票は「見た覚えがない」と述べたことから、同日の希望調査票の保護者名記入欄には、Aさん自身が母親の名前を記入したと考えられる。

Aさんは、周囲の友人に対して「漁師になりたい」と語っていたり、8月にあった水産高校の体験入学に複数の友人を誘ったりしている。母親から寮に入ることを「寂しい」と何度も言われても、Aさんはその都度「水産高校に入学する」と断言していることや第1希望に一貫して水産高校の名前をあげていることから、水産高校への入学希望の思いは強かったと思われる。

### (3) 周囲の人たちの進学に関する見聞

Aさんの母親をはじめ中学校の教師、塾講師や友人たちは、Aさんが水産高校に進学を希望しており、進路に対して「迷ったようなことはない」と述べている。

同じバスケットボール部の友人たちも、Aさんが「水産高校に進学するもの」と思っている

た」と言い、バスケットボール部のある友人は「塾で(水産高校が) A判定で喜んでい」とも話した。また、同じクラスの生徒たちもAさんが「水産高校への進学を希望していた」と述べた。その中でもある生徒は「[ ]高校にも興味がある、[ ]高校のことはうっすら聞いていた、でも圧倒的に水産高校という印象」と話した。また、Aさんは他の生徒にも水産高校への進学を誘ったりしていたという。

なお、ある保護者は中学3年生の1学期、Aさんの成績が急激に伸びたときに「[ ](高校)もありなんじゃないか」とAさんに言うと、Aさんは「『いやあ』とあいまいな感じだった」と述べている。

X教諭も、「早い段階で水産高校というのは前の担任からも聞いていた」、「9月3日以前に[ ]高校の話題は一切ない。家庭訪問でも三者面談でも出てこなかった」と話し、Aさんの進学希望先については水産高校が第1希望であると認識していた。8月26日にAさんはCさんや生徒[ ]、生徒[ ]と釣りに出掛けているが、その際、進路について、「水産高校に行きたい」と即答している。また、「迷っている雰囲気もなかった」という。

一方で、Aさんが水産高校の体験入学後、同級生に水産高校の寮について「他人と一緒に(の部屋)にいたくない」、「寮はマジやばい」と言っていたという。また、Aさんが「思っていたのと違う」、「水産ないわ」などとも発言していたようである。

以上のことから、Aさんは一貫して第1希望に水産高校をあげており、水産高校の進学希望は強かったことが推察される。Aさんは第2希望として[ ]高校や[ ]高校をあげているが、それらの体験入学にも参加しておらず、進路そのものに迷いがあったとは考えにくい。ただし、少なくとも体験入学を通じて寮生活に伴う不安に直面し、その点において進路に対する不安を抱えていたことがうかがえる。なお、母親はAさんが感じていた寮生活の不安とは、初めて親元を離れて様々な制限のある寮で他人と生活することへの不安ではないかと捉えている。

## 8. Aさんの夏休みの生活パターン

### (1) 夏休みに入る前の自己評価（1学期学習の反省）

Aさんは、夏休みに入る前に配布された「平成30年度1学期学習の反省」に、以下のように入力した。

①期末試験で一番点数が低かった、または課題だと思う教科は何ですか？

5教科 英語 副教科 技術

②①で答えた5教科で特に苦手だと思う単元は何ですか？

英語

③夏休みにどのようにしてその単元を克服しますか？

歴史を強くする

④夏休みの学習時間の目標はどのくらいですか？

部活動（習い事）のない日 60分

部活動（習い事）のある日 60分

塾のある日 240分

以上のようにAさんは、1学期の学習の反省を行い、夏休みに向けての目標を立てていたことがうかがえる。

### (2) 夏休みの主な出来事

Aさんの夏休みの出来事を、夏休みのしおりへの記載や母親や友人などの供述から以下の表5にまとめる。なお、塾については開講日を塾資料より確認しているが、Aさんの出席の有無は、Aさんが入退室カードを塾の機械に1日も通していなかったため記録としては残っていない。ただし、母親や塾講師は「塾を休んでいる様子はなかった」と話した。

表5 夏休みの主な出来事

日付	出来事	塾開講日
7月20日	1学期終業式	
7月24日	三者面談 担任から夏休みの宿題について指導を受ける。	○
7月25日	鹿児島県中学校総合体育大会(中体連) 部活動引退	○
7月26~27日		○
7月28日	釣り	
7月30~31日		○
8月1日	出校日	○授業はなく、復習タイム
8月2日	生徒と遊び、その後塾へ	○

8月3日	生徒■と遊び、その後塾へ	○
8月4日	釣り	
8月7～8日	水産高校宿泊体験入学	8/6～8 夏季勉強合宿不参加
8月9日		○授業はなく、復習タイム
8月10日		○
8月11日	釣り	
8月12日	次兄帰省	
8月17～18日		○
8月19日		○全国統一模試
8月20日	CさんとLINEをしながら、ほぼ徹夜で宿題をする。	
8月21日	出校日 ほとんどの宿題を提出する。	
8月22～25日		○
8月24日	生徒■にLINEで、次兄の愚痴をいう。 Aさんが母親と一緒にメルカリでリールを購入する。	
8月26日	Cさん、生徒■、生徒■と釣り	
8月27 or 28日	生徒■、生徒■と遊び、その後塾へ	
8月28～30日		○9月実力対策勉強会
9月1日	生徒■からAさんの母親の会社の夏祭りに誘われるが、断る。 Cさんと家で遊ぶ。生徒■とも通信でゲームを行なう。	
9月2日 午前11時29分  日中  夕方	Aさんが「英語のワークが終わらない」と生徒■にLINEを送る。 生徒■と家でゲームをする。 母親は仕事に行く。 母親は■へ戻る次兄を送りに出る。 その際、Aさんが友人と二人で自宅近くのコンビニの前を歩いているのを見かける。 名前を呼びかけると、Aさんは笑いながら	

夜間 午後 10 時 35 分 24 時過ぎ頃	手を振り返してきた。 Cさんと通信しながらゲームを行なう。Aさんは「宿題が終わらない」と言っていたという。 生徒■が解答を LINE で送信する。 帰宅した母親は Aさんが寝ているのを見ている。	
(9月3日)	2学期始業式	
(9月4日)	実力テスト(市内中学校共通テスト)	

### (3) 夏休みの過ごし方

7月24日に三者面談があり、X教諭はAさんに対して「宿題の提出期日を守るように、早めに提出するように」と指導した。また、Aさんの母親に対しては「中3なので宿題は7月中には終わらせるように見届けてもらいたい」とお願いした。

このとき、X教諭は5月23日に実施された1学期の実力テストと1学期末の成績が記載されている資料に、9月4日に実施予定の実力テスト(市内中学校共通テスト)の目標点をAさんに書かせているが、5月の実力テストの成績より高得点で、1学期期末テストの成績に迫るほどの目標を立てている。

Aさんは、夏休みのしおりの「今日の一言(3行の日記)」に、部活動や塾の話題のほか、友達と遊んだこと(釣りやゲームなど)を主に記載している。実際、Aさんは母親や友人たちと4回ほど釣りに行っており、母親に釣り道具も買ってもらっている。

母親は、「7月の中体連までハードな練習があり、疲れて夜はすぐ寝ていた、忙しくてゲームをする暇はないと思っていた」と話した。Aさんは7月25日に部活動を引退し、土日や祝日・お盆休みなど塾が休みの日以外は塾に行き勉強をしていたと思われる。

一方、9月3日の学級活動でAさんは「夏休みを振り返って」のワークシートに、夏休みについて「だったら」、「ゲームもしたし、宿題ができていなかった」と書き、「楽しかったランキング」でもゲームと釣りのことを記述している。また、1日の宅習時間を平均2時間と書き、夏休みのしおりの学習時間記録には日によって「0」分や「60」分、「120」分、「240」分、「360」分などバラつきのある時間を記入している(8(5)イの表6を参照)。

### (4) 夏休み中のゲーム

友人らによると、Aさんは「それまでオンラインゲームをしていたが、夏休みは塾が忙しく、していない」、「夏休みは1回だけAさんの家でゲームをしたが、お互いの塾の時間が合わず遊ぶことはなかった」、「夏休みは会うことはなかった、たまにゲーム(通信)をしたくらい」などとゲームにかける時間が少なかったと述べていた。

しかし、Aさんとオンラインゲームで交流していた友人によると、Aさんのゲームにか

けていた時間は、中体連（7月25日～27日）以前は1日に1時間くらいであったが、その後は2～3時間に増えたと述べている。

さらに生徒■は、Aさんと「夏休みは、ネットを通してのゲームをほぼ毎日、夜8時から夜中1時ころまでした。週2回程度、Aさんの家に行って遊んだ」と述べた。また、彼は「(Aさんは)Cさんと仲のいい人たちの中に入っていた。(Aさんはゲームがうまく)他県のグループの人たちとも(ゲームを)やったりしていて、2つくらい(オンラインゲームのグループ)に入っていた。夏休みに入った頃、中体連の練習が忙しくても、4つの(オンラインゲームの)グループに入っていた」と述べており、Aさんが複数のグループでゲームをしていたことがうかがわれた。

夏休みが終わる9月2日にAさんがしていたオンラインゲームについて、Cさんは「9月2日は生徒■がAさんの家に遊びに行っている。宿題をやっているふりをして、ずーっとゲームをやっていた」、さらにその夜についても「一緒にゲームしていた」、「Aさんとデュオ(2人チーム)でプレイしたところ、すごく調子がよくてドン勝つ(最後まで生き残り、優勝すること)した」と述べている一方でAさんは「宿題終わらない」とも言っていたが、Cさんは、その後徹夜をして、夏休みのしおり以外は宿題を終わらせることができたという。

以上のように、Aさんは、夏休みの間にゲーム仲間と頻繁にオンラインゲームを行っていた。ただ、Aさんは複数のグループとゲームをしていたため、具体的にどのくらいの時間をゲームに充てていたかは不明である。しかし、Aさん自身は「夏休みを振り返って」のワークシートに「不安に思っていること、自信が持てないこと」として、「ゲームしたら続けてやる」、「ゲームを長くしてしまう」と書いている。実際、9月2日は夜中までゲームをやり宿題を終わらすことができなかつたことからすれば、Aさんがゲームに熱中するあまり、宿題をする十分な時間を取ることができなかつたと推察できる。

## (5) 夏休みの学習課題及び学習状況

### ア 夏休みの学習課題

「夏休みの生徒心得」や「夏休み学習課題一覧」、「生活・学習の記録」などをつづった夏休みのしおりには、「9月4日(火)に第1回共通テスト(9月実力)がおこなわれます。指示課題以外も計画的に学習し、総復習をしましょう。また課題提出については2学期の評価対象です。未提出・提出遅れは自己責任です」(夏休み学習課題一覧より)と印刷されている。また、夏休みのしおりの中の「家庭学習について」には「今年は受験生です。1日の家庭学習は6時間以上取り組むこと」と書かれており、夏休みに学習に力を入れることが強調されている。

各教科から多くの宿題が出されており、宿題ごとに8月1日と21日の出校日、そして9月3日の始業式の日が提出日が設定されていた。8月1日に提出しなければいけない宿題は、国語の作文と税の標語であった。8月21日に提出しなければいけない宿題は、国語が

漢字・ワーク・書写、社会と英語が「夏のスタート」という問題集、理科がワークとプリント数枚、美術が風景画と税に関するポスター、家庭が幼児との触れ合い玩具の制作（感想を含む）であった。そして、9月3日に提出しなければならない宿題は、答え合わせを済ませた理科のプリント、**数学のプリント集とワーク**、保健体育が**体話**（親子で取り組むストレッチ）、特別活動が**調べ**（体験入学のまとめ）、**標語**、**夏休みのしおり**（生活の記録）であった。この日、**通知表**も保護者のコメントを書いてもらった上で提出することとなっていた。

それ以外にも、受験勉強や植物栽培の観察、音楽鑑賞なども促されたり、自由提出ではあるものの社会の宅習（復習など）や美術展鑑賞レポートが課せられたりしていた。

## イ 夏休みの学習状況

Aさんは、**夏休みのしおり**の「2. 生活・学習の記録」には、7月21日（土）の学習時間を「60」分、「今日の一言」に「今日から夏休みです。勉強もして、楽しい思い出を作りたいです」と記入している。以降、Aさんが記入している学習時間は以下の表6のとおりである。

表6 Aさんが夏休みのしおりに記載した学習時間

	学習時間
7月22、23日	60分
7月24、25日	0分
7月26日	360分
7月27日～8月3日	240分
8月4、5日	0分
8月6日	240分
8月7、8日	0分
8月9、10日	240分
8月11日	0分
8月12～16日	120分
8月17～25日	240分
8月26～28日	0分
8月29日～9月2日	240分

出校日の8月21日以降の学習時間は8月26日（日）～28日（火）が「0」分となっているが、それ以外の日々は9月2日（日）まで「240」分である。

一方、Aさんは**夏休みのしおり**の「2. 生活・学習の記録」の「今日の一言」欄は8月24日（金）までしか記入していない。このことに関しては、後述する9月3日の始業式の日の朝、「宿題が終わっていない。やばい」と言って、自席で**夏休みのしおり**を思い出した

から書いていた場面の目撃や、「(Aさんは)忘れた宿題の1つである『夏休みの振り返り』(夏休みのしおりを指すと思われる)について『適当に書けばいいだろ』というようなことを言っていた」という同級生の見聞を考え合わせると、正確な学習時間を記したものは言い切れない。

もっとも、8月21日提出の宿題は明確には確認できていないが、X教諭は「ほとんど提出できていたと思う」と話した。ただ、家庭は玩具作成の課題が提出されていなかったため、X教諭が問うと、Aさんは「家に忘れた。名前を書いたら出せます」と答え、夕方に提出したという。

このように、8月21日の前日の夜、AさんはCさんとLINEをしながら深夜まで宿題をし、8月21日までの宿題はある程度終わらせていた様子である。しかし、それ以降の宿題に関しては「大体2人ともやっていなかった」とCさんは話している。

9月2日にAさんは、普段からよくLINEをしていた生徒■に英語のワーク(提出日は2学期以降の授業時)が終わらないので解答を求める連絡をしていた。それを受けて半日後に生徒■は自分の解答をLINEで送信している。また同日、夜一緒にゲームをしていたCさんには「宿題が終わらない」と言っている。

以上のように、ゲームの遊び状況も考えあわせると、少なくとも8月21日以降は後述する塾の宿題はともかく、7月24日の三者面談で目標にした点数に到達できるような自宅学習や学校の宿題への取組が十分ではなかったと推察される。

ちなみに、夏休みのしおりの「3. 夏休みを振り返って」には以下の表7のように記入している。

表7 Aさんが夏休みのしおり「3. 夏休みを振り返って」に記した内容

学習面では、	[無記入]
読書面では、	マンガばかり読んでいた。
夏休み期間中に読んだ本の冊数は(5)冊で、その中で読んだ本のタイトルは、	
1. トリコ 2. [無記入] 3. [無記入] 4. [無記入] 5. [無記入]	
部活動や習い事や家の手伝いでは、	[無記入]
生活面では、	[無記入]
夏休みの思い出を書いてみよう	[無記入]

#### ウ 夏休み期間の塾での学習状況

Aさんは、時期は不明であるが「学校と塾の宿題が多くていやだ」と同じ塾の友人に漏らしたようである。

Aさんは、3年1学期の中体連前に塾の宿題を提出しなかったことがあり、塾の講師に叱られ、「塾を続けるのであればしっかりと課題をこなす」ように指導された。Aさんは塾をやめるか続けるかの決断を迫られ、自分で続けることを選んだ。「それ以降宿題を提出す

るようになった」と塾講師は話した。そのようなことから夏期講習（日曜日・祝日・お盆休み以外は開講）は、ほぼ休むことなく通っていた。

塾では毎日「100トレ」というテストがあり、毎日の宿題から問題が出される。Aさんは塾の宿題にきちんと取り組んでいた様子であるが、「100トレ」の成績にはやや不満足であったようである。なお、「100トレ」とは、毎回各教科で課せられた宿題の中から、100題出題されるテストのことである。事前に出題される問題がわかっているため、「きちんと勉強していれば、100点が取れるテスト」であったという。

塾講師によると、Aさんは「100トレ」のテストも、ほぼ90点台を取れていたという。さらに「それは夏休みの塾の終了日まで変わらなかった」とも述べた。しかし、Aさんが夏休みのしおりに記述している「100トレ」に関する点数と「今日の一言」は、以下の表8のように塾講師の評価と異なっていた。なお、「100トレ」の点数に関する客観的な資料は入手できなかった。

表8 Aさんが夏休みのしおり「今日のひとこと」に記した内容

	点数	今日の一言
7月26日	72点	100トレが初めてありました。
7月27日	71点	71点で下がったので、気をつけたいです。
7月30日	68点	68点に下がってるので勉強しようと思った。
7月31日	87点	87点だったのでよかったです。
8月9日	78点	100トレは78点でびみょうでした。
8月16日		明日から塾なので、100トレをひどい点数をとらないようにしようと思いました。
8月17日	70点台	70点代は僕だけだったので、頑張らないと思った
8月22日		今日は100トレがなかったのであんしんでした。
8月23日	99点	びみょうでした。

8月下旬にAさんが書いた夏期講座終講前アンケートによると、「この夏を振り返って」との問いに、悪かった点として「『100トレ』などでいい点をとることができなかった」と記入している。

さらに、「模試を振り返って、反省点を書きなさい」との問いには、「いい点数ではないと思うし、数、英、社がわるいので、勉強をするようにする」、さらに「2学期で自分自身を変えるべきところを書きなさい」という問いには、「休みの日にあまり勉強できなかった」と記入している。

以上のことから、「100トレ」については、Aさんはできなかったと自己評価しているものの、塾講師の評価として悪い印象として残るような点数ではなく、塾の学習については一定程度努力していたことがうかがえる。

## (6) 鹿児島水産高校での体験入学と進学への影響の有無

Aさんは8月7～8日、水産高校の体験入学に同級生5名と参加した。

体験入学の初日、朝9時15分から開講式があり、10時から[ ]科の体験学習があった。体験学習は6班に分かれたが、Aさんは、生徒[ ]、Fさんと同じ第5班になり、寮にいる先輩（水産高校在校生）に付き添ってもらって一緒にきびなごの南蛮漬けを作った。午後からは、[ ]科体験学習があり、海を見に行くグループとエンジンを見学するグループの2班に分かれ、当該中学校から参加した6名は全員エンジンを見学するグループになった。その日の晩、Aさんは、校内の[ ]会館に当該中学校から参加した5名を含む16名と一緒に寝泊まりした。夕食・入浴後は、21時から自由時間で22時に点呼があり消灯となった。その間、談笑したりレポートを書いたりして過ごした（水産高校体験入学のしおり）。

水産高校の寮生から「スマホ（スマートフォン）の音を大きくしないように」、「入浴は消灯時間があるため、急いで入るように」などの注意事項が伝えられた。同級生がおしゃべりに夢中になっている中、Aさんは持参したスマートフォンで音楽を聴きながら眠りについた。なお、Aさんは夏休みのしおりの8月7日の「今日の一言」に「今日から水産の体験入学です。明日もどんなことをするのか楽しみです」と書いていた。

2日目の朝、Aさんは「よく眠れた」と言って、普段と変わらない様子で友達とすごしている。午前中、目の粗い岩がゴツゴツしていたプールで、フィンとゴーグルをつけてダイビング体験を行った。Aさんはプールを2～3往復するくらい楽しんでた。またその後、「水槽に魚がいる」と言われたので、Aさんは嬉々として「魚を見に行こう」と生徒[ ]らを誘い、当該中学校の参加者全員と一緒に水槽を見に行った。

体験後に迎えに来た同級生（Cさん）の保護者の車の中でも、Aさんは「めっちゃ楽しかった」と話していた。また、水産高校のアンケートにやってみみたいこととして「釣り」と書いていた。体験入学に参加して、「さらに行きたくなったね」というような話もあり、Aさんから水産高校に関してマイナスの発言はほとんどなかった。あえて言えば、きれい好きのAさんには寮のお風呂と洗濯機（の不衛生）が気になっていたようであった。

生徒[ ]も「行き帰り同じ車だったが、車の中で、（体験入学）終了後は『水産高校へ行きたい』という話になった」と述べている。Aさんは、帰宅後も母親にニコニコ笑顔で「楽しかったよ」と語っており、特に変わった様子はなかった。

Aさんは夏休みのしおりの8月8日の「今日の一言」には、「今日、水産の体験がありました。船を操縦できて楽しかったです」と書き、他の日の記録と比べても不自然な様子はない。また、塾での進路希望調査（8月19日実施）でも第一志望には変わらず水産高校と記入し、多くの友人たちも、体験入学が「面白かった」、「来てよかった」とのAさんの感想を聞いている。

このように体験入学に満足していたという感想の一方で、体験入学後、「寮はマジやばい」、「寮がきつかった」、「思っていたのと違った」、「せまい」、「水産ないわ」、「寮の風呂が汚

かった」、「寮には入りたくない」、「先輩（水産高校在校生）が嫌だ」などの発言がAさんからあったことを複数の友人が話している。

なお、本件事案後、「体験入学時にAさんが先輩（在校生）から暴力をふるわれたらしい」という噂が流れた。当該中学校が実施した基本調査の中で、生徒■は、父親の知り合いが水産高校関係者から聞いたこととして「水産高校の体験で先輩にAさんがやられた」、「水産に警察が入って捜査していると聞いた」と述べている。しかしこの生徒とその保護者から、本調査委員会による聞き取りの了解は得られなかった。その他にも、多くの生徒や保護者がAさんに対する水産高校での暴行について聞いたという。

しかし、これらはいずれも伝聞であり確証はなく、本件事案後に広まったものであった。生徒■は、「ずっと一緒にいたし、そんなはずはない。体験の前後で変わった様子はない」と述べた。また、当該中学校の校長はそのような報告は受けていなかった。本調査委員会からの直接当時の水産高校の校長への問い合わせでも、暴行事件は確認されず、さらに、本件事案後に警察が高校関係者に事情聴取を行った事実もなかった。

以上のことから、Aさんは水産高校への進学に若干の不安をもっていたものの、体験入学は概ね「楽しかった」と語っていたこと、そして体験入学時に暴行があったことも考えにくいことから、体験入学が水産高校を進路の第1希望とする本人の気持ちに大きな影響を与えたとは考えにくい。

## 9. 9月3日（始業式）の件

### (1) 9月3日（始業式）当日の流れ

朝、自宅でAさんは「気分が悪い」などと言い、学校に行きたくない様子であった。母親に促され登校した。当日のその後のAさんの行動などは以下の表9のとおりである。

表9 Aさんの平成30年9月3日の行動など

時刻	状況
8時15分	Aさん、この時間までに登校する。
8時35分まで	朝読書
8時35分～45分	朝の会
8時55分～9時25分	始業式
9時35分～10時5分	大掃除
10時20分～11時10分	学級活動 X教諭、夏休みの課題の提出状況を確認。宿題忘れをした生徒のうち取りに帰ることができる者は放課後提出するように伝える。
11時20分～12時10分	授業 3年■組では本来、数学の予定であったが、学級活動に変更になる。X教諭は、「夏休みを振り返って」というワークシートを各生徒にまとめさせる。
12時10分～12時45分	給食
13時～13時10分	帰りの会
13時15分頃	X教諭、宿題忘れの6人を教卓周辺に集め、本日中に提出するよう集団指導を行う。
13時20分頃	X教諭、3年職員室でBさんの個別指導を始める。
13時25分～30分頃	X教諭、3年職員室でAさんの個別指導を始める。
13時38分～43分頃	Aさんは、学校の近くで、Dさんとすれ違う。その後、Dさんは学校に到着し、宿題を提出する。
13時40分～45分頃	X教諭、応援団の指導に3年■組に行く。宿題をしていたCさんを隣の教室（3年■組）に移動させる。X教諭は、Aさんのカバンが3年■組の自席にあるのを確認。その後、応援団の練習のため、カバンを机ごと廊下に移動。X教諭は、複数の教室で応援団練習の指導を始める。
13時58分	Aさんは、CさんにLINEで「本当にごめん」と送信する。
14時15分～15時15分	全体職員室で職員会議が行われる。
15時15分過ぎ	X教諭は、3年職員室の長机に、3人の生徒（Cさん、Dさん、Eさん）の宿題が置かれているのを確認する。その後、3年■組で応援団の指導。このころ、応援団（3年の各教室）と3年

	職員室を行き来する。Aさんのカバンがそのまま廊下にあるのを確認する。
15時45分過ぎ	X教諭、グラウンドに降りて部活動(部)の終わりの挨拶をする。その後、グラウンドでAさんとBさんを待つ。
16時15分～30分頃	応援団がグラウンドで演舞を行う。
16時35分～17時頃	Bさんが自転車で宿題を持って来てX教諭に提出する。 X教諭は、Aさんのカバンが机と一緒に教室に戻してあるのを確認する。
17時過ぎ頃	X教諭は、教室やトイレなど校内でAさんを探す。
17時30分頃	X教諭がAさんの母親に電話する。
17時40分頃	Aさんの母親が祖父に電話をしてAさんが在宅しているかを確認する。
17時45分頃	Aさんの母親より、「Aさんが家にいる様子がない」との連絡を受け、X教諭は、3年部の教員と一緒に校内を探す。 教頭が、残っていた1、2年部の教員と一緒に校内外を探す。
18時前頃	X教諭がAさん宅を訪問。Aさん宅の玄関前でAさんの母親と合流する。
18時9分	Aさんを発見する。X教諭が119番通報する。
18時10分頃	Aさんに対して心肺蘇生措置がなされる。
18時20分～30分頃	救急隊が到着する。その直後、教頭がAさん宅に到着する。3年部教員も3名(M教諭、N教諭、L教諭)が、Aさん宅に到着する。
18時30分前後	警察官が相次いで到着し、X教諭に事情聴取を行う。
18時40分頃	教頭が電話で市教委青少年課に事故の第一報を入れる。
19時頃	警察官がAさん宅で、教頭及び3年部職員に事情聴取を行う。
19時30分頃	警察官が学校を訪れ、校長と職員が対応する。
20時20分頃	教頭が学校に戻り、校長に報告する。
21時50分頃	校長、教頭、3年部主任がAさん宅を訪問したが、家の中に入らず。
9月4日1時頃	校長、教頭、3年部主任が学校に戻る。

## (2) Aさんの当日朝からX教諭による指導までの言動・行動

### ア 朝の様子

Aさんは、9月3日の朝起床してからの行動が緩慢で、学校に行きたくなさそうだった。Aさんの母親は、Aさんが着替え終わった後の様子を見て、「なかなか出かけないな」と感じた。Aさんの母親が「どうしたの」と聞くと、Aさんは「気分が悪い」と答えた。「始業

式だし、受験生だから、出席日数にも関わってくると思うから、登校して気分が悪くなるようなら先生に言って帰っておいで、顔を出して帰ってくれば」と母親に促され、いつものように出かけた。

Cさんは、3年組の教室でAさんから「(Cさんから借りていた)社会の宿題を持ってくるのを忘れた」と告げられた。さらに、Cさんによると、「Aさんが『やべーよ、やべーよ』と言っていた」とのことである。この「やべーよ」はいつものジョークみたいな口調であったが、「焦っている感じもあった」という。また、Aさんは「宿題が終わっていない、やばい」と言って、自席で夏休みのしおりを思い出しながら書いていた様子や、Aさんが朝から眠そうだったことを目撃されている。

一方、登校後に廊下であった生徒は、「いつもと変わった様子はありませんでした」と述べた。大掃除の時間(9時35分~10時5分)には、別クラスの友人はAさんが「いつもどおりであった」と話し、作品整理を手伝っており、明るかったという。

#### イ 学級活動での様子

3年組の学級活動は、当初3校時(10時20分~11時10分)だけの予定であったが、4校時(11時20分~12時10分)に本来予定されていた数学の授業がなくなり、4校時も学級活動に充てられた。

前半の学級活動(3校時)では、X教諭は、合唱コンクールの写真を見せながら、「みんなで同じ方向を向きながら、頑張っていこう」などと話し、夏休みの課題の提出状況を確認し、9月3日(当日)が提出日であることを再確認した。夏休みの課題の忘れ物等を取りに帰ることができる生徒については、放課後提出するようにと伝えた。

休み時間にBさんは、Aさんと宿題のことで話をした。Aさんは複数の宿題を忘れたことを話し、夏休みのしおりについて、「適当に書けばいいだろ」というようなことを言っていた。ただ、Aさんは、宿題を忘れて怒られるのが分かっているためか、いつもより元気がなさそうだった。

後半の学級活動(4校時)では、X教諭は「夏休みを振り返って」というワークシートを書かせ、ペアワークをさせた。ペアワークは、ペアで3分くらい1人当たり5、6人と入れ替わりで夏休みのことについて話をさせるものである。ワークシートに沿って「夏休みを一言であらわすと」、「楽しかったことランキング」、「勉強時間」、「克服できた課題」、「今の不安について」といった事柄について他の生徒と話し合った。

Aさんはワークシートに、以下の表10のように記載している(一部抜粋)。

表 10 Aさんがワークシートに記した内容

質問1 今年の夏休み、ひとことで表すと…	
だらだら	理由 ゲームもしたし、宿題ができていなかった。
質問2 「楽しかったことランキング」をまとめよう	
第一位 荒野行動をした	ざっくりいうと… 友達と荒野行動を通信した。
第二位 フォートナイトをした	ざっくりいうと… 友達と一緒にフォートナイトをした。
第三位 釣りに行った	ざっくりいうと… 釣りに行ってあんまり釣れなかった

Aさんは、このワークシートにおいて夏休みを一言で「だらだら」と表現しており、学習時間も2時間と記入している。楽しかったこととして、ゲームや釣りをあげる反面、ゲームを続けてやってしまうことやゲームをやめられない事に対して不安に思っており、また、英語等の学習に対して自信を失っている様子もあった。

ペアワークで、AさんがBさんとペアになったとき、Aさんは釣りや体験入学が楽しかったと話するなど、Bさんから見るといつもどおりの様子であった。

一方で、ある生徒が本件事案後にX教諭に手渡した手紙には、「あの日先生が用意した学活の時間の話し合い活動（ペアワークを指す）で、Aさんとペアになりました。（中略）その時、最後に『志望校について不安がある』と言っていました」とAさんが進路に不安を感じていると受け止められる記載があった。この手紙のコピーは、主に近況報告や学校を休んでいるX教諭を励ます内容で、X教諭とは筆跡の異なる手書きのものであった。

ペアワークの後、X教諭は夏休みの楽しかった経験について数人に発表させた。その後、X教諭はワークシートを回収した。そのとき、X教諭は、Aさんのワークシートに学習時間が2時間と書かれてあることを確認し、他の生徒と比較して学習時間が極めて短かったことに驚いた。なお、楽しかったランキングにゲームについて記述した生徒はAさん以外にはおらず、X教諭は「印象に残った」と話している。

### (3) X教諭による教室での6名（Aさん、Bさん、Cさん、Dさん、Eさん、Fさん）への集団指導

#### ア X教諭による宿題未提出者への指導

X教諭は、帰りの会で明日の連絡などした後、「宿題未提出の人は前に来なさい」と伝えた（13時15分頃）。Bさんによると、この時X教諭から「忘れ物をした生徒が複数名いる。とても気分が悪い。忘れ物をした人はわかっているだろうから、教卓に来なさい」と言われたという。挨拶後、6名の生徒が出てきた。宿題について、「何を忘れたか、いつ何を持ってくるか」を確認するため、宿題未提出者の6名を教卓周辺に集合させ2分くらい指導

した。

X教諭の宿題未提出者への指導としては、以下の4とおりがあある。なお、X教諭は、日頃から期日を守ることは、厳しく指導していた。

- ① 宿題を済ませているが、学校に持ってくるのを忘れた生徒は、宿題を家に取りに帰って提出する
- ② 宿題を済ませていないが、宿題を学校に持ってきた生徒は、宿題を学校で取り組んで提出する
- ③ 宿題を済ませておらず家に置いてきた生徒は、宿題を家で済ませてから学校に持って来て提出する
- ④ 宿題を済ませておらず家に置いてきた生徒は、宿題を家に取りに帰って学校で取り組んで提出する

#### イ 集団指導時の6名の様子

6名の中で最初に指導を受けたDさんは、家に数学のプリント集を忘れただけだったので、「取りに帰ります。自分は今日14時までに持ってきます」と答えた。そして、すぐに教室を出て学校の公衆電話から電話をかけ、祖父に迎えに来てもらい家に帰った。

Cさんは、夏休みの課題である夏休みのしおりは学校においたままであり、終わっていなかったため、「今日中に終わらせてから帰ります」と自分から言った。X教諭は「残って下さい」と答えた。

Fさんは、体験入学の感想文(調べを指す)が未提出なので、「出して下さい」と言われ、「今日14~15時頃に持ってきます」と答えた。Fさんはその後、母親の車で自宅に帰り、トレーニングカード(体話を指す)を探したが見つからず、学校に連絡した。電話に出た事務職員に「トレーニングカード(体話)をなくしたことをX先生に伝えてほしい」と伝えた。

Eさんは、「忘れたものをいつ持ってくる」と聞かれたので、「今日13時30分に持ってきます」と答えた。14時に学校について、教室(3年■組)の前廊下で応援団指導をしていたX教諭に直接宿題を渡した。その後、応援団練習に合流した。

Bさんは指示を覚えておらず、詳細は不明であるものの、その日のうちに提出したことをX教諭は確認している。

なお、生徒■は、帰りの会が終わる前に「忘れ物をした人は先生のところに来なさい」とX教諭から言われた際、聞こえていなかった。すると、X教諭から名前を呼ばれ、すぐに「標語とトレーニングカード(体話)を出していない。今日中に持ってきて下さい」と言われた。Aさんを含め、呼び出された生徒は暗い感じだったという。

Aさんに対する指導は6名の中で最後であった。そのとき、Aさんは、9月3日提出予定の8つの宿題のうち6つを忘れており、それを自分でも「6つ」と言った。宿題等の未提出物は①数学のプリント集、②通知表、③夏休みのしおり、④調べ、⑤標語、⑥体話で

ある。数学のワークと理科のプリントは提出していた。

#### ウ Aさんの未提出の宿題に関するまとめ

Aさんが忘れた宿題に関する情報をまとめると以下のようである。

①**数学のプリント集**は、放課後教卓に集められて指導を受けた際、紛失したことをX教諭に報告している。

②**通知表**、③**夏休みのしおり**、④**調べ**、⑤**標語**、⑥**体話**について、X教諭はして忘れてたのか、していないのかは確認していない。

②**通知表**は、保護者にコメントを記入してもらい提出するものである。なお、Aさんの通知表に保護者のコメントが記入してあったかどうかは、情報が得られず不明である。

③**夏休みのしおり**は、学習時間や数行の日記など、夏休みの生活状況を記録するものである。X教諭には「忘れた」と報告しているが、9月3日登校した際、Aさんが慌てて**夏休みのしおり**に取り組む様子を同級生は見ている。

④**調べ**は、体験入学に参加した学校について調べたことや感想を記録するプリントである。Aさんは水産高校での活動内容について記録していたが、感想については空白のままであった。

⑤**標語**は、テーマに関する標語を作る宿題である。非行防止に関する標語の作成が3年組の分担になっていた。Aさんは「少しなら その考えが 命とり」という標語を作成し、プリントに記録していた。

⑥**体話**は、全校生徒に出された保健体育の宿題である。夏休み中親子で運動に取り組み、実施できた日付のハート印を塗りつぶしていく。運動は強制ではないが、生徒・保護者共に感想を書いて提出するものである。Aさんの**体話**は何も書かれないまま、自宅に残っていた。

#### エ 集団指導でのAさんの様子

Aさんは集団指導で忘れた宿題について、「保体の**体話**は家に置いています」と述べた。それに対して、X教諭は「保体（**体話**）は持ってきなさい」、「提出期限は今日だよ。ちゃんとやって出しなさい」と指導した。なお、前述のようにX教諭は「宿題を持ってくるのを忘れたのか、していないのかは確認していない」とのことであった。

Aさんは8つの宿題の中で6つを忘れており、それを自分でも「6つ」と言った。X教諭は、「Aさんが今までこんなに忘れることはなかった」と述べている。Aさんが「数学のプリント（**数学のプリント集**を指す）がなくて」と言ったが、X教諭は「どうしたらいいの、そこはもう考えなさいね」と述べた。「なんでこんなに忘れてるの」とも聞いたがAさんは何も答えなかったという。また、「いつ持ってくるのか」の問いにも返答はなかった。X教諭が「今日締め切りだから、今日しっかり終わらせて持ってこない」と言うと、「はい」と小さな声でうなずいていた。また、X教諭は、**体話**だけでなく、**夏休みのしおり**、

通知表も取りに帰るように指導した。

このときのX教諭の声の大きさは、「普通に近い声で怒鳴り声ではなかった」、「罵声は無かった」、「激しいということではなかった」と集団指導と一緒に受けた生徒は述べている。

一方で、ある他クラスの生徒は、帰りの会の後、3年■組に行ったところ、Aさんが他の生徒と一緒に教卓の所で怒られていたのを目撃しているが、「(X教諭が)急にどなったり静かになったりして何を言っているかは分からなかった」と述べている。その生徒は、2～3分待った後に教室から出てきたAさんと話をすると、「今から職員室に呼び出した」、「今から怒られるから、何時になるかわからない」と言っていたという。Aさんは顔色が悪く、相当嫌そうな感じだった。

また、Aさんは、個別指導を受けるために、職員室に向かっていたとき、友達に「今から怒られる、だりい」と言葉を交わしている。生徒■も、Aさんが個別指導を受ける前、廊下ですれ違ったとき、Aさんが暗い顔で歩いていたのを目撃している。

#### (4) 3年職員室でのBさんとAさんへの個別指導

X教諭は、特に宿題忘れが多かったBさんとAさんを個別指導することとした。X教諭によると、Bさんは普段から提出物を忘れることが多かったが、その反面、Aさんはこれほど宿題を忘れることが珍しかったので気になっていたとのことである。

##### ア Bさんへの個別指導の概要

X教諭は個別指導を13時20分頃から始めたが、その時間は、X教諭によると「10分程度」、Bさんによると「10分以上20分未満」、「20分から30分くらい」であった。なお、生徒■は、基本調査の際、「Bさんは5分くらいと言っていた」と述べている。

X教諭は、「なぜ宿題を提出しなかったのか」、「宿題を出さないと誰が困るのか」などと言い、進路業務をしない旨を述べている。Bさんによれば、「お前がこんな調子で宿題をしなかったら、内申書を書かないぞ」などと言われたということであった。

また、Bさんによれば、X教諭は未提出の宿題を確認した後に机をバンと叩いたというが、X教諭自身は叩いたかどうか覚えていない。3年職員室にいた他の教諭も、X教諭が机を叩いたことを確認していない。なお、その後のX教諭の聞き取りで再度この点を確認したところ、X教諭はBさんに宿題忘れが多いことを指摘するため、持っていた名簿の上を数度トントンと指で軽く叩いたことはあったが、威嚇するように叩いたことはないということであった。

その後の指導は、X教諭は、聞き取りでは「大きな声を10とすれば6ぐらいの声で指導をした」と述べたが、基本調査では「8」と表現している。もっともBさんや職員室にいた教諭たちは「いつも怒られているのとは比べると優しくかった」、「いつもより大声ではなかった」と言っている。ただ、指導中のX教諭の声は大声ではなかったものの「『だったら、ちゃんとだせや。こら』などと乱暴な言葉遣いであった」とBさんは言っている。

なお、Bさんはこの個別指導について「X先生は指導の際には怒鳴るので、今回は怒鳴

られず、時間も短かったので、簡単に終わって良かったと思った」と述べている。

Bさんへの個別指導において、乱暴な物言いや机を叩くといった指導は、Bさんの話以外に情報がなく確認できなかった。一方で、客観的には大きいと言える程度（普段の指導の声に比べれば小さい）の声での指導及び「進路業務をしない」といった指導が行われていたことについては、X教諭自身も認めている。

## イ Aさんへの個別指導の概要

### ① 3年職員室の指導直前の状況

■■■■部の部長・副部長（各クラスに1人ずつ）は、夏休みの宿題の体話を各クラス全員分集めて放課後提出するように言われており、13時15分～20分頃10名ほどが3年職員室の前にいた。その場に居合わせた生徒■■■は、Aさんに対し「どうしたの」と聞いたところ、「宿題を忘れた」と答えた。さらに「何を忘れたの」と問うと「体話を忘れた」と答えた。「忘れたのは1枚（8つの宿題のうち体話を指す）だけ」、「珍しいね、1枚だから家近いしすぐ終わるんじゃない、もしかしたらあの先生だから長引くかもね」などと話をしていたとき、Bさんが出てきた。その後、生徒■■■が「ちょっと用事がある」と言って3年職員室に入り、「1分ちょっとくらい（■■■■では3～4分くらい）」で出てきた。

その後、Aさんが3年職員室に入った。Aさんは少し青ざめた感じだった。

### ② X教諭によるAさんへの個別指導

X教諭は、13時30分頃、Aさんの指導を開始した。ただし、Aさんが3年職員室に入った時間は、生徒■■■によると13時25分～30分の間、生徒■■■によると13時25分頃である。Aさんは「いつも（宿題を）提出している子なのでくどくど言う必要はない」とことと、職員会議（14時15分～15時15分）があるので、X教諭は「長い指導はできない」と思っていたという。

X教諭がAさんに対し、「未提出が多いが、いったいどのような夏休みを過ごしたのね」と尋ねると、Aさんは「勉強をあまりしませんでした」と答えた。X教諭がさらに勉強をしないで何をしていたのか問うと、「ゲームです」と答えた。そこで、「荒野行動（Aさんがしていたネットゲーム）ね」と質問を重ねると頷いた。「プリント（「夏休みを振り返って」というワークシートを指す）にも勉強時間が2時間とあったけど、本当にその程度しかしていなかったのね」と言うとき、「はい」と答えた。「三者面談でさあ、何から話した、宿題はしっかり出そうねって話をせんかったっけ」と言うとき、Aさんは「話をしました」と答えた。これに対し、X教諭は「こういう2学期のスタートでいいのね、宿題を出すのは当たり前なことだよね」、「やるべきことをしっかりしないで、自分の中でどうも思わないのね」と言った。X教諭によると、「このときの声が一番大きかった」と述べ、その時の声の大きさは自分の一番大きな声を「10」とすると「8」程度であったという。これに対して、Aさんは「ちゃんと出さないといけないと思います」と答えた。

その後、X教諭は「夏休みは水産の体験にも行っただしょう、水産に行きたい気持ちが

あるのでしょうか」と水産高校への進学希望について話題にした。すると、Aさんは目頭が赤くなって、泣きだしたという。

この時点で、X教諭は「それまでの宿題指導から教育相談（以下、進路相談とする）に切り替えよう」と思った。O教諭の椅子を借り、Aさんを座らせ、「体験はどうだった」と聞くと、顔に手を当てて嗚咽するように泣き始めた。「寮の体験はどうだった」と質問を重ねると、激しく泣き、「寮がきついというか」、「距離も遠いし・・・」、「友達ができるか不安で・・・」などと返答したとのことである。「寮はどうだったの」との更なる質問には「時間がきちきちしている感じで・・・」と答え、「迷っているの」との問いに「はい」と答えた。このころのX教諭の声の大きさは「1」であったと自己評価している。

そこで、X教諭が「(進学先を) 他にあげるとしたら」と問うと、Aさんは「お母さんがバスケ(バスケットボールを指す)をしたらって」と答えた。そこで、「バスケであげるとしたら」と問うと、Aさんは「(高校)」と答えた。X教諭は「まだ迷っていい」、「まだ悩んでいい時期だよ」、「体験に行ったからといって受験しなくてもいいよ」などと意見を述べ、進路相談を終えた。

そして、X教諭は最後に「宿題はきちんと出さないよ」、「悩んだり迷ったりしたらまた来なさい」と話し、個別指導を終了した。一方で、Aさんが「相談に来ることはない」と思った。「じゃ行きなさい」と3年職員室から送り出したが、その頃は、泣くのは少しおさまっている感じだった。Aさんは3年職員室の入口近くで、10数秒涙をぬぐっていた。X教諭が「頑張れよ」と声かけると、Aさんは「はい」と小声で答えた。

なお、個別指導の際に、X教諭によるAさんへの暴力行為を見聞した者は無いことから、そのような行為は無かったようである。

### ③ 3年職員室内の目撃証言のまとめ

以上のAさんへの個別指導時、4人の教諭が3年職員室に在室していた。ただ、個別指導の間、3年職員室を出入りしていたり、自分の仕事に専念していたりしたため、個別指導を最初から最後まで一貫して見聞きしている教諭はいなかった。

このうち宿題指導から進路相談までの具体的なやりとりをある程度覚えていたO教諭によると、概ねX教諭の聞き取りと合致する経緯が述べられている。

帰りの会の後13時20分ごろに、3年生の応援団全員は3年職員室前に集まり、X教諭が注意事項など指導していた。その後、彼らが1、2年生に応援団の動きを教えるため、3色の組ごとに■、■、■組の教室で去年までの応援団のビデオを見た。パソコンが立ち上がらないなどのトラブルがあったため、M教諭が対処に当たったが対応しきれず、O教諭に依頼した。M教諭とO教諭がトラブルに対処した時間は10分ほどであった。O教諭は13時30分頃には3年職員室を出たり入ったりしていた。

O教諭は3年職員室の入口付近で書類整理をしていた時に、Aさんが3年職員室に入ってきたのを見たような気がするという。その後、O教諭が鍵を取りに3年職員室に入ったときに、AさんがX教諭の前に立っているのに気づいた。

○教諭によると、X教諭は、Aさんに「宿題出してないよね」、「これとこれが出とらんよ。どうしたの」などと尋ね、Aさんが「ゲームをしてました」と答えていた。

さらに、X教諭は「ゲームばかりしてたらダメでしょうがよ」、「夏休み何してたの」と問うていた際、声が大きめになっていたが、Aさんは答えなかった。続けてX教諭は「そういえばあんた、水産高校の体験に行ったよね」、「どげんやった」、「泣かんでいいでしょうが」などと言っていた。

その後も○教諭は3年職員室を出入りして、戻ってきた時、Aさんが自席に座っていた。X教諭が○教諭に「椅子借りていいですか」と頼んだので、○教諭は「いいですよ」と答えた。Aさんはうつむいていた。その後、「あー、そう、あんまり・・・」、「じゃあ他にどこか考えてるの」、「          （高校）ね」、「だったらちゃんと勉強する学校だから、ちゃんとせんないかんよ」などこの2人の会話を記憶している。

このとき、○教諭は「Aさんは学力的にも          （高校）だったら行けるし、バスケもできるので、水産高校よりもよいのではないか」と思った。さらに、          高校は自身の担当校だったので声をかけようと思ったが、泣いている感じだったためやめたとのことであった。

○教諭は、Aさんが退出後に自席に戻ると椅子がぬれており、「泣いていたんだな」と思ったという。○教諭によると、Bさんの指導の時と比べ、X教諭は静かに語りかけているように話していたが、個別指導した時間は分からないとのことであった。

また、他の3人の教諭はX教諭のAさんへの個別指導を○教諭ほど詳細に覚えておらず、また若干の違いもあるが、概ねX教諭の話す内容どおりの指導が行われたとしている。その中でもAさんの進学に関して、「水産高校を希望していたのにどうして進路変更したの」、「          高校」、「水産高校か          高校かという話をしている、バスケを          でするかどうか悩んでいる」などと2人の会話を記憶していた。

また、KさんがAさんの個別指導を目撃している。Kさんが3年職員室へ入室した時間に関しては、P教諭が名簿に13時30分と記述している。ただし、P教諭は記述したことを記憶していない。なお、KさんはAさんと面識があった。

Kさんは技術の宿題の提出を忘れたため、13時30分前くらいに3年職員室に行った。3年職員室の外の廊下には、3年生が男女合わせて6人ぐらいいたが、Kさんは入室前にX教諭の声を聞いていない。Kさんは3年職員室内の出入り口に近いテーブルで、P教諭に5分ぐらい宿題を確認してもらい、提出した。Kさんは職員室に入った途端、Aさんが立って泣いているのを目撃し、AさんがX教諭と話していたのはわかったが、その内容はわからなかったという。Aさんは「体を震わせて、涙を手で拭いていた」が、Kさんが退出するまでAさんは立っており、まだ泣いていたという。そのときX教諭は怒っておらず、「怒鳴り声も聞こえなかった」、「声の大きさは普段の怒鳴り声を『10』とすると『3』ぐらいの大きさだった」と述べた。

#### ④ 3年職員室の外からの目撃証言のまとめ

Aさんが3年職員室に入室後、その前の廊下にいた複数の生徒が3年職員室の中から大きな声（怒鳴り声）がしたのを聞いている。この生徒たちの多くは、各クラスの体話の宿題を取りまとめてX教諭に提出するために3年職員室に来ていた各クラスの部部長や副部長であった。Bさんも、自身の個別指導後、いったんカバンを取りに教室に戻り、再度、3年職員室前を通りがかった際に、X教諭の「怒鳴り声が出た」と述べている。

この状況に関する彼らの供述は生徒により違いがあり、さらに、それぞれの生徒の供述においても、基本調査、遺族提供陳述書、本調査委員会による聞き取りなど、聞き取り場面によって供述が変わっている者もいた。

このなかで、3年職員室あたりに比較的長くいたと思われる生徒の供述を中心に、Aさんの個別指導の経緯を時系列で見てみる。

Bさんの個別指導後、生徒が「俺が先に行くね」と、本調査委員会の聞き取りでは1分間（では3～4分間）3年職員室に入っていた。生徒が退出後、Aさんが個別指導のために、基本調査では13時30分頃（生徒聞き取りでは13時25分～30分の間、生徒聞き取りでは13時25分頃）に3年職員室に入ったとされている。なお、基本調査の時刻はX教諭の供述をもとにしていると思われるが、3年職員室前にいた生徒の供述も踏まえると、Aさんが入室したのは13時30分より前である可能性がある。

生徒によると、Aさんが職員室に入って2～3分くらいしてX教諭の怒鳴り声が聞こえたという。そしてその時の様子について、「（X教諭は）2、3回怒鳴って（は1、2回）、その後もいらだったような声で話をしている感じだった。内容はよく聞こえないが、『なんで宿題を提出しないんだよ』という感じで怒鳴っていた。」と述べている。

生徒が3年職員室に隣接している3年組に戻ってから7～8分後、生徒が戻ってきた。そして、生徒から「M先生から体話の宿題はクラスがわかるように『何年何組と氏名を書いた付箋を貼って提出すればいい』と言われた」と聞いた。この間、X教諭の怒鳴り声は聞こえなかったという。その後、生徒は、3年職員室の前にある長机に体話の宿題を提出したが、その際3年職員室の3年組側の扉が少し開いていてAさんが怒られているのが見えた。これはAさんが3年職員室に入ってから10分以上過ぎた頃のことである。そして、宿題を提出した後も大きなX教諭の声が「ドン」と聞こえてきて、びっくりする人もいたという。

生徒はバスの乗車時間がきたため、13時50分頃に教室を出て、3年職員室の前を通ったが、扉は閉まっていたという。一方で、では、生徒は「13時40分くらいには教室を出た」と述べている。また、基本調査では、生徒は「教室を出たのは13時40分、バス停に13時45分頃に着いた」と述べている。

生徒は13時50分頃に宿題に付箋を貼って提出したが、X教諭の怒鳴り声が聞こえていた時間を、Aさんが3年職員室に入ってから「けっこうな時間（15分とか20分）」と述べる一方で、X教諭が怒り続けていた時間について「私が帰るまでの5分くらいだったと

思う」と述べている。また、生徒■はAさんが3年職員室に入ってから体話に付箋を貼って提出するまでの時間を「20分前後」と述べ、その間にX教諭の大きな声が「何回かしていた」と述べている。

生徒■は、3年■組でAさんを待ちながら宿題をしていたCさん（Aさんと約束をしてはいなかった）がAさんの個別指導時間を「『10分以上だった』と述べていた」と聞いたと言うが、CさんはAさんが帰宅する際に会ったわけではない。

## ウ BさんとAさんの指導時間に関する考察

### ① Bさんへの指導時間について

BさんはX教諭から指導を受けていた時間について「10分以上 20分未満」、「20分から30分くらい」と述べているが、X教諭から怒られていた者の体感であることから、客観的な時間よりも長く感じた可能性が高い。

13時30分頃、P教諭に提出物を提出した生徒（Kさん）が泣いていたAさんを目撃していたことからすると、この頃にはBさんの指導は終わっていたといえる。

指導をしているX教諭自身は、Bさんへの指導時間を10分くらいとしているが、これはKさんの証言に沿うものである。また、Aさんを待たせており、職員会議に間に合わせる必要もあったので長時間の指導を考えていなかったとするX教諭の説明に合理性もある。Bさん自身も指導時間を上記のように述べる一方で、「(個別指導の)時間も短かったのが簡単に終わって良かった」とも述べている。また、指導時間について、当初は「5分くらいと言っていた」ことからBさんへの個別指導は短かったことがうかがわれる。そこでBさんの指導時間は、概ね13時20分から始まり13時30分前には終わっていたと考えられる。

さらに言えば、X教諭が宿題指導後、泣き出したAさんの様子を見て「教育相談（進路相談をさす）に切り替えた」と述べており、Aさんは当初立って指導を受けたが、その後椅子に座っている。一方、Kさんは13時30分頃にAさんが立って泣いていたのを目撃しているが、Kさんが目撃した状況は、進路相談に移行する直前の様子であったと推察される。また、生徒■と生徒■の聞き取りにおいても、13時30分前にAさんが3年職員室に入室したとしている（生徒■の聞き取りでは13時25分～30分の間、生徒■の聞き取りでは13時25分頃）。以上を踏まえると、実際には、13時25分頃にBさんの指導が終わっていた可能性がある。

### ② Aさんへの指導時間及び怒鳴り声が出た時間について

Bさんは、自身の個別指導後いったん教室に戻り、再度3年職員室前を通った時に「(X教諭の)怒鳴り声が出た」と言っている。また生徒■は、「Aさんが3年職員室に入ってから2～3分くらいしたらX先生の怒鳴り声が聞こえた」、「自分が職員室の前で待っている5分くらいの間に、1、2回X先生の怒鳴り声を聞いた」と述べている。

その後、その場を生徒■に任せて、生徒■は3年職員室に隣接している3年■組に帰っ

たが、教室に戻ってからしばらく（                    では7～8分）は、X教諭の怒鳴り声は聞こえていない旨述べている（ただし、基本調査では、教室で待っている間に「隣から怒り声が聞こえていた」と述べている）。また、生徒          によると、怒鳴り声が聞こえてから帰るまで5分くらい続いていたものの、机を叩くような音は聞こえていなかったという。

以上より、Aさんが職員室に入ってしばらくしてから2、3回（もしくは1、2回）、怒鳴り声したが、その後しばらくは怒鳴り声しなかったと考えられる。これは、X教諭がAさんに対する宿題指導の際には大きな声で叱ったが、Aさんが泣いたため、進路相談に切り替え、その後、進路相談では大きな声を出していないとするX教諭の発言内容とも一致する。また、O教諭やKさんが「静かに語りかける様子」、「声の大きさは普段の怒鳴り声を10とすると『3』くらいの大きさだった」などと述べていることとも整合する。

生徒          ら数名の生徒は、X教諭が「進路相談に切り替えた」と言っている時間以降もX教諭の怒鳴り声が続いていた旨を述べているが、X教諭の発言内容までは聞き取れていないため、詳細は不明である。また、Aさんが3年職員室を退出したところを目撃した生徒はいなかった。なお、3年職員室内での目撃証言や、X教諭の供述内容を踏まえると生徒          が目撃したAさんが怒られている様子は、Aさんが3年職員室を退出する間際のやりとりと推察される。X教諭は個別指導の最後に「宿題はきちんと出さない」、「悩んだり迷ったりしたらまた来なさい」と話し、「じゃ行きなさい」、「頑張れよ」などとAさんを3年職員室から送り出したと述べており、X教諭の地声は大きかったことから、扉が開いた際に、X教諭のこれらの声が3年職員室外に聞こえた可能性がある。

さらには、Aさんは後述のとおり、14時前に宿題を提出したDさんと、学校の近くで遭遇している。Dさんは、基本調査では13時40分頃に学校に着いたとしており、その時間については本調査委員会の聞きとり時には覚えていないものの、当時、「たぶん（正確な時刻を）確認したと思う」と言っている。

Dさんは、13時15分頃に教卓前に呼び出されて集団指導を受けた際、宿題を14時までに提出するとX教諭に約束し、「14時前に宿題を提出できた（職員室前の机に提出した）」と述べた。Dさんは集団指導後すぐに教室を出てから祖父に電話をかけて車で迎えに来てもらい、宿題を取りにいったん自宅に帰った。宿題を見つけた後、塾（Aさんとは別の塾で自宅から車で2～3分、塾から学校まではゆっくり歩いて5分くらいの距離）にカバンを置くため一度立ち寄ってから学校に来た。Aさんとすれ違った場所は学校から歩いて2～3分くらいのところであったという。この間の時間は、教室を出てから「30分かからないくらいであった」と述べている。Dさんの行動からすると、客観的に見てもDさんが13時40分～45分頃に学校に着いたというのは無理のある時刻ではない。また、X教諭に対して14時までに宿題を提出する旨宣言していたという状況からすれば、Dさんは学校に着いた時間を時計などで確認した可能性も高い。

以上から、Aさんの指導時間が10分程度であったとするX教諭の発言は、13時25分頃から35分頃にかけて指導がなされたと考え、Dさんが述べるAさんと遭遇した時間（13

時 38 分～43 分頃)とも矛盾せず整合的に理解できる。ただし、Dさんが学校の到着時刻をどこまで正確な時間として把握していたかは不明である。

## (5) 個別指導後の動き

### ア 個別指導後の経過

Aさんへの個別指導を終え、13時40分頃にX教諭は応援団の指導のため3年■組に行った。応援団の生徒が30人くらいいたという。その時、Cさんが同教室で宿題をしていたので、X教諭は「3年■組でして」と話し、移動をしてもらった。Aさんのカバンが自席(廊下から2列目の4、5番目)にあったので、X教諭は、「3年職員室を出た足で宿題を取りに帰った」と思ったという。応援団が練習のためにカバンも一緒にAさんの机を廊下に出した。このとき、CさんはAさんが教室に戻ってこなかったとしており、この事実から、Aさんは3年■組の教室に戻らずに、3年職員室から直接自宅に戻ったと推察される。

その頃、Dさんは塾の道具を塾に置き、宿題を持って歩いて学校へ向かったが、その途中でAさんと出会い、会話をしたという。Dさんが「どうしたの」と聞くと、Aさんは笑顔がなかったものの深刻な様子はなく、声のトーンもいつものようで、「宿題を取りに帰る」と答えたので、「頑張ってるね」と言い、Dさんは学校へ向かった。上述したように、Dさんが学校に着いた時刻は概ね13時40分～45分頃でAさんとすれ違ったのはその2～3分前と思われる。なお、帰宅途中にAさんがDさん以外の人に会った情報はなく、また、事件・事故などに巻き込まれたという様子もないため、この間にAさんの自死に影響を及ぼすような出来事があったとは考えにくい。

13時58分にCさんのスマートフォンにAさんから「本当にごめん」とLINEが入った。Cさんは、貸していた社会の宿題について「(その日の)朝、僕が返してと催促した後のメッセージだったので、『(社会の)宿題を(持ってくるのを)忘れてごめんね』という意味だ」と思ったという。スマートフォンなどの携帯機器の学校への持ち込みは禁止されているので、AさんからCさんへのLINEはAさんが帰宅後に送信されたものと考えられる。

X教諭は14時15分～15時15分まで職員会議に出席した。会議終了後、3年職員室前の長机に3人の生徒(Cさん、Dさん、Eさん)の宿題が出してあるのを確認した。Fさんからは標語を手渡ししてもらい、「あと体話だね」と伝えた。続けて、Cさんがまだ残っているかを確認しに行ったが見つからず、また宿題も出してあったため帰ったのだと思った。その後再び3年■組に応援団の指導に行ったが、Aさんのカバンはそのまま廊下に残っていた。X教諭は「Aさんは宿題を家でして学校に持ってくるのだろう、時間がかかるかも」と思ったという。

X教諭はその後、15時45分過ぎにグラウンドに降りて■部の終わりの挨拶に行った。そして、しばらくグラウンドでBさんとAさんを待った。なお、16時15分頃から15分ほど、応援団がグラウンドで演舞をしていた。

16時35分頃、Bさんが自転車に乗り、宿題を全部持ってきたので、X教諭は「やればで

きるがね」と話した。そして、「Aさんはまだ時間がかかるのかな」と思った。ただし、この時間に関してBさんは「17時頃」と言っている。

X教諭は職員室に戻り3年職員室前を確認したが、Aさんの宿題はなかった。3年組に行くくとAさんの机は教室に戻っており、Aさんのカバンもあった。17時を過ぎ、Aさんがあまりにも遅いので、X教諭はトイレなど校内を見て回った。

それから、X教諭は学校の電話でAさんの自宅に連絡した。祖父は在宅だったが、電話に誰も出なかった。そこで、17時30分頃に母親のスマートフォンに連絡した。その時、X教諭は母親に「今日宿題の確認をしたが提出していない。家で宿題をしていますか」と聞くと、まだ職場にいた母親は「祖父に訊いてみます」と答え、電話を切った。その際「(Aさんは)朝も学校に行きたくないと言っていた。『2学期だよ、行きなさい』と言うと、『お腹が痛い、もしくは頭が痛い』と返事した」という。これに対して、X教諭は「学校ではどうもなかったです」と言った。

このときのやりとりについて、母親は次のように述べている。

X教諭は「Aさんが宿題を出していないので残りました。教室にカバンはあるのですが、いなくなりました。どこか、Aさんが行きそうなところに心当たりはありませんか」と母親に尋ねた。母親は、そのときのX教諭の口調を「すごく怖い」と感じたという。母親は「(Aさんは宿題を)全く出していないんですか」と聞き返したところ、「はい、全く提出していません」との回答だった。母親は、「塾もありますから」と述べた。そして、「父が家にいると思うんで確認しますね。今ちょっとすぐに帰れないんで」と言って電話を切った。

17時40分頃、母親は祖父に電話をして、Aさんが帰宅しているか確認した。

17時45分頃、母親からX教諭に電話が入った。その際、母親は「家にもいないようです。家に帰ってみます」とのことだったため、X教諭は「校内を探します、また連絡ください」と言って電話を切った。その後、3年部職員に探してもらうよう伝え、管理職にも報告した。教頭は残っていた1、2年部の教員と一緒に校内外を搜索した。

18時前頃、X教諭は車でAさん宅へ行った。母親も帰ってきたところで、母親は、Aさんのスマートフォンに連絡していたが、「(電話に)出ない」とのことであった。母親は「(Aさんの)靴はありますね」と言い、「また探してみます」と家に入った。後方には祖父が立っていた。X教諭が玄関ドアを閉めて玄関前で待っていると、母親の悲鳴が聞こえたため、ドアを開け、2階へ上がった。母親はX教諭に「先生、救急車を」と言った。

Aさんが発見されたのは2階の部屋で、広さは6畳ほどだった。その部屋にAさんが寄りかかっていた。

18時9分、X教諭は119番通報をしたが、1回目はすぐに切れてしまい、2回目でも通じた。

X教諭が電話していた間に、母親が心臓マッサージをしていたが、「どうやって生きていけばいいの」などとの発言があったという。X教諭によると、途中、母親と代わって「自

分が10分以上心臓マッサージをし、母親に人工呼吸をお願いした」と述べている。もっとも母親の話では、X教諭は足をさすっていただけで「心臓マッサージをしていない」とのことであり、見解の相違があった。

18時20分頃、救急車が到着した。救急隊員は、母親へ「もう処置しても難しい」、「こういうときは警察を呼ばねばなりません」と伝えた。教頭が自転車で通りがかった時には、すでに救急車が到着していた。教頭はその後、救急隊員がAさんを2階から階段で1階に下ろしているのを目撃したが、Aさんを見て、「亡くなっている」と思ったという。なお、母親によると救急隊員によって運ばれるAさんの様子を見ながら、X教諭は「みんな一緒だったんです」と意味不明の言葉を叫んだという。その後、3年部職員3名（M教諭、N教諭、L教諭）もAさん宅に到着した。教頭はすぐに学校に連絡を入れ、電話を取った教諭■に対し「厳しい」と言った。教諭■は「厳しい」という意味がわからなかったが、「緊迫している状況だ」と感じ、校長に連絡をとろうとした。校長へ電話が繋がらなかったため、教諭■が校長宅に行き、学校に戻るよう伝えた。校長は学校に戻り、職員から「(Aさんが) 亡くなった」と聞いたという。

18時30分前後、警察官が相次いで到着したが、その前に母親の知人（知人G；■）が来て、母親を介抱した。また、知人Gの部下も来て、うろたえていたX教諭を助しました。

知人Gが到着したとき、Aさんは1階の階段下あたりに運ばれていたが、知人Gによると、X教諭はAさんの足下にしがみつき、「■（Aさんの名前）、ごめん」と何度か叫んだという。母親はAさんの上半身の方で人工呼吸をしたりゆすったり手を握ったりしていた。消防の人は「■が始まっている」と言ってAさんのそばに立っていたという。X教諭と面識のなかった知人Gは、「当初、『(X教諭を) 誰だ』と思い、家族でもないのにしがみついて離れないので、Aさんから引き離し近くのダイニングテーブルに座らせた」と述べた。なお、時間は不明であるが、Aさんは階段下から和室に移動されたようである。さらに、知人Gは「X先生はダイニングテーブルの近くでも『■（Aさんの名前）、ごめん』、『お母さん、ごめん』と言いながら拳で机を叩き、うるさいので部屋から出した。しばらくして、Aさんの次兄が帰ってきたが、X先生はその次兄に抱きつき、『ごめん』を繰り返していた」と述べた。知人GはX教諭を次兄から引き離し、次兄を母親の元に向かわせた。

一方、X教諭によると、当時は「なぜなんだ」とずっと泣きわめいており、その際、祖父に「先生のせいじゃなかど」と2回言われたというが、その意味は「わからなかった」とのことである。そして、「■（Aさんの名前）、ごめん」、「お母さん、ごめん」と発言したことや、拳でテーブルを叩いたこと、足元にしがみついたことは「全くない」と述べた。また、連絡を受けた次兄が帰ってきた際、X教諭が次兄に駆け寄ったところ、「お前じゃないんだよ、こっちだよ」と誰かから言われたという（上記の知人Gの発言と思われる）。X教諭はこのとき、その発言者からは「かなり敵対心を感じた」と述べた。

X教諭はダイニングテーブルの近くに座っていた際に、警察官から事情を聞かれ、さら

にその後、Aさん宅前に停めていた自家用車の中でも、警察官に再度事情を聞かれた。X教諭が警察に事情を聞かれたことについて、知人Gは「警察から『X先生の態度に違和感がある』と言われ、さらに『後で事情聴取する。AさんとX先生の間で何かあったのでは。解剖したほうがいいのではないか』と言われた」と述べた。

18時40分頃に、教頭は、Aさん宅から、市教委青少年課に事故の第一報を入れた。青少年課からは、「何かあれば一報してください」と言われたという。市教委は教育長などに報告し、その後、4日午前1時ごろまで頻回に校長や教頭と電話で連絡を取り合っていた。

その後、教頭はいったん学校に帰ったものの、M教諭から「事情聴取に対応しきれない」と連絡を受け、再度Aさん宅に戻った。

19時頃から、教頭と3年部職員が警察から事情聴取を受けた。

19時30分頃、警察官が学校を訪れ、校長と職員が対応した。

20時20分頃、X教諭が動揺していたため、母親の知人Gから「帰るように」指示され、教頭がX教諭を連れて学校に戻り、校長へ報告を行った。なお、校長はX教諭から、Aさんに個別指導したことやAさんへの体罰はなかったことなどの簡単な報告を受けたと推察される。またその頃、学校では警察官がAさんのカバンの中身等を調べていた。教頭自身は再度、Aさん宅に向かった。

21時20分頃に、教頭は学校に戻り校長にこれまでの経緯を報告した。

21時40分頃に、母親の知人Gから「なぜ、管理職は来ないのか」と連絡が入り、校長、教頭、3年部主任は、Aさん宅に向かった。知人Gは学校から自宅まで数分しかかからないにもかかわらず、管理職がAさん宅を訪れないためにそのように連絡したという。なお、市教委は校長へAさん宅に訪問するように複数回指示を出していた。しかし、学校に警察が来て現場検証と事情聴取を始めていたため、校長は学校を離れることができなかったという。また、校長は「『(市教委から)遺族への初期対応として遺族宅へ行きなさい』と言われていたが、そのときになると頭が真っ白になって落ち着くのが大変だった」と述べている。

21時50分頃に校長たちはAさん宅を訪問した。知人GはX教諭の尋常でない言動を目の当たりにしたことから、校長に「X先生はどんな先生なのか」と尋ねたところ、校長は「熱血先生」、「感情的になることはある」、「X先生からは具体的な話を聞けていない」などと返答したという。このように校長が形式的な回答に終始し、加害者かもしれないX教諭をかばうような様子を見せたことから、知人Gは「会わせられません」と校長たちがAさん宅に入るのを拒んだ。教頭によると、知人Gから「人の命より宿題が大事か」、祖父から「ここから入るな」とそれぞれ言われ、検死で運び出されたAさんが戻ってくるのを玄関の外で待っていたという。

23時頃、検死官に連れられて遺体が自宅に到着し、24時頃再度検死官が遺体を引き取りに来た。

9月4日1時頃に、校長、教頭、3年部主任は学校に戻った。

#### イ 母親の知人とX教諭の供述の齟齬について

上記のように、母親の知人GとX教諭との間で、当時のX教諭の言動について見解の相違がみられる。X教諭は当時気が動転しており、特にAさんが階段下に置かれていた時の記憶が不鮮明だった。一方、知人Gは第三者として冷静かつ客観的に当時の出来事を把握できていた。また、X教諭が「知人Gの言動に敵対心を感じた」ことについて、X教諭の話ではそのきっかけは不明であるが、知人GはX教諭の挙動に原因があるとしており、合理的な説明をしている。さらに、警察官がX教諭に2度にわたって事情聴取をし、遺族が解剖を決定する理由も知人GのいうX教諭の挙動にあったとすれば説明がつく。以上のことから、当時の記憶に関してはX教諭より知人Gの方が信用性が高く、X教諭から「[REDACTED] (Aさんの名前)、ごめん」などの発言があったと考えられる。

#### ウ X教諭の「ごめん」の発言に至った心境について

X教諭がAさんの自死の姿を目撃した体験は、強烈で通常の日常生活では体験し得ない凄まじい体験である。こうした体験によって生じる心の傷は心的外傷（トラウマ）と言われている。無論、本件事案ではAさんの母親が1番の心的外傷を負っていることは当然のことである。

心的外傷によって生じる心身の反応としては、①感情・思考の変化、②身体の変化（不眠、頭痛、吐き気など）、③認知・感覚の変化（注意集中の困難など）、④行動の変化（薬やアルコールへの依存など）がみられる。このうち、①感情・思考の変化としては以下のようなものがみられるという。信じられない出来事が起こったために呆然とし、何がどうなっているのか、何をどう考えればいいのかわからない状態となり、悲嘆、落ち込み（抑うつ）、感情が麻痺したようになり、混乱する。そして、事件を引き起こしたものに対しての怒り、焦燥感が生じ、その事件についての感情を抑えきれなくなり、突然、涙が出てきたり、自分自身を責めたり、自分に原因があるのではないかという感覚に襲われる（独立行政法人労働者健康安全機構2019）。本件事案時、X教諭も概ね上記のような心身の状態を呈していたと推測される。

このような状況の中、X教諭はAさんの母親や次兄に対して「ごめん」の発言を繰り返している。「ごめん」という言葉は謝罪を表すものであるが、X教諭がこのような発言をした理由としては以下のようなことが考えられる。1つはX教諭がAさんを死に追いやるだけの自らの言動（直接的または間接的な原因）に思い当たり、例えば自分が自死の引き金になってしまったかもしれないなどの思いから発言した場合である。もう1つは、自死の原因には思い当たらなかったものの、Aさんの自死を止められなかったことや自死するだけの悩みに気づいてあげられなかったことなどに関し、担任あるいは一教師として間接的な責任を感じての発言である場合である。

X教諭は、当日の個別指導でAさんを大声で指導した後にAさんが流涙した姿を見てい



## 10. 本件事案後の当該中学校の対応

### (1) 基本調査作成、発表までの経緯

#### ア 学校の教師、生徒らに対する対応等

本件事案翌日の9月4日、校長は職員朝会にて全教職員に事故の概要について説明し、今後の対応について指示を行った。その後、9時頃に3年部主任、X教諭と共にAさん宅を訪問した。

市教委に提出された「児童生徒事故報告」によれば、10時頃から教頭がX教諭への聞き取りを行っている。13時頃、学校は市教委青少年課の主幹及び指導主事と今後の対応について相談した。15時30分頃、市教委のアドバイスで派遣された臨床心理相談員が全教職員に対して「心のケアに関する研修」を実施した。本研修について、教頭は「次の日から生徒の動揺が激しかったこともあり助かった」と評価している。また、主幹と指導主事は学校に3日以内に教職員への基本調査を実施するように指示した。これを受けて教頭は9月4日から6日にかけて、X教諭をはじめ全教職員の聞き取り調査を実施した。聞き取り内容は、いじめや体罰の有無、X教諭の指導の仕方、当日の様子などである。19時30分頃、PTA役員が校長室に集められ、校長からAさんが亡くなったことが伝えられたが、「なぜ亡くなったのか、死因も含めてわからない」説明であった。また、その後も学校は率先して本件事案後の対応を行おうとはせず、登校できない生徒への自宅での心理的ケアや告別式へのバスの手配など、PTA役員から指摘を受けて初めて対応を検討するような状況であったという。

9月5日8時35分頃、3年部教員が3学年生徒に、9時30分頃、1、2年部教員が1、2学年生徒にそれぞれ本件事案について伝えた。10時頃、臨床心理相談員が生徒の心のケアのための個別相談を開始した。同日夜Aさんの通夜があり、学校関係者や友人らが数多く参列した（朝日新聞9月6日付け記事）。

この日、母親の知人Gは、X教諭が9月3日の本件事案時に次兄や母親に対して謝罪の言葉を発していたことから、X教諭に長兄にも「謝ってもらいたい」と考え、長兄を連れて校長室を訪問した。校長とZ教諭が対応し、知人Gは顔見知りのZ教諭に説得されたことでX教諭に対する面談を断念した。このとき、知人Gは学校関係者や友人らに対しても「通夜に参加してもらいたい」と話したという。Z教諭は「学年主任等から構成される企画委員会が終わったところに、2人が校長室にやってきた。2人は土足で入室しており、かなり興奮していることがわかった。『誰かが対応しなければまずい』と考え、自分はそこに残った」と話した。その後Z教諭は、自発的に頻回に遺族宅を訪れ、遺族の話を聴いたり、世間話や思い出話をしたりして学校と遺族のつなぎ役を担ったという。なお、現在も現校長・現教頭、当時の教頭がAさんの月命日には遺族宅を訪れているようである。

また、Aさんが亡くなった後からしばらくは遺族宅に臨床心理相談員が派遣され、遺族のメンタルサポートが行われていた。母親によると、「カウンセラーは優しく、いい人で話をよく聞いてくれた。一人でぼーっとAさんのことを考えていた時期だったので来てく

れるのは楽しみだった」と述べている。その後、当該臨床心理相談員が退職することで年度の区切りをもって派遣が終了した。市教委は、このとき母親に他の臨床心理相談員を派遣する要望がなかったと捉えていた。しかし実際は、母親が派遣を要望するだけの気力も失っていたとのことであった。母親によると、「カウンセラーからは、教育委員会内にある相談センターに相談する（直接行くか、電話をする）と、別のカウンセラーが付くことができる」と教えてもらったものの、自分から相談する気力はなく、「教育委員会に行く」という気持ちにもなれなかった。当時、「学校から提案があれば、お願いしていた」と振り返っていた。

同月6日にAさんの告別式があり、遺族をはじめ同級生や保護者ら約300人が参列し（鹿児島放送9月7日ホームページ）、テレビや新聞各社は本件事案を大きく取り上げた（NHK、南日本新聞など）。記事によると、複数の保護者は「担任は昨年末、生徒たちに対し、大声で怒鳴るなどの暴言があり、保護者が別の教諭を通して改善を求めている。数年前には生徒に正座を強要し、髪をつかむなどの体罰があり、生徒側が学校に抗議したこともあった」と述べている。なお、校長は取材に対し「担任の個別指導は一般的なもので厳しいものでなかったと聞いている」と述べているとのことである（南日本新聞9月5日付け記事）。

X教諭も参列したがまともに歩けない感じであり、出棺時には生徒からX教諭に対する罵声が一斉にあげられていたという。

なお、X教諭は心身の不調を呈しメンタルクリニックに通院している。そして、心身の安定を図るため、同クリニックの精神科医から遺族と対面しないようにアドバイスされていたという。校長はこのことを遺族には伝えていた。ただし、このような内容が記された診断書は作成されていない。X教諭は、当該中学校に出勤することがないまま、平成31年4月に他中学校に異動しているが、このことは、遺族には知らされていなかった。遺族は、他からの情報で知ることになり、不信感を強める一因となった。

同月7日から25日にかけて、3年部教員が臨床心理相談員の立ち会いのもと、遺族から要望のあった生徒も含め生徒への聞き取りと調査結果の整理などが行われた。

同月29日、学校側は市教委職員とともにAさん宅に出向き、遺族に基本調査結果を報告した。そして、10月1日付で市教委教育長宛に「児童生徒事故報告」として報告している。

翌30日の新聞には、「学校、遺族に調査報告—当日の状況証言異なる」と見出しをつけ、遺族代理人の談話が掲載された。遺族代理人は、自殺当日の担任の指導状況について「教職員と生徒の証言が異なっていること、（Aさんが）進路に悩んでいたのかどうかについて見解が異なっていること、個別指導に関する証言が、教職員が約70行記載されたのに対して生徒は10行弱であり学校側の説明に偏っていること、個別の生徒指導で何と声をかけたのか、具体的に知りたい部分はわからなかった」と述べ、「一日も早く詳細調査に移ってほしい」と要望していた（南日本新聞9月30日付け記事）。

また、10月2日の新聞には、Aさんの母親が遺族代理人同席のもとで取材に応じている。

記事では「当日の出来事わからなかった」、「息子の命の重さに向き合って」という見出しのもとで、「聞き取りで教職員たちに生徒がどこまで正直に話せたのかわからない。利害関係のない第三者による詳細調査に委ねたい」として母親の希望が掲載されていた（朝日新聞10月2日付け記事）。

#### イ この間の鹿児島市教育委員会、学校と遺族側のやりとり

この間、遺族代理人から市教委及び当該中学校に4回のFAXによる連絡があり、市教委及び学校は4回の回答書を返している。上記4回のやりとりは、概ね、以下のとおりであった。

9月18日に教頭から「週末に基本調査の報告を行う」という連絡を受けた遺族は、翌19日に具体的な日時及び学校側の同席者について確認を求めた。ところが、これに対して校長は「そのような予定はない」と回答した。遺族は、従前聞いていた教頭の話と異なっていたことから、「担当者間で情報を共有する」よう依頼した。併せて、基本調査の報告時期及び報告に時間がかかっている理由を尋ねた。

翌20日、市教委教育長及び当該中学校校長の連名で遺族代理人宛に以下のような内容の回答書が送られた。

①学校側は当初から同月22日（上記の「週末」を指す）に報告を行う意図はなく、また、担当者間の情報共有に漏れはなかった。しかし、これらのことの遺族側への伝達に言葉が足りなかったことを詫げる。

②報告の時期としては、同月28日夕方までに聞き取りの作業を終え、同日以降を報告時期の候補日として日程調整を行う。

③報告に時間がかかっている理由は、対象人数が多くなったことや、聞き取り、立ち会いの人数に限られたため日程調整も含め時間を要することになったこと、聞き取りの中で新たに確認すべき事項が生じること等で調査内容が多くなったことによる。

遺族代理人からは、9月23日付けて再度FAXによる連絡があった。内容は、基本調査に長期間を要している合理的説明がないことを指摘した上で、市教委に対して早期の詳細調査実施を希望するものであった。これに対して、同月26日付けて市教委教育長及び当該中学校校長は遺族代理人宛に回答書を送り、基本調査に時間を要している理由の説明を行うとともに、基本調査の遺族への報告の日時の調整を依頼した。

同月26日に、遺族代理人よりFAXで3回目の連絡があった。調査報告日を指定するとともに、詳細調査の実施希望が記されていた。同月27日付けて遺族代理人宛に市教委教育長及び学校長は、調査報告は9月29日10時から行い、遺族側6名、市教委及び当該中学校から4名が出席することを打診した。また、詳細調査の実施の有無については、「現時点では伝えられない」と回答した。

同月27日、遺族代理人から4度目の連絡があり、基本調査の報告にX教諭の出席を希望する旨が記載されていた。さらに出席できない場合はその理由を尋ねるものであった。

同月 28 日付けで市教委教育長及び学校長は遺族代理人に、X 教諭の出席に関しては、「本人は希望したが、(通院しているメンタルクリニックの) 医師の判断で参加できない状況にある」などと回答した。

## (2) 当該中学校で開催された臨時保護者会までの経緯

平成 30 年 10 月 10 日に当該中学校が開催した臨時保護者会についても事前に遺族代理人と学校との間で下記のやりとりがなされた。

10 月 4 日に、FAX で遺族代理人から当該中学校に臨時保護者会での説明内容についての要望が伝えられた。その内容は以下のようであった。①基本調査の趣旨について説明すること、②基本調査の結果については説明しないこと、③臨時保護者会に遺族代理人が同席すること、④学校側から説明内容は「遺族の要望により」との趣旨の発言はしないこと。もし不適切と判断される発言があった場合は、遺族代理人が抑止する。

そして、さらに以下のような事項も付記されていた。

①参加する保護者は、基本調査と詳細調査の区別がつかず、中には基本調査をもって今回の自殺の原因が明らかになったものと誤解する人もいるかもしれず、あくまで今回実施された調査は基本調査であることを最初に説明して欲しい。

②基本調査は、証言が偏っており、時系列の明示がないなど、遺族にとって納得していない内容であるにもかかわらず、事実として受けとめられる恐れが極めて高く、遺族の心情や納得を置き去りにした臨時保護者会になってしまう懸念がある。

③一切説明しなければ、保護者の不安等を払拭する目的の臨時保護者会が無意味なものになるため、学校側は調査期間、調査人数、調査項目に限定した説明を行い、具体的な回答内容については説明しない。

これに対して、学校側は、遺族の意向について「受け賜わった」旨を伝え、説明予定内容について、「臨時保護者会の開催について(お知らせ)」の案内書を添付した上で、「同案内書に記載したとおりである」と説明した。なお、案内書には、①臨時保護者会開催の趣旨説明、②本件事案の経過説明と今後の当該中学校の対応について、③質疑応答の 3 点が記載されていた。

そして、10 月 4 日付けで当該中学校より保護者宛に、同案内書が送付された。同月 5 日に、FAX で遺族代理人から当該中学校に、臨時保護者会での遺族代理人が用意したアンケート用紙の配布及び当日の録音、録画の許諾が依頼された。これに対し、同月 9 日当該中学校は遺族代理人に、「会場内でのアンケート用紙の配布は遠慮願いたい」が、中学校の敷地外でのアンケート用紙の配布については異議を申し出るものでないこと、録音、録画については、保護者に同意を得ていないことや質問等を行う際の心理的障壁になることから「遠慮して欲しい」と回答した。

同月 9 日、再度 FAX で遺族代理人から当該中学校に連絡があった。遺族は臨時保護者会の際でないと広く保護者等から情報収集することが困難であり、また記憶の風化を防止す

る手立てもなくなることから、アンケート用紙の配布は校外で実施することとし、臨時保護者会でのアンケート用紙配布のアナウンスの機会を設けることを要望した。さらに、録音、録画については、遺族代理人が遺族に代わって臨時保護者会に出席するため、遺族に詳細に報告する上で必要であるが、他の保護者の心理的負担も理解しているので録音のみ行うことを告げた。

これに対して翌10日に学校は遺族代理人に回答した。①アンケート用紙の配布は校外で実施すること、②アンケート用紙配布のアナウンスの機会は設けること、③録音については、学校側の問題だけでなく、参加される保護者のプライバシーに関わることから、遺族代理人の遺族への報告という必要性を前提としても承諾できないこと、④学校側も記録作成はメモ等で対応する予定ということで理解を求めるものであった。

同日、遺族代理人から当該中学校に連絡があった。回答の説明には納得できないものの、アンケート用紙の配布は校外で実施し、また、臨時保護者会の内容等に関する詳細な報告書を学校からもらえるのであれば録音を行わないことが伝えられた。また、臨時保護者会の開始直前に「保護者会で遺族母親の手紙の代読を入れて欲しい」という申し入れもあったが、学校側は「同会の趣旨からも異なるためできない」と伝えた。

同日19時から当該中学校で臨時保護者会が開催され、保護者が150～200名が集まった。この臨時保護者会に関しては、保護者の1人は、「プロジェクターにて経緯が説明されたが、フォントサイズが小さくピントがぼけていた。校長の声が小さく、質問に対しては『調査中』、『検討中』という返事で開催した意味がわからない会となった」と評価した。また他の保護者も、「経緯を聞くために参加したが、『家族にしか説明できない』とシャットダウンされ、何も判らなかつた」、「プリント1枚で済ませられるような内容のことしか話がなくて、『先生方が保守的だな』と思った。遺族に『こういう報告をした』ということにつきたので会を開く意味はなかつた」とし、「多くの保護者は不満をもつた」と話した。

ちなみに、本件事案後、学校の中ではX教諭の話がタブー視され、生徒が教師に対し自由に質問ができないような状況であった。例えばある教師は、「子どもたちと先生との間に今までにはなかつた隔たりが生じた。聞きたいことを聞けない、言いたいことを言えない雰囲気。『X先生、どうしたの』など最初は聞いてくる生徒もいたが、『言っちゃあいけないのかなあ』と言わなくなつた。X先生の存在がなくなつたような状態になっている」と述べた。

なお、臨時保護者会後の10月17日に、3年組の2人の母親が今後の学級運営について相談するために来校した。その際、1人の母親は、教頭と教諭に対し、「本件事案当日、子どもが3年職員室でAさんが泣いていた姿を見たとき家で話した」と述べた。その後、この件を教諭は校長に報告した際、「聞き取り調査を行わなくてよいのか」と尋ねたが、校長は「基本調査が終わっているのだから今の段階では聞かない」との返答であり、本調査委員会による聞き取り調査まで同生徒の調査はなされなかつた。

### (3) 第三者による調査委員会設置における遺族と鹿児島市教育委員会のやりとり

10月16日付けで市教委教育長は遺族代理人に、「詳細調査の実施が決定した」旨の文書を発出した。

同日、遺族代理人から詳細調査を実施する第三者による調査委員会の人数、構成員、選任方法について問い合わせがあった。市教委は10月19日付けの文書にて、その構成員は、「背景調査の指針」に基づき、弁護士、精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家の専門的知識及び経験を有する者であり、選出は、調査対象となる事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者5人を職能団体や大学等から推薦する方法である旨を回答した。

同月19日、遺族代理人から、調査委員会が設置されるまでのスケジュールと市教委が検討している調査委員会の構成員の遺族への通知及び調査委員会設置にあたっての要望（弁護士の人数を2人以上にすること）がFAXで伝えられた。遺族代理人は要望にある弁護士数は、日本弁護士連合会が平成30年9月20日付けで発表した「いじめの重大事態の調査に係る第三者委員会等の推薦依頼ガイドライン」に準じているとし、その理由として「弁護士は専門家としての本来業務にまで支障が生じるなどの制約を受けること、他の委員と比較しても弁護士委員が長時間の作業を行うことが多く、大きな負担になっていること」をあげた。その上で、万一、市教委において弁護士の選任が1名で十分であると考えられる場合には、弁護士1名のみで調査委員会を務めたことのある弁護士に状況等を聞き、「負担感等について尋ねる」よう要望した。

市教委からの回答がなかったため、遺族代理人は10月25日付けで再度要望を提出した。その要望の内容は、「遺族の要望を受け入れられない場合はその理由を説明すること、説明を遺族に行わないまま調査組織を構成することで遺族が調査組織に不信を抱く事態は厳に避けるべき」とのことであった。

これに対して、市教委は、10月29日に市教委教育長名で「鹿児島市児童生徒の死亡事故に関する調査委員会設置要綱」を制定し、10月30日、調査委員の推薦依頼を各関係団体に行い、同日遺族代理人にも回答した。その内容は、①今後のスケジュール等については、調査委員会の設置に向けて要綱作成の内部手続きを行っており、完了次第、委員推薦を各団体に依頼し、その推薦結果を受けて委員を任命して委員会を設置すること、②弁護士委員の増員は考えていないこと、③回答書作成にあたり鹿児島市嘱託弁護士への相談を行っているため時間を要していることの3点である。

なお市教委は調査委員会の委員として、各関係団体から推薦された現委員である有倉巴幸、岡田洋一、東千秋、井口貴博の4名と医師■を候補にあげていたが、公表はしていなかった。

12月14日、遺族代理人が要望を提出した。要望の内容は、①スケジュールを明示すること、②調査委員会設置規約作成にあたり、奄美市が公表した「平成27年11月奄美市立中学校生徒の死亡事案に関する第三者調査委員会設置規約」を参照に、下記の条項を盛り込

むこと、③医師■を調査委員に選任しないこと、④今後、遺族代理人に文書を送付する際には、同じ文書を遺族にも送付することの4点である。

#### 遺族が調査委員会設置規約に盛り込むことを要望した条項

- ① 調査委員会の所掌事務が、本件自殺に至るまでの事実経過並びに本件学校及び学校外における事実及び背景の調査であることを明記する条項（第1条1項及び2項参照）。間違っても、「基本調査の内容を確認する」といったような、詳細調査を実施する意義を没却するような規定を盛り込まないように請求します。
- ② 調査委員の囑託を市長が行うにあたり、遺族の同意を要件の1つとする条項（第3条1項参照）。
- ③ 遺族に、相当の理由を前提とした、委員の解職請求権を与える条項（第3条6項参照）。
- ④ 本件遺族から意見表明の申出があった場合、調査委員会は意見を聴取する義務を定める条項（第9条参照）
- ⑤ 調査委員会の会議の議事は、出席した委員の合議により決すること（第8条参照）。本件はかけがえのない命に関するもので、間違っても命について多数決で決するような条項は盛り込まないように請求する。
- ⑥ 調査委員会は、調査及び審議の過程において、適宜、調査及び審議の状況を本件遺族に報告し本件遺族からの質疑に応じるものとする条項（第10条2項参照）。
- ⑦ 遺族の同意を規約制定の要件の1つとする条項（第16条参照）。

市教委青少年課の記録によると、12月20日に、遺族や代理人弁護士、遺族の知人など5名が市教委を訪問し、新聞記者1名が同行した。遺族らは制定された要綱の見直しに加えて、運用に関する規約の制定、遺族の思いを調査委員会へ伝える機会の提供を要望した。同日、遺族代理人は上記に加え、定期的な連絡及び未回答の職能団体への依頼文書作成、生徒へのアンケートを要望した。

その後、平成31年1月10日に再請求がなされ、再度医師■を調査委員にすることへの強い反対が請求された。なお、医師■の調査委員就任への反対理由は不明である。

これに対し、市教委は、平成31年1月17日に回答したが、その内容は以下のとおりであった。

- ①「鹿児島市児童生徒の死亡事故に関する調査委員会」委員として、弁護士、精神科医、臨床心理士、学識経験者2名の計5名の氏名を示した。
- ②第1回調査委員会が同年1月28日（月）18時30分～20時30分に鹿児島市教育総合センター4階会議室で行われる。
- ③第三者調査委員会設置規約については、別途規約を作成する予定はない。「背景調査の指針」に基づき、平成30年10月29日に「鹿児島市児童生徒の死亡事故に関する調査委員会設置要綱」を制定し、当該設置要綱に基づいて調査委員会を設置しているため、どのよ

うな調査をするかは調査委員会で決定していくことになり、遺族への調査方針に関する説明の場についても、そこで検討されることになる。

④調査委員会委員は市教委があらかじめ選任することではなく、調査の公平性や中立性を確保する観点から、各職能団体等より推薦を得て決定した。

⑤回答先は混乱を避けるため情報の一本化が望ましいことから、遺族代理人に送付する。

⑥定期的な連絡については、調査委員会の指示ないしは判断に基づいて対応する。

⑦生徒へのアンケートは、調査委員会で検討し判断する。

これに対して、遺族代理人から同年1月23日にFAXにて連絡があった。

①同日に至るまでの市教委の対応は、「背景調査の指針」に準じたとしているが、市教委はそれに準拠していない。例として、同「背景調査の指針」には、「詳細調査に移行するに当たって、学校及び学校の設置者は遺族に、調査の主旨、調査の手法、調査組織の構成、調査にはおおむねどの程度の期間を要するか、入手した資料の取り扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する考え等を説明する必要がある」との記載があるが、市教委からこれらの説明を受けたことはない。このような対応は、過去の事例における他の自治体の対応と比べても著しく配慮に欠くように思え残念であり、今後は上記「背景調査の指針」の理解を深めるための研修等を行い適切な対応ができる体制を整えること。

②第1回調査委員会へ遺族側を参加させること。

③鹿児島市が調査委員会に関与することを慎むこと。鹿児島市が、遺族側が要望した調査委員会の委員の追加を却下したという経緯を踏まえ、人手不足等を理由に鹿児島市の職員が調査委員会に関与した場合には、鹿児島市が職員を送り込ませるために、敢えて調査委員の人数を制限したものと評価せざるを得ない。調査委員会のあらゆる活動に、鹿児島市の職員が関与することを遺族は認めず、これに違反することが判明したときは、遺族は、当該調査委員会が活動を継続することを一切拒否し、選定手続きからやり直すことを請求する。

この連絡に対して、同年1月25日に市教委は遺族代理人に回答した。

①第1回調査委員会への遺族側の参加については、事前に調査委員会の委員に伝える。遺族側の要望を述べる機会を設定するか否か、また、設定する場合、設定の時期については調査委員会の判断となる。

②調査委員会への関与については、調査の方針、手法、調査そのものに鹿児島市ないし市教委が関わることはない。議事録作成についても同様である。その上で、第1回調査委員会における委員長選任までの形式的な議事進行や、調査内容に関わらない事務処理については当市教委が行うことになる。

平成30年10月16日に市教委教育長が遺族代理人に、「詳細調査の実施が決定した」旨を伝達してから概ね3ヶ月経過した平成31年1月28日、第1回調査委員会が開催された。同委員会には有倉巳幸、岡田洋一、東千秋、井口貴博、長友医継の調査委員5名全員が出席し、互選で委員長に有倉巳幸、副委員長に岡田洋一が選出された。

なお、本調査委員会は市教委より基本調査の報告を受けたものの、この他にどのような資料があり、どのような経緯が問題となっていたのか全くわからないまま調査を任された。また、遺族の意向を踏まえ市教委の関与を必要最低限の事務的な関与にとどめたことで、市教委が調査に干渉することもなかったため、上記のようなやり取りがあったことを本調査委員会が知ることとなったのは、令和元年12月になってからであった。

## II. 当該中学校の風土など

### (1) Aさん入学前の当該中学校の荒れとその後の学校の対応

平成 25 年度に A さんの次兄が当該中学校に入学した。当時、同中学校は荒れていて、器物破損や暴力事件が頻繁に起こっており、この年度は特に 3 年生とその影響を受けた 1 年生が荒れていた。X 教諭は、「当時、3 年生が荒れていた。先生の車の窓を割ったり、消火器を使って消火液をまき散らしたり、先生に対しての暴力もあった。教室への落書きもあった」と述べた。保護者も、「授業は聞かない」、「『先生方を茶化す』状況であった」と述べ、保護者参観の日でも教室が落ち着いていなかったようである。

■ A さんの母親も、■ と述べた。■ 当時 ■ 部の顧問だった Z 教諭は目をかけて指導し、次第に次兄も含めた遺族も（Z 教諭に）心を開くようになったという。

一般に中学校では、同一階には同学年の教室を配置している。本件事案当時の当該中学校では、校舎の 3 階には 3 年生の 5 教室と 2 年生の 2 教室が配置されていた。校舎は 3 年生であれば、3 階の各教室から同階にある 2 年生の教室の前を通り、その先にある渡り廊下を渡ると音楽室等の実技教室などがある別棟に通れる構造になっている。ところが、3 年 ■ 組と 2 年 ■ 組の間の廊下にパーテーション（以下、衝立）が置かれ、3 年生はそこを通って音楽室等に行けないようにしてあった。そのため、3 年生は、別棟にある実技教室に行く際、いったん、1 階まで下りて別棟に行き、3 階に上がって音楽室などの実技教室に行くことになっていた。生徒からは不評であり、「そのまま行けばすぐに行けるのに、わざわざ遠回りをしなければならない」とか、「前の授業が延び、急いで実技教室に行くものの、開始時間に遅れ先生に叱られる」といった不満を持っていた。

加えて、「5 分前行動、3 分前着席」をするよう言われている一方、教室間の移動は（走らず）歩いて行動することがルールであるため、すべてのルールを守ることが著しく困難であることに不満を述べる生徒もいた。もっとも、教師に配布されていた平成 30 年度の「学校生活の 1 日の流れ」では「1 分前着席」を徹底させることとされているが、「5 分前行動」に関しては記載がない。生徒らはこのようなルールを「不便、面倒くさい」と思いながらも、「決まりだから当然だ」と思っている者もいた。A さんも、「1 学期を振り返って」に「技術室に行くのに遠回りをしないといけないのできつい」と書いていたようである。

Y 教諭によると、廊下に衝立を置くようになったきっかけは、「教室内に牛乳を投げたり、いたずらがあったので、仕方なくとった対処であった」という。その後徐々に「学校の荒れ」は治まってきたが、衝立はその後も廊下に据え置かれていた。これは 1 年生が上級生を怖がることも理由であるという。さらに、同教諭は、「校舎の構造上、フロアごとに完全に学年を分けることができないため、他の学年のフロアに行かないようにする工夫することはどの学校でもある。盗難もあるので、他学年が疑われないために他の教室には入らないように指導している」と語った。

当該中学校では、平成 25 年度前後にいじめや暴力、器物破損などの問題が頻発したこともあり、生徒に「大声で叱る」、「正座させる」といった指導が行われていた。生徒によると「怒鳴りつける際は机や椅子を蹴って怯えさせるといったことを行っていた」という。一方、聞き取りをした教諭は「体罰はなかった」と証言し、中には、「机や椅子をたたく指導もない」と述べた教諭もいた。

当該中学校のルールには以下のようなものもあった。髪型はツーブロック（トップは十分な長さを持たせながら主にサイドを、場合によってはアンダーを短く仕上げた髪型）やポニーテールは禁止で、髪の長い子は「結ぶ」。服装に関しては寒いときのフード付きのパーカーの着用は「L先生がダメと言い出した」とのことであった。また、以前は部活動時に「          」と書いていない練習着を着ても指摘されなかったが、Aさんたちの学年が入学後は、「          」と書いていない練習着を着用すると、「L先生やX先生に叱られる」状況だったという。なお、各部活動の服装については、部ごとに異なっており、それぞれの部にどのような決まり事があるのか、教諭同士も把握していなかった。X教諭によると、「このような決まり事はなかった」とのことである。

また、生徒が問題を起こしたときには、「スタンプラリー」と呼ばれるルールがあり、「反省文を書いて先生方一人ひとりに怒られてサインをもらう」ものでAさんたちの学年が入学時にはすでにあったという。

以上のように、社会通念上は理解しがたいルールがあるものの、その背景には当該中学校の荒れた状況があったと考えられる。また、そのルールには一貫性がなく、教師によって指導の仕方にも温度差があった。押さえつけるような指導も、学校が荒れた時期の名残としてAさんたちが入学してからも残っていた。

## （2）Aさん入学後の当該中学校の雰囲気

本件事案時の校長は、平成 28 年度に当該中学校に異動してきた。着任前「（当該中）学校の雰囲気は、生徒指導で厳しい」と聞いていたが、着任後「良い子たち」が多いと感じた。生徒会を中心に挨拶もよく、「先生たちも頑張っている。これならやっていける」と安心したという。衝立の設置に関しては、校長は「異学年と交わりの経験が少ない生徒は、別の学年の生徒が教室に入ってくることに抵抗があること、物がなくなる恐れもあり生徒を守ることにつながる」と認めていた。

一方、本件事案時の教頭は、平成 30 年度に当該中学校に異動してきた。着任前は「当該中（学校）の評判は大変だ」と聞いていた。さらに、「先生がそれぞれで、個々の判断で動いている」という話も聞いており、「学年ごとに職員室があるので、まとめるのが大変だ」と思っていた。しかし、「実際着任してみると、そのようなことはなく、生徒たちのあいさつは明るく、落ち着いており、先生と生徒の関係も良かった」と述べた。教頭は、衝立の設置の是非に関してそれまで勤務していた学校では「廊下に物を置くことは消防法上禁止されていた」ことに触れた。しかし、当該中学校で衝立を置いた理由を聞き、教諭が生徒

指導上危機感を持っていると思い、「5～6年前の荒れていた時期を知っている先生たちの意見は無下にできないと思った」と話した。なお、衝立を置いて生徒を通らせないようにする措置は、「学校が落ち着いた」ということで令和元年度から廃止された。

校長によると、当該中学校における不登校の件数は平成27年度までは1桁だったが、平成28年度には14～15名に増えたとのことであった。また、いじめは、「小さいものから大きいものまであった」とのことである。一方、教頭は、不登校の生徒数は多い印象で20人に迫る人数であったが、「500人規模の中学校だとこんなものなのか」と思ったそうである。いじめの認知件数は、平成30年度は1件であったが、令和元年度は10数件あった。これらは全て中学1年生であり、教頭は「いじめなのか、けんかなのか分からない」と評価した。なお、いじめの調査は、鹿児島県が年度始めの4月と年度末の3月そして鹿児島市が9月に実施し、当該中学校も独自に学期に1回ずつ実施していた。

Aさんは、次兄と入れ替わりに平成28年度に当該中学校に入学した。学校は次兄の在学中は問題が多かったが、平成28年度の時点では概ね落ち着いていた。それにもかかわらず、生徒指導は変わらず、「大声で叱る」などの方法がとられていた。Aさんの同級生の保護者は、「入学式のとき先生が見回っており異様な雰囲気を感じた。『寝てる子はいないか』みたいな、厳しいのかなと感じた」という。また、「罵声を浴びせ、奇声を上げる先生がおり、周囲の先生方はそれを容認しており、『指導方法がおかしい』と声を上げる先生がいない。生徒が(悪い)と決めつけ、保護者の前であっても一方的に指導する」と述べた保護者もいた。

ある生徒は、「(当該中学校は)メリハリが利いていて、ふざけるときはふざけるし、きちんとしているときはきちんとしている。楽しいときと楽しくないときがあった」と述べた。一方、「厳しくはないがズレていると思ったことは何度かある。自分たちが正しいと思ったことも先生たちはダメと言う」こともあったという。

ある保護者は、「先生方の雰囲気や指導が威圧的であり、指導方法に疑問を感じた」と述べている。さらに続けて、「(何か問題が起こった時にも)経緯を聞いてくれる先生がおらず、生徒が突然怒られる。生徒ははしゃいでいただけなのに、(それを教諭は)勘違いして怒ったりしていた」と述べた。そして、「教師と生徒間のコミュニケーションが取れていない感じがした」と評価した。

「宿題を取りに帰らせる」指導も常態化していた。「小学校の時は何度もあった。中学校に入ってからもあった」という。校長は、「取りに帰れない子もいるため、その指導はダメだと思う。今回(本件事案での指導を指す)は(自宅が)近かったので、担任も許したのかなと思う。他の先生も同じ指導をしていたことは把握していなかった」と話した。教頭は、「(取りに帰らせる指導には)反対であり、してはならないと思っている」、「宿題は学力向上のためならよいが、それは授業でしないといけないことだと思っている。当該中は基礎学力を上げるためとともに、(生徒の精神面を)鍛える意味があったと思う」と述べた。

上述したように、平成29年度には、「バスケットボール部事件」があった。この事件の

後、バスケットボール部の顧問は、連帯責任ということで、2年生部員全員で朝の奉仕作業を一定期間することや新人戦不出場を部活動顧問会で提案し、実行した。この事件に関与していなかったAさんや一部の生徒も連帯責任ということで奉仕作業（朝清掃）を行った。なお、連帯責任については、X教諭らの指導を終わらせるためにY教諭が顧問会議で提案し決まったものであった。

平成30年度の夏休み前には、  
事件が相次いで起こっている。これらの事件について、ある保護者は、「学校側からの説明会はあったが、詳細を濁し一方的な説明だった。学校に対して不信感がある」と述べた。

以上のように、Aさんの入学後、教師による厳しい指導は続いており、大方の生徒は、やむなく校則や教員の指示に従って学校生活を送っていたようである。しかし、一部の生徒による非倫理的行為は散発していたようである。

### （3）教諭間の関係

あるベテランの教員は「職員同士、互いの指導について意見しあうことは、昔はあったが、今はあまり聞かない」と述べた上、「生徒に何か問題があったときは、学年ごとに（教師が）集まり話し合うことはしている」という趣旨の話をした。

そして、「指導のあり方に問題があった場合の声掛けはなく、自分からは言いづらい」、「指導が行き過ぎた時、保護者から何か言われれば、管理職から言うだろう。同僚からは言わない」、「言おうと思えば言えるが、年配の先生には言いにくい」、「（他の）教科のことは口出ししない」などの意見もあった。また、「学校が荒れていた時期、X先生をはじめ荒れた学校を立て直そうとした先生とそれに関心を示さない先生がいたが、X先生らのやり方に反対した先生はいなかった」という。

管理者である校長に関しても、保護者は「いざこざが苦手なタイプで、保護者からクレームがあっても『ななあ（うやむやという意味）』にするタイプである。指導力のなさを感じていた」と評価していた。

以上のことから、教科や生徒指導などに関する教師間の意見交換は、決して盛んな方ではなく、校長も積極的に各教師に対して指導することはなかったと推測される。

### （4）学校の雰囲気（まとめ）

Aさんが入学した頃の当該中学校の学校全体の雰囲気は、数年前（平成25年度前後）のいじめや暴力、器物破損などの問題が頻発するなど荒れていた状態から比べれば、劇的に落ち着いてきた様子が伺える。これは、生徒を抑圧する厳しい指導やルールの徹底といった学校全体の取り組みの成果と思われる。しかし他方では、一部の生徒による非倫理的行為などは散発していたようである。なお、教師による指導は、厳しいときはその指導を目標とした保護者が過呼吸になってしまうほどで、事案によっては複数の教師からそれぞれ長

時間の指導(大声での叱責等)を連続して受けることもあった(前述の「バスケットボール部事件」での指導など)。このように、本件事案は、荒れていた学校を厳しい指導等によって鎮静化させた中で発生している。

教師や保護者においても、厳しい指導自体について賛同的な者と否定的な者がおり、「荒れている」学校時代を経験した教師に対して、概ね鎮静化した後に赴任した教師が発言しにくい雰囲気もあったと推測される。

## 12. 考察と検討

### (1) 自死かどうか

Aさんが自宅で発見されたとき、

家に荒らされた様子がないこと、Aさんが使用していたスマートフォンに を調べた形跡があること、そして警察も他殺として捜査していないことなどを考え合わせると、Aさんの死因は他殺や事故とは考えにくく、自死と推察される。

### (2) 死亡因子毎の検討

文科省が立ち上げた「児童生徒の自殺予防に向けた取組に関する検討会」が平成19年3月に提出した「子どもの自殺予防のための取組に向けて」（第1次報告）は、自殺の原因について以下のように述べている。

一般に、自殺が生じると、その直前に起きた出来事が自殺の原因であると解釈しようとする傾向が強い。the last straw という英語の言葉がある。文字通りには「最後の1本の藁」であるが、比喩的な意味がある。ラクダの背にどんどん荷物を載せていっても、ラクダは耐える。そして、さらに荷物を増やしていく。しかし、いよいよ耐えられる限界まで来ると、最後にたった1本の藁を載せただけでも、ラクダの背骨を折ってしまう。そこで、この the last straw とは、最後のわずかな負荷、忍耐の限界を超えさせるものという意味がある。

自殺を理解するには「準備状態」と「直接の契機」の関係をとらえなければならない。自殺に至るまでには長い道程があり、様々な問題が山積していく。これが「準備状態」であり、自殺が起きる上で重要な意味をなしている。自殺の背景には、環境因、こころの病、問題を抱えた際に解決の幅の狭い性格傾向、家族の要因、衝動性のコントロールの悪さ、といった様々な要因が関与している。このような複雑な準備状態が長期間にわたって固定化していき、自殺の引き金となる「直接の契機」はむしろごく些細なものである場合が圧倒的に多い。「直接の契機」はまさに the last straw と言ってもよい。

以上のような考え方があることも踏まえ、Aさんは具体的にどのような理由で自死を選んだのか、さらに背景事情は何かについて、原因と考えられる因子ごとに検討する。

#### ア Aさんの性格や精神疾患など個人的因子

Aさんはこれまでルールをよく守り、教師から叱られることは少なかった。感情豊かに内面を語ったり、気さくに誰にでも相談したりするタイプではないため、積極的に他人に相談することも少なかったであろう。また、女性と接することは苦手であったというが、思春期の男子によく見られる傾向にすぎない。一方、心を開いた人には「自分から話す」一面も見られ、特にゲームや釣りなど自分の好きなことに関しては友達との交流も多かつ

た。よって、Aさんの性格に偏りがあったとは言い難い。

このような性格傾向が、本件事案当日葛藤を内面に抱え込み、そして混乱してしまう結果になってしまったのかもしれないが、この性格傾向が自死に影響しているかどうかは不明である。

行動傾向としては、Aさんは追い込まれて頑張るタイプなのか、母親によると、提出締め切りが迫っている直前に宿題を出すなど、少なくとも計画的にコツコツとするタイプではなかった。9月3日の始業式の日提出する宿題も、前日あたりから始め徹夜して終わらせようとしたのか、朝早く起きてしようとしたのかは不明であるが、この日もゲームに傾倒しその後不覚にも寝てしまったため、当日の朝に宿題は完成していなかった。しかしながら、普段、塾の宿題はきちんと終わらせていることから、特に問題となる行動傾向であるとは思われない。

また、同級生や教師からの聞き取りでは、Aさんに奇異な印象を抱くような言動や行動はみられず、さらに元気のない状態が持続していた様子もうかがえない。さらに、Aさんは1学期や夏休みの生活は友人との交流も保たれており、日常生活に支障をきたすような抑うつ的な様子も見られていない。このことから、精神疾患の罹患もなかったと推察される。

Aさんが「死にたい」、「自殺したい」などと発言していたという情報が2人の同級生から得られている。1人は本調査委員会の聞き取りで、Aさんが「担任がX先生だから死にたいわ」と1回冗談っぽく言ったと述べたが、Aさんが本心から「自殺したい」と言ったわけではないことがうかがわれる。もう1人の生徒については聞き取りができておらず、Aさんが実際に発言したか否かは不明である。また、この生徒は5月中旬にAさんの左手首にリストカットの痕があるのを見せられたというが、死亡時にはAさんにそのような傷は残っておらず、リストカットした旨の発言が事実であったのか確認できていない。なお、母親によると、手首の傷は釣りに行った際に岩場で怪我をしたときのものであり、これを冗談めかして「リストカットした」と述べた可能性があるという。

リストカットをはじめとする自傷行為や自殺をほのめかすような発言は、自殺のリスクを上昇させることが報告されている（松本 2018）が、Aさんが実際にリストカットしたかどうか、本心で「死にたい」と言ったかどうかは不明である。そのため、Aさんの自殺への影響を判断することはできない。

以上より、Aさんには、問題となるような性格の偏りや行動傾向、精神疾患の罹患は見られず、自死に直接つながる原因はうかがえない。

## イ 家庭要因

本件事案当時、Aさんの家庭は母親と母方祖父の3人暮らしであった。母親は就労しており、祖父は時にAさんの食事を作るなど家事の一部を担うこともあったようである。

また本件事案当時、Aさんの2人の兄はそれぞれ県外で就労したり、高校の寮に入った

りしており、同居していなかった。Aさんに次兄の帰省をうっとうしがる言動は見られたが、兄弟関係で深く悩む様子はなかった。

父親はAさんが小学校低学年の頃に他界しているが、幼少期のAさんと公園に行き遊ぶなどAさんをおかわいがっており、Aさんも父親になついていたようである。父子関係がAさんの自死に直接的に影響したとは考えられない。

母親に対しては「お母さんを悲しませたくない」と友人に話すなど、仕事や家事に忙しい母親に心配をかけまいと気遣いをする優しい面が見られる。ただし、時には、提出物の保護者名記入欄に自分で母親の名前を記入したと考えられるなど、本来必要な母親の協力をごまかして提出する一面もうかがえた。このことからAさんは、母親思いではあるものの、母親に何でも相談するような関係でもなかったと思われる。とはいえ、思春期の男子が親に悩みを語るなくなるのは普通のことである。一般に小学校高学年頃から自己開示の対象が母親から同性の友人に代わることが心理学の研究（榎本 1997）からも明らかとなっていることから、Aさんの行動も理解可能なものと思われる。

家族との離別が自死のリスクを高める要因の一つであるとの調査報告がある（渋井 2010）。もっとも、家庭環境が自死に直接影響を及ぼしたとすれば、自死を選ぶストレスがより大きくなるのは、むしろ自宅で過ごす時間が長くなる夏休みに入る際や夏休み中と考えられる。始業式当日に自死を選んだ本件事案においては、家庭環境が自死に与えた影響は少ないと推察される。

#### ウ いじめの有無について

「いじめの実態調査」アンケート等においても、いじめの事実は確認できない。また、各教諭や生徒からの聞き取りにおいてもAさんがいじめられていたことを示す事実は全く出てこなかった。本件事案に関して、いじめの関与はなかったと考えられる。

#### エ 鹿児島水産高校での暴行の有無について

Aさんが体験入学の時に受けたとされる水産高校での暴行について検討する。これは、同校において実施された体験入学中に先輩（在校生）からAさんが暴行を受けたというものである。しかし、本調査委員会による聞き取りから、この暴行に関する情報をAさん本人から直接聞いた人はおらず、しかもいずれも伝聞情報であり、本件事案後に広まったことが確認された。水産高校の体験入学と一緒にいった生徒たちは、暴行があったとすれば、Aさんに何らかの変化を見て取ることができるはずであるが、「特段の変化はみられなかった」と述べており、かえって帰りの車内等でAさんが、「(体験入学が)めっちゃ楽しかった」と話す様子を見ている。

加えて、暴行が事実であるとするならば、水産高校や当該中学校の校長等に何らかの報告があるはずであるが、いずれも何の報告も受けていない。また本調査委員会は水産高校の当時の校長に電話で聞き取りをしたが、本件事案後、水産高校での暴行に関して警察が捜査

した事実はないということであった。

以上のことから、水産高校での暴行は確認できず、そのような事実自体がなかった可能性が高い。

#### オ Aさんが行っていたゲーム内容の影響

Aさんが夏休みに熱中していたゲームは荒野行動やフォートナイトなどであった。これらのゲームはプレイヤー同士が戦い、最後まで勝ち残った1人もしくは1組が優勝するというサバイバルゲームであり、他者に対する攻撃性の強いゲームであった。

ところで、テレビゲームが攻撃性を高めることが報告されている(戸部・堀田・竹内 2010)。自殺は内に向けられた攻撃性と捉えられているが、思春期の子ども達を示す攻撃的な行動や反社会的な行動も、自殺に関連した行動や心理状態に密接に関連するといわれている(宮城県精神保健福祉センター 2012)。その一方で、文科省委託調査では、ゲームの自死への影響について断定できないと結論づけている(リベルタス・コンサルティング 2017)。Aさんは日常生活に支障をきたすほどゲームへ傾倒していたとはいえ、攻撃性の強いゲームに馴染むことがどれだけ自死に影響したかは不明である。

#### カ 夏休みの学校の宿題

Aさんは夏休みの宿題を終わらせられず、X教諭の個別指導を受けている。そこで、学校の宿題ができなかったことが自死に影響していたのかを検討する。

Aさんは、自身では夏休みを「だらだら」していたと評価しているが、まったく勉強をしていなかったわけではない。夏休みに塾では毎日「100トレ」と言われるテストがあり、同テストの対策のため、この塾の宿題は、忘れずに実施していたようである。

そして、8月21日の出校日までに提出する学校の宿題は、前日に遅くまでかけて行い、概ね出校日に提出できていたようである。しかしながら、9月3日に提出する宿題は、結局終わらせることはできず、始業式当日に提出しなければならない8つの宿題のうち6つが提出できなかった。

宿題を終わらせられなかった理由の1つとして、Aさんは夏休み中ゲームに熱中していたことがあげられる。夏休みに入った頃、バスケットボール部の練習が忙しくてもゲームをしており、また、2学期の始業日の前日も宿題に追い込まれているにも関わらず、友人と夜遅くまでゲームをしていた。加えて、Aさんの母親によれば、Aさんは宿題を計画的にはせず、直前に頑張って終わらせるタイプであった。このことから、Aさんは普段は目の前の課題である塾の宿題を優先させ、また、ゲームにも熱中していたことで、9月3日に提出する宿題については終わらせることができなかったものと推察される。

9月3日の始業式の日提出する宿題が終わらなかったことで、Aさんは学校で指導を受けることは予想していたであろう。担任のX教諭が提出物を期限までに提出しない生徒に対して厳しく指導することは、これまで他の生徒の状況を見てわかっていたからである。

そしてAさんは提出できない状況に直面して、信頼関係のないX教諭から厳しく指導されることを懸念していたと思われる。9月3日の朝に、Aさんは起床してから学校に行き洗っていたことからそのことは推察できる。

とはいえ、宿題の量は生徒によっては一夜漬けて終わる量であり、そこまで多いものではなかった。宿題の中には保護者の協力が必要なものもあったが、Aさんが個別指導後に宿題について取り組んだり、母親に協力を求めたりした形跡もない。また、X教諭によるAさんへの個別指導では未提出について終始叱られていたわけではなく、進路の話題になった際に涙した事情も踏まえると、宿題の未提出そのものが自死に影響を及ぼしたことは考えにくい。

#### キ 鹿兒島水産高校への進学に対する不安

Aさんの学力からすれば、Aさんの入塾時にはすでに水産高校は余裕をもって合格できる高校であり、水産高校への進学が困難であった様子はない。

しかし、Aさんが水産高校への進学に疑問や不安を抱いていた可能性は、X教諭より進路の話を持ち出された際に涙を流したことから推察される。実際に、9月3日当日の学級活動で、進路の不安についての話を直接聞いた生徒もいたようである（ただし、この事実については当該生徒の聞き取りの承諾が得られず、調査ができなかった）。

ところで、進路希望調査を見る限り、Aさんは3年生になってからも第1希望が水産高校であることは変わらないことから、水産高校の希望は強かったと考えられる。第2希望以降に[ ]高校、[ ]高校や[ ]高校といった記述が見られ、第2希望は定まっていなかったと思われる。ただし、8月19日に塾で実施された第2回統一模試では、水産高校と[ ]高校、[ ]高校を志望校にあげている。このことから、水産高校は第1希望ではあったが、9月3日当日には第2希望であった[ ]高校や[ ]高校が頭の片隅にあったのかもしれない。

9月3日の個別指導で、X教諭が進路について「他にあげるとしたら」と訊いたとき、Aさんは「お母さんがバスケットをしたら」と答え、さらにX教諭が「バスケットであげるとしたら」と訊いたら、「[ ]」と答えている。

ただし、Aさんは、直前にX教諭から大きな声で叱られ動揺し萎縮しているところに、「他にあげるとしたら」と聞かれたため、とっさに[ ]高校の校名をあげたに過ぎないと思われる。夏休み中に水産高校以外の体験入学に行ったという事実もなく、[ ]高校への進学を水産高校と同列に迷っていたとは考えにくい。実際、X教諭も9月3日に聞くまで全く「[ ]」という話を聞いておらず、三者面談でも出てこなかったと述べている。

しかしながら、進路の迷いは受験生であれば誰しも抱くものであり、水産高校の寮生活に対する不安感と同校での体験入学を通して生じてきたと考えられる。実際、Aさんは寮生活に対する不安を友人に漏らしていた。したがって、Aさんは、水産高校に進学したい気持ちは強かったものの、水産高校の寮生活に対する不安があったと考えられる。しかし、

そのことが直接的に自死に影響したとは考えにくい。

#### ク 本件事案におけるX教諭による指導に関して

##### ① 集団指導の後に、更に個別指導を行ったこと自体について

本件事案において、X教諭は宿題忘れをした6人に対して集団指導を行い、一人ひとりに忘れた宿題をどのように提出するかを確認した。さらに、X教諭は忘れた宿題が特に多かったBさんとAさんに個別指導を行った。生徒からすれば、宿題を忘れたことに対する指導としては集団指導での提出確認で十分だと考えられ、その上に個別指導を受けるのは、更なる負荷のかかることであった。そういう意味では、個別指導がなければAさんに過剰なストレスがかかることはなかったと推察できる。

##### ② 個別指導を行った際の大きな声（怒鳴り声）について

X教諭によれば、当初は最大の音量を「10」とすれば「8」程度の声で叱ったが、進路相談に切り替えてからは「1」程度の声であり、「静かに語りかけているように話していた」という。

X教諭の声は普段から大きめの声である。本調査委員会に[ ]から提供された音声データには、X教諭の指導時の声が記録されていた。内容は、平成[ ]年11月中旬に行われた保護者会の様子であった。保護者会の最中にX教諭の怒鳴り声が聞こえ、そのため、保護者会が中断したことが判るものであった。そのときのX教諭は、保護者会が行われた部屋とは別の部屋で指導しており、何度か大声を発していたが、すさまじい音量のため発言内容は聞き取れなかった。このことからX教諭は普段大きな声を出して指導していることがうかがえる。

当時、本件事案時の個別指導をしていたX教諭の声を、3年職員室の廊下や教室に残っていた複数の生徒の聞き取りから判断すると、その前半の宿題指導では、大きな声を出していたことは明らかである。その際のX教諭の声は普通の生徒であっても萎縮するほどの音量であり、怒られることに慣れていないAさんにとっては、なおさら威圧的に感じられるほどであったと考えられる。このことは、Aさんにとって大きく動揺する出来事であったことが推察される。

##### ③ 個別指導にかかった時間について

X教諭によれば、個別指導の時間はAさんが普段「いつも（宿題を）提出している子なのでくどくど言う必要はない」とこと、その後すぐに職員会議があることから「長い指導はできない」と考えていたとのことである。これまでの生徒や保護者への聞き取りから、X教諭は指導が長時間に及ぶことが明らかになっているが、その点からすると、本件での個別指導は10分程度の比較的短い時間であった。よって、個別指導の時間の長さが自死に影響したとは考えにくい。

##### ④ 宿題指導について

宿題指導は、Aさんが夏休みの宿題を忘れたことへの叱責から始まった。X教諭はAさ

んの個別指導の前に実施したBさんへの個別指導で、「宿題を提出しないと進路業務をしない」旨を述べ、「こんな調子で宿題をしなかったら、内申書を書かない」と発言していることから、Aさんに対してもこのような言動があった可能性も考えられる。しかし、当時3年職員室にいた教師たちの聞き取りからはそのような事実は確認できなかった。また、X教諭は、Bさんは[REDACTED]、そのような発言にまで及んだが、Aさんは普段「いつも（宿題を）提出している子なのでくどくど言う必要はない」と思っていたという。Aさんに対する周囲の評価も、「宿題をよく忘れることはない」と評価されている。そうすると、客観的にみても普段忘れ物の少ないAさんに対して、「内申書を書かない」と脅す必要はなく、また、そのような発言を見聞した者もないことから、このような事実があったとは断言できない。

しかし、個別指導の宿題指導では宿題を提出できなかったことへの叱責で終わっているのは事実である。X教諭は、Aさんに対して「どんな夏休みを過ごしたのね」、「(勉強は)本当に2時間しかしていなかったのね」、「三者面談で宿題はしっかり出そうねって話をせんかったっけ」、「こういう2学期のスタートでいいのね」、「やるべきことをしっかりしないで、どうも思わないのね」などと大声で責めるのみで、改善策を考えさせようとした様子は見受けられない。このように、宿題を提出しなかった理由などを丁寧に聞き取り、今後の改善を促すような指導ではなく一方的に責め立てた指導が、自死に影響を与えた可能性は否定できない。

なお、X教諭は集団指導では数学のプリント集を紛失したAさんに対し、「どうしたらいいの、そこはもう考えなさいね」と述べている。これは発言だけみれば一見考えさせる指導とも思われる。しかし、X教諭はその後「なんでこんなに忘れてるの」、「いつ持ってくるのか」と一方的に話し、「今日が締め切りだから、今日しっかり終わらせて持ってこない」と続けており、宿題を提出させるという結果を重視する姿勢がうかがわれる。このような指導は、Aさんに寄り添い考えさせる指導にはなっていない。

#### ⑤ 後半の進路相談について

Aさんが涙したという個別指導の後半は、進路相談に切り替えているが、その様子は、その場にいた教師や途中で入室してきた生徒が見聞している。彼らは揃ってX教諭の大声を否定し、そしてAさんが泣いていることに気づいている。このとき、X教諭は語りかけのような口調で、かつ進路の悩みを聞き出そうとしており、その指導方法自体は問題がないと思われる。またその後、X教諭が「宿題はきちんと出さない」、「悩んだり迷ったりしたらまた来なさい」などと話し、「頑張れよ」などとAさんを励ました点も特に問題はない。

そこで、Aさんが泣いた原因について検討する。もし、本件事案の個別指導が進路相談だけであつたら涙を流しただろうか。Aさんは体験入学を通して、中学1年生の頃から持ち続けていた水産高校への進学にさらに興味をもった一方で、寮生活の不安に直面したようである。

9月3日の始業式の当日、Aさんは宿題や進路のことなど不安を抱えて登校している状況の下、X教諭による個別指導の前半の大声での宿題指導で大きく動揺した。さらにその後の進路相談で信頼関係のなかったX教諭の前で進路への不安が露見して、さらに動揺し、涙を流したのではないかと思われる。涙を流したこと自体、普段からあまり感情を表に出さないAさんにとって羞恥心を高める出来事であったと推察される。

以上のことから、後半の進路相談は、その指導方法に問題があったとはいえ、それが自死の直接の原因となったとは思われない。ただし、Aさんに動揺を与え、羞恥心を高める出来事になり得たことから、自死に影響を与えたことは否定できない。

以上の5点を踏まえると、集団指導に追加して個別指導を受けること自体が、叱責に慣れていないAさんにとっては過剰なストレスがかかったことが推察される。加えて、短時間であったものの大声で叱られ、しかもX教諭の前で進路の不安が露見し、涙したことは、Aさんにとって精神的に追い込まれる原因となったと推察される。

以上のことから、本件事案では個別指導後帰宅し自死を実行していることから、個別指導がなければAさんが自死を選ばなかったのではないかと思われる。

なお、個別指導においては、宿題を当日中に提出することまでの言及はなかったが、直前の集団指導により、宿題は当日中に提出するものとされていた。宿題を当日中に提出できないと再度厳しい叱責を伴う指導が予測され、Aさんはそのようなストレスも感じていたと考えられる。

## ケ 2学期の学校生活への不安

児童生徒は長期の休みの後に登校する際には、変化への不安に悩まされやすい。1学期は辛いと思いながらも何とか登校していた子供でも、しばらく休んでゆっくりした後学校に行くとなると、生活環境の変化への不安から動揺する(片田2018)。そのため、国の自殺総合対策推進センターによると、中学生や高校生は「9月1日」(2学期の始業式当日を指す)の自殺が最も多いという。そして、「9月1日という特定した日に関連した取り組みに限らず、夏休み後半から夏休み明けの時期にかけて、児童生徒の自殺防止に向けた取り組みを進めていくことが求められる」と述べている。

ところで、Aさんは3年生に進級する頃からX教諭が担任になることを嫌っており、2学期以降の指導も受験が近づく中でより一層厳しいものになることを心配していた可能性はある。前述のように、当日の朝は学校に行き渋っていたことがわかっているが、夏休み気分が抜けないうちで学校が始まり、X教諭による指導が厳しいものになると、プレッシャーを感じたのではないかと推測される。

また、9月4日には市内中学校共通テストが実施されることになっていた。Aさんは、夏休み中の自己評価として、「だらだら」していたことや、ゲームをして宿題ができなかったことを述べており、夏休みの当初に実施された三者面談でX教諭に明示した目標点数に達するほどの学習をしてこなかったことも2学期の学校生活に不安を抱く一因になったの

ではなかろうか。ただし、これらがどれだけ自死に影響したかは不明である。

#### コ インターネットによる [ ] のアクセスのしやすさ

Aさんは、自死の直前にスマートフォンで「 [ ] 」を検索していることがわかっている。実際、本調査委員会で「 [ ] 」を検索すると、 [ ] が掲載されていた。インターネットが普及する前であれば、 [ ] を知る術は限られていたであろう。以上のことから、インターネットの「 [ ] 」へのアクセスのしやすさが [ ] へのハードルを下げたのではないかと考えられる。

### (3) 各死亡因子のAさんの自死への影響

上述したように、2学期の始業式当日は、児童生徒の自殺が多いことが知られている。学校生活に何らかの不安を抱えていた児童生徒からすれば、夏休みは一時的にその不安から解放されるが、2学期が近づいていく中で、再び不安が高まっていくものと考えられる。

Aさんの場合、X教諭の指導（厳しい指導、女子と関わらせる指導、宿題を多く出すことなど）に抵抗感をもっていたため、2学期が始まることへの不安をより強く抱いていたものと推察される。さらに、宿題を終わらせることができていなかったため、2学期の初日の朝、更なる不安を感じていたと思われる。このような心理状態の中で、これまでX教諭からあまり指導を受けることがなかったAさんにとっては、この個別指導は大きなストレスになったことであろう。

個別指導は比較的短い時間であったものの、Aさんにとって強く動揺する経験であり、「人前で涙した」ことは強い羞恥心を生じさせ、精神的に追い込まれるものであったと推察される。

それまでにAさんには、2学期が始まることの気の重さ、体験入学を経て生じた進路の不安、翌日に迫る共通テストで1学期の三者面談で立てた成績目標に到達できそうにないという不安、提出期限までに学校の宿題をこなすことができなかった自責の念、宿題の未提出によってX教諭に叱責されるかもしれないという不安といった様々なストレスが積み重なっていた。これらのストレスのもと、X教諭による大声での叱責による動揺、信頼できないX教諭の前で進路の迷いが露見したことによる動揺、そして人前で涙したことによる羞恥心などがAさんを精神的に追い詰めてしまったと考えられる。3年職員室を出たAさんは、教室に立ち寄らず家へ向かっているが、これはこの状況から一刻も早く逃れたいと考えたからであろう。行き詰った気持ちを抱えたAさんが、インターネットで簡単に [ ] を検索できたことも、自死への行動化を促進させた一因と考えられる。

以上のように、Aさんの自死の背景事情をあげて検討した。X教諭の個別指導直後に自死していることから、個別指導が自死の引き金になった可能性は高く、また、自死に与えた影響としても最も大きいと考えられる。もっとも、個別指導の前半こそは大声での厳しい指導があったものの、後半は語り掛けるような態様での進路相談に切り替えている。大

声での指導も宿題の未提出に対する叱責でありかつ短時間であった。加えて、体罰や進路業務への不協力を示唆するなどの問題と考えられるような指導はみられないこと等からすると、個別指導単体では一般的に生徒が自死するほどのストレスを与えるものとは考えられない。Aさんが自死に踏み切ったのは、それまでに積み重なった様々なストレスが相乗的に作用し、個別指導で限界を超えたからではないだろうか。

積み重なった様々なストレスとしては、これまで考察してきたように、自死したのが2学期の初日であることを踏まえると、Aさんの家庭環境に起因する要因の影響は小さく、学校生活に起因する要因の方が自死を実行させる大きなストレスになっていたと考えられる。例えば、これまで指導を受けることがなかったAさんに個別指導を行ったのが中学3年生という受験生でなければ、それも2学期の初日という環境の変化の大きい日でなければ、個別指導はそこまで大きなストレスになっていなかったのではないだろうか。また、そうした指導を行うまでにX教諭がAさんと信頼関係を構築できていれば、進路の悩みが露見したとしても嗚咽するまで涙することもなかったであろうし、Aさんにとってそこまで大きなストレスにならなかつたと考えられる。さらには宿題を締め切り当日に提出させる指導でなければ、Aさんの心理的な負担は軽減されていたのではないか。加えて、日ごろのX教諭の指導が厳しかったことも、当日中に宿題を提出できない場合に厳しい叱責が予想されることにつながり、Aさんをより追い込んでしまったものと考えられる。

なお、前述したように、Aさんの性格傾向が本件事案当日、葛藤を内面に抱え込み、そして混乱してしまう結果につながってしまったのかもしれないが、その性格傾向が自死に影響を与えたかどうかは不明である。

以上、これらの要因は単独で自死に及ぶには至らないものである。しかし、これらの要因が重なり、相乗的に作用してストレスが大きくなっていったところに、X教諭の個別指導が行われたことで自死に及んだと推察した。

#### (4) 自死に至るまでのAさんの心情

最後に、Aさんが当日自死に至るまでの心情について、本調査委員会としての見解を述べることにする。

中学3年生は受験を控えており、受験勉強に対するストレスや進路の不安が高まる時期である。特に夏休みは、当該中学校でも夏休みのしおりの中の「家庭学習」には、「今年は受験生です。1日の家庭学習は6時間以上取り組むこと」と記載されているなど、受験勉強に力を入れるように指導されている。

Aさんは3年生からX教諭がクラス担任になり、その指導方法（厳しい指導、女子と関わらせる指導、宿題を多く出すことなど）に不満を抱いていた。9月3日の始業式当日は、このような指導が再び始まるものとの思いがあり、気が重たかったと推測される。さらに、Aさんは8月21日の出校日以降、ほとんど宿題に手を付けておらず、X教諭から叱責されることも予期されていたため、その意味でも、2学期の始業について気の重さを感じてい

たと推察される。

Aさんは、2学期が始まる前日（9月2日）は友達と過ごし、夜も友達とオンラインゲームをしている。8月21日の出校日前日は、徹夜をして21日提出の宿題を済ませていることから、この日も直前に「頑張れば終わらせることができる」と思っていたのかもしれない。しかし、深夜帰宅した母親が見たときにはAさんは寝ていた。Aさんは9月3日朝5時に目覚まし時計をセットした形跡があり、朝早く起きて宿題を終わらせようとしていたと思われる。3日の朝、自宅で宿題に取り組んだかは不明であるが、結局終わらせることはできなかった。

また前述のように、Aさんは宿題のことが気になりながらも、宿題に取り組むことを先延ばしにし、結局宿題を終わらせられないまま、9月3日の始業式の日を迎えた。当日の朝、Aさんは登校を回避したい思いがあったのか、母親に「気分が悪い」と言っている。そして、Aさんは母親から「登校して気分が悪くなるようなら帰っておいで」などと言われたものの、気が重たいまま登校した。このとき、X教諭に「怒られるのではないか」との不安を感じていたと考えられ、Aさんは宿題を完了できていないことへの気の重たさや自責の念を感じていたと思われる。なお、X教諭の宿題の提出に対する指導は非常に厳しいもので、Aさんにとっては強い恐怖心を抱いてもおかしくないものであった。

Aさんは3年■組の教室に着いてから「宿題が終わっていない、やばい」と言いながら夏休みのしおりを書いている姿を同級生に目撃されており、焦っている様子が見ええる。そして、宿題を終わらせられないまま、始業時間となり、宿題を終えていないことの気ばかりや叱られることの不安を抱えながら過ごしたと考えられる。

3～4校時目の学級活動では、同級生とのペアワークで進路への迷いを口にしており、このことは宿題に関するネガティブな気分の中で、漠然と感じていた進路に対する不安が表面化したためではないかと推測される。

帰りの会の後のX教諭による宿題忘れに対する集団指導の後、更に個別指導の呼び出しを受け、Aさんの不安は一層高まり、緊張したのではなからうか。実際、個別指導を受けるために3年職員室に向かっている時に会った友達に「今から怒られる」と言葉を交わし、別の友達からもAさんが暗い顔をして廊下を歩いている姿を目撃されている。

3年職員室内で行われた個別指導で、X教諭から夏休みの過ごし方について大声で指導されたAさんは、普段怒鳴られることが少ないため大きく動揺したと考えられる。その際、夏休み中に「ゲームばかりしていたこと」や、「だらだら」して宿題を終わらせられなかった現実に直面し、自責の念や後悔が高まり、自己肯定感が低下したと推察される。

AさんはX教諭からこれまで少なくとも2回厳しい指導を受けており1度は涙していることから、このときもX教諭の厳しい指導に対する恐怖心を抱いていたかもしれないし、X教諭の普段の言動から、「宿題をしないのであれば進路に対する協力はしない」などと言われることを恐れていたかもしれないが、いずれも憶測の範疇を超えるものではない。

その後、Aさんは水産高校の話題になってから涙しているが、その理由は、X教諭の大

声での指導に強く動揺したことに加え、進路の不安が露見したことへの動揺が重なったからではないかと推察される。Aさんは水産高校を第1希望としながらも、「察がきついというか」と述べるなど、寮生活について不安に思っていた。それが、信頼関係を構築できていないX教諭との話の流れの中で露見したため、強い動揺が生じたと思われる。X教諭はAさんが涙をこぼしたのは「水産高校の話題が上がってから」と述べている。X教諭の前で涙することは大きな羞恥心を伴うものであったと考える。

なお、Aさんは周囲にも第1希望について「水産高校」と公言しており、他の生徒にも水産高校への進学を誘ったりしている。Aさんが進路に不安を抱えていることを知っている生徒は一握りであり、水産高校に対する不安はAさんにとってあまり他人に知られたいくない事柄であったと思われる。

Aさんは個別指導終了後3年職員室の入口近くで涙をぬぐい、同職員室を出ている。思春期の男子は「弱みを見せたくない」という気持ちが強いが(加倉井2017)、Aさんも「同級生に泣いた自分の姿を見られたくない、詮索されたくない」と思ったのか、夏休みのしおりを始め自分の持ち物を教室に置いたまま自宅へ帰っている。

帰宅途中のAさんに出会ったDさんは、「笑顔がなかった」ものの「深刻な様子はなかった」と話している。Aさんは直前のX教諭による個別指導時に涙を流しており、よく観察されれば泣いたことが見破られる可能性があり、自身の動揺を必死になって隠そうとしていたのかもしれない。この時、AさんはDさんに「宿題を取りに帰る」と話している。当日提出すべき調べは感想については空白のまま、体話は何も書かれておらず、また、体話には保護者のコメントが必要であり、単に「取りに帰る」だけですむ宿題ではなかった。「宿題を取りに帰る」という言葉は、宿題を気にしての発言というよりも自身が動揺している姿を見せたくないためにとっさに発したものと考えられる。

当日中の宿題提出を求められていたAさんはプレッシャーを強く感じていたと思われる。なお、Aさんにとって仕事中の母親にサインをもらうことが重荷であったかどうか、またその状況に直面したかどうかは定かではないが、1つの可能性として、母親思いのAさんとしては体話に保護者のコメントを書いてもらうために母親に事情を話すことを負担に思ったり、仕事中の母親に迷惑をかけることに気がねを感じたりしていたことも考えられる。仮に宿題の提出が翌日でもよいということであれば、宿題提出に対するプレッシャーも相当程度弱まっていたと考えられ、また、母親への気がねなども感じることはなかったのではないだろうか。

そして、Aさんはこのまま宿題を出さずにいるとX教諭から叱責を受けることへの恐怖を感じ、「このままではどうしようもない」と八方ふさがりの気持ちになり、「何もかも投げ出したい」、「この場から逃げたい」と考えたかもしれない。

このような心理状態は、「窮状が永遠に続く恐怖」という自殺の心理の1つとして知られており、自分が現在置かれた状況を絶望的と感じ、どんなに努力しても報われず、何の解決策もないと思いついてしまうという(片田2018)。さらに、Aさんの心理は、思春期の年

代に陥りやすい「心理的視野狭窄」の状態にあったと考えられる。「心理的視野狭窄」とは、心理的な負荷が続くことで、普段考えられることが考えられなくなり、問題の解決策も見えなくなる状態を指す。このような状態では、苦しい状態を終わらせる手段として「自殺」しか見えなくなり、その結果自殺行動を起こすことになるという（北九州市精神保健福祉センター2015）。

Aさんは個別指導の後、このような心理状態に陥ってしまった。そして、時系列は定かでないが、自宅で制服を着替え、友人に LINE を送り、スマートフォンで [ ] を調べ、 [ ]、自ら命を絶ったと思われる。Aさんが 13 時 58 分に友人に「本当にゴメン」という LINE を送ったのは、借りていた宿題を返せなかったことへの謝罪の意味があったのかもしれないが、親友に対する遺書としての意味があったものと解される。

### 13. 対策と提言

平成18年12月に改正された「教育基本法」では教育の目標の一つとして「生命を尊ぶ」ことを規定している（文科省2006）。残念なことに、本件はこの教育目標を果たせなかった事案であるが、本調査委員会は今後このような事案の発生を防ぐための対策と提言を行いたい。まず、前半（1）～（3）では、本件を踏まえ、同様な事案を防ぐための対応について、そして後半（4）～（6）では、同様な事案が今後発生した場合にどのように対応するかについてそれぞれ述べ、最後に（7）で本調査委員会の提言を総括する。

#### （1）児童生徒の成長の視点に立って生徒指導を見直す

本調査委員会が把握した当該中学校の生徒指導の中で、改善すべきと考えられる指導としては概ね以下の4点が挙げられる。

- ① 大声などで生徒に恐怖感情を与え教師の意に沿う行動をさせる指導
- ② 「宿題を自宅に取りに帰らせる」指導
- ③ スタンプラリー
- ④ 連帯責任

スタンプラリーや連帯責任といった指導は直接本件事案に結び付くものではないが、これらの指導が許容される当該中学校の風土が本件事案の背景にあると考えられるため、これらの指導に関しても検証を行うとともに、本調査委員会としての提言を行う。

#### ア 大声などで生徒に恐怖感情を与え教師の意に沿う行動をさせる指導

生徒の聞き取りから、X教諭は普段から机や椅子を蹴ったり、また大声で怒鳴ったりするといった指導を行っていたことがうかがわれた。Aさんは宿題忘れに対する個別指導で、X教諭から大声で叱責される指導を受けている。この大声について本調査委員会は、普通の生徒であっても委縮するほどの声量であり、怒られ慣れていなかったAさんにとっては、なおさら威圧的に感じられる声量であったと推測している。

生徒指導は、本来、一人ひとりの生徒の個性の伸長を図りながら、同時に社会的な資質や能力・態度を育成し、さらに将来において社会的に自己実現ができるように資質・態度を形成していくための指導・援助であり、個々の生徒の自己指導能力（その時、その場でどのような行動が適切であるか自分で決めて実行する能力）の育成を目指すものである（文部省1988）。

また、教育実践評論家の菊池は「叱る」指導と「怒る」指導の違いを指摘している中で、怒るとは「自分中心の感情で相手に接すること」で、叱るとは「相手の存在を認め、成長を願って強く意見をすること」であると述べている。正しい「叱られ方」では、生徒は①受容、②反省、③謝罪（悪かったと思って、おわびする）、④改善（良くするために改善する）、⑤感謝（ありがとうございましたと思う気持ち）の5段階をたどるといふ。そして、「ほめることと叱ることは同じことをめざしている」と述べている（菊池2017）。

現代の学校現場の指導は限られた時間内で実施されており、ややともすると効率性を重視して恐怖感情を利用した指導に陥りがちである。しかしながら、菊池の見解などを踏まえると、「叱る」指導に関しても教師個人の感情を押し付けるのではなく、生徒個人を尊重しつつ内省を促し、生徒の成長につなげることが重要である。そうすると、限られた時間内であったとしても宿題忘れの指導方法として重要なことは、生徒にその日に必ず提出させる（結果を求める）ことではなく、提出日を守ることができるようにする（原因を探っ て改善させる）ことであると思われる。

Aさんは、提出日直前に慌てて宿題をするタイプであり、8月21日の出校日に提出が義務付けられていた宿題も前日の深夜ないし出校日の朝に頑張っ て済ませていたことがうかがわれた。しかし、9月3日は、目覚まし時計は朝5時にセットしてあったが、夏休みの宿題を終わらせることができなかった。

X教諭によるAさんへの大声での「宿題指導」は、宿題ができなかった理由を「夏休みにゲームをしていたから」という本人が語った理由で終わらせてしまっている。本件事案における「宿題指導」では、「なぜ宿題を8月21日には提出できていたにもかかわらず9月3日は出来なかったのか、さらに9月3日に提出できるようにするためにはどうすればよかったのか」について、順を追って考えさせることが必要であったが、そのような指導はなされなかったようである。これでは生徒の成長や内省を促すことができないので、指導としては不適切である。

学校という閉鎖的空間で教師が生徒に対し暴力行為にまで及ばないとしても、精神的に苦痛を強いる行為は、最近、スクールハラスメントと呼ばれる（日本教育新聞 2020）行為に該当するといわれている。生徒指導と称して行われる行為の中には、スクールハラスメントに該当するものがしばしば見受けられる。学校教育で教師が生徒を大声で叱ると、一般におとなしい生徒は「威圧されている」と感じ、萎縮して言いたいことも言えなくなってしまう。そうなれば、教師と生徒との信頼関係も悪化することになる。

本件事案のように、静かな職員室で教師と生徒が対面していた中、叱責するのであれば、大声を出す必要性は乏しく、大声を出したときの生徒への影響は大きい。本件事案におけるAさんに対する大声での叱責はスクールハラスメントとは断定できないが、Aさんを追い詰める不適切な指導であったといえる。

学校現場で必要もないのに教師が「大きな声」を出して行う指導は、生徒からは威嚇を受けているとしかうつらず、生徒にその場を取り繕うための言い訳を誘導させるだけである。教師は、不適切な指導であることを理解し、改善すべきである。そして、生徒が宿題忘れなどの失敗をした場面では、失敗をした原因を見つめなおした上で、いかに解決していくかを検討させることが将来の社会適応を見据えた指導になると思われる。

教師が学校で大声を出すなどして生徒の恐怖感情を利用した指導を改めることは、教師の意識が変われば今すぐにも実行できるものである。大声を出さずに教育効果を上げるためには、生徒に寄り添い内省を促すような指導でなければならない。しかし、生徒一人

ひとりに寄り添い内省を促す指導を行うことは、多大な時間や労力を要することが推測されることから教師が多忙な中では徹底することが難しい場合もあり得る。そこで、このような指導方法の改善は後述する「学校における働き方改革」（文科省 2019）と並行して行われることが望まれる（「(3) イ教職員のストレス対策の実施」を参照）。

### イ 「宿題を自宅に取りに帰らせる」指導

聞き取りによると、X教諭に限らず他の教諭も同様に宿題を自宅に取りに帰らせる指導をしていたが、なかでもX教諭は徹底しており指導も厳しかったという。市教委は本件事案を受けて、教師が生徒に宿題を取りに帰らせる指導をすることを禁止する旨を明示し、各学校に周知徹底させている（令和元年8月20日付け鹿児島市教育委員会青少年課長発出公文「夏期休業中及び二学期始業式における生徒指導の確認事項について」）。このような公文書が発出されていることから、少なくとも鹿児島市内の中学校では、このような指導がされていた学校も多かったことが推測される。

教師が生徒に提出物を期限内に提出させることはもちろん大事である。しかし、提出できなかった生徒に対し授業時間中はもとより放課後においても一律に取りに帰らせる指導をすることは適切であるとはいえない。生徒の中には自宅から学校までの距離が遠い生徒や両親が共働きの生徒もいる。その中で一律にその日のうちに提出を求めることは、その生徒はもちろん、その保護者に対しても多大な負担を与えることになりかねず、場合によっては無理を強いることになる。実際、本件事案において提出を求められていた体話は、親の協力が必要な課題である。Aさんの家庭のようにひとり親でかつ就労している場合は、親による迅速な対応が困難であることは自明であった。

なお、本件事案の翌年度以降は、前述の公文書等に基づき、2学期の始業式や夏休みは当該中学校でも宿題を取りに帰らせる指導を止めたようである。これらの改善については評価できる。しかし、宿題を自宅に取りに帰り、そしてそれを学校に持ってくるという行為は途上の事故の危険性を考慮すると、安全管理の点で適切とはいいがたく、2学期の始業式や夏休みだけでなく常時、宿題を取りに帰らせるべきではないと考える。

### ウ スタンプラリーや連帯責任といった指導

当該中学校では、生徒が「問題行動」を起こしたときにスタンプラリーや連帯責任といった指導方法が取られていた。スタンプラリーとは、指導を受ける際、1人の教師からの指導が終わるとサインをもらい、さらに別の教師の指導を次々に受けていくというものである。指導を複数の教師から繰り返し受けることで果たして生徒は反省をすることができるのであろうか。生徒は繰り返し叱られストレスをためる中で十分な行為の振り返りができるか疑問である。加えて、教師の業務という点でも非効率的である。

一方、連帯責任は不祥事を起こした部活動などで採られ、全国の学校でも行われているが、このような指導も教育的配慮に欠けていると考える。本件事案の前年度に起こったバ

スケッチボール部の不祥事で、A君は全く関与していなかったにも関わらず、連帯責任として清掃作業を強いられた。不祥事を起こした当事者が反省をし、次からそのような行為を取らないための懲戒として清掃作業や出場停止といった処分が下されるならばまだ理解できる。しかし、当該事案に関わってもいない生徒まで懲戒するのは明らかに不適切である。

こうした責任の取らせ方は、仲間に対する信頼を低下させ、教師に対する信頼関係や生徒間の関係を悪化させてしまうことにつながりかねない。生徒の健全な育成を図っていく上でもマイナスの影響をもたらしかねないことから、こうした指導は再考すべきである。

## (2) 児童生徒の人権を踏まえて学校のルールを見直す

当該中学校では校則が「より良い学校生活を送るために（生徒用）」において周知されており、その中で髪型や服装などのルールについて事細かに規定されていた。このルールはその時々学校の状況に対処するため、教師の判断や指導によって適宜追加されていたようである。しかし、これらの中には生徒や保護者から十分な理解が得られず、一部の生徒や保護者にとっては理不尽だと受け止められるルールもあった。

ここで本調査委員会が、生徒や保護者からの聞き取り調査を通じて把握した本件事案当時の当該中学校のルールを以下に記す。

- ①異学年の教室間に衝立を置き、これによって生徒は異学年の教室への往来をできないようにする（「より良い学校生活を送るために（生徒用）」で規定）。
- ②「5分前行動、3分前着席」（「学校生活の1日の流れ」では3分前ではなく「1分前着席」が規定されているが、「5分前行動」は規定なし）。
- ③ツブブロックやポニーテールの髪型は禁止、髪の長い子は「結ぶ」（「より良い学校生活を送るために（生徒用）」では髪型について抽象的な規定のみ）。
- ④「フード付きパーカーの着用」の禁止（「より良い学校生活を送るために（生徒用）」には、「制服の下・袖口から中に着るものが出ないこと」と規定）。
- ⑤「          」と書いてない練習着を着て部活動に参加できない（「より良い学校生活を送るために（生徒用）」には規定なし）。

以上の聞き取りで得られたルールには、当該中学校の公的なルールとそうでないルールが混在していた。これらの中からいくつかを取り上げ、学校の規則に関する提言を試みる。

### ア 異学年の教室間に衝立を置き、これによって生徒は異学年の教室への往来をできないようにする

当該中学校では異学年の教室間に衝立が置いてあった。生徒は異学年の教室への往来を校則でも禁止されており、衝立の向こう側には通行できないことになっていた。その結果、例えば渡り廊下を歩けば教室からすぐの音楽室までの移動についても、異学年の教室があるためそのルートを通ることができず、一旦3階から1階に下りて、校庭を歩き、別棟の

3階まで再度上らなければならなかった。また、生徒の聞き取りによると、本ルールとともに「5分前行動、3分前着席」というルールがあり、これを遵守するようにも指導されていた。そのため3年生が実技教室に移動する際には、この2つのルールのため、授業開始に遅れることもあった。

本ルールは、当初当該中学校が荒れていた時期に、教室内に牛乳を投げるなどのいたずらがあり、また1年生が上級生を怖がっていたために定めた対処方法であったという。その他、盗難があった場合に他学年が疑われないようにするためでもあったようである。学校の「荒れ」が顕著に見られた時期には許容できても、「荒れ」が治まってきていた本件事案当時の当該中学校でこの措置を続ける必要性については疑問がある。

教育社会学者の山本は、「教師は数年単位で異動を繰り返す存在であり、異動するたびに新参者として新しい学校の校則や生徒指導内規に馴れるところから新生活が始まる。多忙な日々の中では、つい前例踏襲主義になったり、前例を精密化する方向に進みがちになる」ことを指摘している（山本 2019）。そのため、当該中学校で既にあったルールに対して後任の教師は口を挟みにくかったのではないかと推測される。現に、平成30年度に異動してきた教頭も「5～6年前の荒れていた時期を知っている先生たちの意見は無下に出来ないと思った」と述べている。

生徒の中には、このようなルールに対して不満をもつ生徒がいる一方、「不便、面倒くさい」と思いながらも「決まりだから当然だ」と思っていた生徒もいた。「なぜこのようなルールがあるのか、どうして守らなければならないのか」を理解している生徒は、聞き取りを行った範囲ではいなかった。

これらのルールは、生徒にとっては従わなくてはならないルールである。教師が生徒になぜそのルールを守るべきかを教えなければ、生徒はどのルールを優先すべきか判断できず、ルールに納得して学校生活を送ることもできない。そのため、ルールを守らせる指導についても反発を生みやすくなる。学校がルールを策定したり、それに違反した者を指導したりする際は、「なぜそのようなルールがあるのか、なぜ違反してはいけないのか」の説明をし、かつ生徒に納得させる必要がある。そうすることで、生徒はルールの意味を理解して守ることができるようになると思われる。

また、異学年の交流を妨げるルールは、将来異年齢の者同士が交流する社会の中で生きていかなければならない児童生徒の成長の視点で考えると、かえって社会性の獲得を妨げる措置とも考えられる。さらに、衝立が災害時に避難する際の障害にもなる場合は、消防法にも違反する恐れもある。

なお、同ルールは「学校が落ち着いた」ということで令和元年度から廃止されている。

#### イ 「          」と書いてない練習着を着て部活動に参加できない、「フード付きパーカーの着用」の禁止などのルール

保護者からの聞き取りによると、フード付きパーカーの着用は「L先生がダメだと言

出した」ことで禁止されるようになった。また、「          」と書いてない練習着を着て部活動に参加すると、「L先生やX先生に叱られた」という。後者は、部活動における教師の発言であるが、生徒からみれば、いずれも学校生活の中で守らなければならない校則などと同レベルのルールとして認識されていたと思われる。

もっとも、当該中学校には制服の下・袖口から中に着るものが出ないようにすることが「より良い学校生活を送るために」に規定されていたことから、フード付きパーカーの着用の禁止は一教師の判断によるものではなかったと思われる。しかしながら、本調査委員会が聞き取りを行った保護者は、あくまで個人の教師が定めたルールであるかのように受け止めていた。生徒はもとより保護者も学校のルールを十分理解していないのは、学校がルールの策定について一方的に行い保護者や生徒へ十分説明していなかったためと思われる。一方的に教師が権力によってルールを設定し、それを守らせるよう指導することは、生徒を管理することばかりに目が向いており、生徒及び保護者に理解をさせ、生徒自身の成長を促す視点を欠いている点で、先に説明した生徒指導のあり方と同根の問題があるといえよう。

#### ウ ルールに関する提言

校則を始めとする学校のルールは、児童生徒が集団生活を送る上で安心・安全な環境を維持するためのものであり、策定理由などを生徒に対してきちんと理解させることが重要である。

そして、理由も分からず引き継がれている校則については、見直しを図ることが必要である。外部から見れば違和感があるのに、学校の中では当たり前となっているため、内部からは全く違和感を覚えないこともある。そこで、学校には異動で新たに赴任してきた教師の違和感を拾い上げたり、生徒や保護者の意見を反映させたりするなど、見直しを図る工夫も必要になってくる。

教育学者の苦野は、校則を作る際のポイントとして、以下の点を指摘している（苦野2021）。

- ① 「先生」対「生徒」といった属性で対立構図にしない。
- ② 先生と生徒の対話の場をつくる。
- ③ 先生と生徒でアイデアを出し合い、意見を練り上げる。
- ④ 校則の見直しの機会を担保する。
- ⑤ 少数派に対し、異議申し立ての機会を開く。

また、前述の山本は、今後、健全な学校づくりを進めるために、「ブラック校則」体制の代替案という観点から、校則の策定に際して以下のような方策を提案している（山本2019）。なお、「ブラック校則」とは、一般社会から見れば明らかにおかしい校則や生徒心得、学校独自のルールなどの総称である。

- ①生徒指導からの撤退

現在、教師がその業務とされている広すぎる「集団指導」を見直すこと（後述の「教師の働き方改革」にも通じるものがある）。

## ②法による学校統治

学校内に一般社会の法律を適用するもの。

## ③校則作りへの生徒参加

学校内のルール作りに生徒を参加させるもの。

当該中学校も本件事案を契機に以上のような観点から、校則を始めとするルールを見直す必要があると考える。ただし、山本は、このいずれの方法にもそれぞれにメリットとデメリットがあることも指摘し、個々の学校の状況を踏まえながら検討していくことが必要であるとしている。

ところで、服装に関するルールは、心身の健康や安全を児童生徒が自ら守れるようにするために発達段階に応じた規定が必要であると思われる。しかし、現状は、下着の色をはじめ、防寒着の種類など事細かに学校によって決められている。人の体感温度は各自で異なるのにこの点の配慮なく細部まで同じ服装を強いるのは、学校の家庭科で安心・安全という衣生活の目的を取り上げて生徒に教育しているのと矛盾した指導である。度を越えたルールは子どもの人権を損なう問題にもつながりかねない。

「児童の権利に関する条約」は、平成元年（1989年）の国連総会で、子どもの人権や自由を尊重し、子どもに対する保護と援助を進めることを目的として採択され、日本も平成6年（1994年）4月にこの条約を批准している。学校側は髪型や服装の指定も場合によっては、人権問題になり得ることを理解した上で、発達段階に応じたルール作りをしていくべきである。

最近、服装や髪型を含め校則の見直しが進み、生徒が校則策定に関与するケースも増えている。県教委は、鹿児島県でも2020年度までの3年間に校則を見直した公立学校が、小学校297校、中学校146校、高校58校であったことを報告しているが、小中学校は服装関連、高校は携帯電話など所持品関連が多かったという。また、県教委によると、見直しを行った501校のうち、児童生徒が見直しに関わった学校は、小学校26校、中学校53校、高校58校だった（南日本新聞 2021年3月7日付け記事）。また、令和3年3月に、市教委は、鹿児島市の公立小中学校全校に対して、下着の色を白に限定するという校則を止めるよう通達を出している。このような校則の見直しは歓迎すべきことであり、さらに生徒が見直しに参画する学校が増えていくことを期待する。

### （3）児童生徒への自殺予防教育の推進と教職員のストレス対策の実施

児童生徒の自殺を防ぐためには予防教育を推進することが肝要であるが、それとともに、児童生徒が自死を決断しないような教育環境作りや不幸にして児童生徒の死亡事故が起った後の学校の対応の仕方なども検討する必要がある。

本件はAさんが様々な心理的ストレスを抱え、X教諭の個別指導を契機に「窮状が永遠

に続く恐怖」や「心理的視野狭窄」などの心理状態に陥り自死に至った事案である。Aさんがメンタルヘルスに関する教育（自殺予防やストレスマネジメントなどの教育）を受け、本件事案で抱えていた様々な心理的ストレスを軽減できていれば、自死に至らなかった可能性がある。

そこでまず、自殺予防やメンタルヘルスに関する教育の施策について検討するが、それとともにこのような教育を担う教師のメンタルヘルス対策も含めて検討し、そして提言に結び付けたいと思う。なお、児童生徒の死亡事故が起った後の学校の対応の仕方に関しては項を改めて提言する。

#### ア 児童生徒への自殺予防教育の推進

国は自殺対策基本法（平成18年10月制定）に基づき、平成19年6月に自殺総合対策大綱を策定した。その後改正され、平成29年7月に閣議決定した「自殺総合対策大綱―誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して―」では、自殺総合対策の重点施策に旧大綱からの変更箇所として、「子ども・若者の自殺対策を更に推進する」施策が加わっている（厚生労働省2017）。

一方、文科省は本件事案直前の平成30年6月8日に「児童生徒の自殺予防に係る取組について（通知）」（以下、「通知」）を県教委と市教委に通知している。なお、この「通知」はその前後に毎年通知されている。この「通知」の中にも記載されているように、児童生徒の自殺予防については、すでに文科省が「子供に伝えたい自殺予防―学校における自殺予防教育の手引―」（以下、「自殺予防教育の手引」）（文科省2014a）で対策方針を示している。「自殺予防教育の手引」には、学校における「自殺予防教育プログラム」の展開例や自殺予防教育実施前後の留意点などが提示してある。なお、「自殺予防教育プログラム」は平成30年1月23日以降、「SOSの出し方に関する教育」に名称が改められている（文科省2018）。

当該中学校では、本件事案当時職員朝会などで校長が教職員に対して生徒の自殺についての注意を喚起しているが、本調査委員会が知る限り、「SOSの出し方に関する教育」などの実施に積極的に取り組んでいた様子はみられない。

「通知」では、学校における早期発見に向けた取組や自殺予防に向けた啓発などを実施していくために、国が設置している「24時間子供SOSダイヤル」をはじめとする相談窓口の周知を指示している。さらに、全都道府県及び指定都市教育委員会に児童生徒の電話相談を夜間・休日を含めた24時間対応の体制にするよう整備することを求めているが、鹿児島県ではすでに平成19年4月より「かごしま教育ホットライン24」として開設している。このように、いじめ問題などに悩んでいる子供や保護者等がいつでも相談できる体制は整備され、学校現場においてもこれらの相談機関の周知を実施しているようであるが、実際の程度活用されているのかは不明である。

今後本件事案と同じことが繰り返されないよう、常日頃からの取組みとして、児童生

徒に精神的な負荷がかかった際、どのように対処すればいいかを学ぶストレスマネジメント教育や「SOSの出し方に関する教育」の積極的な実施が必要である。そのためには座学だけではなく、児童生徒がストレス対応を学び、セルフマネジメント能力を身につけ、精神的に負荷がかかった際実践できるような実技教育が必要であろう。また困ったことが生じたら子供が積極的にSOSを発信できるようにロールプレイなどを用いた実践的な教育をしていくことが必要であると考えます。

また児童生徒が積極的にSOSを発信していくには、児童生徒の発信したSOSの受け皿となる教師らがメンタルヘルスやストレスマネジメントについて十分な知識を得ることが前提になる。加えて、教師は児童生徒が信頼して相談できるような関係性の構築に普段から努めることが必要であると考えます。その上で、学校生活の中で児童生徒に丁寧に対応し、児童生徒のSOSを受け止める技術を身につけてもらいたい。結果論にはなってしまうが、Aさんへの個別指導後、他の教職員からAさんの気持ちに寄り添うような声かけがなされていれば、このような結果にならなかった可能性も考えられる。今後、児童生徒及び教職員それぞれに対して、より積極的にメンタルヘルスに関する教育及び研修を実施することが求められる。

ところで、「自殺予防教育の手引」には、児童生徒を対象にした自殺予防教育には「生涯を通じたメンタルヘルスの基礎作り」という視点があることも指摘している。このことに関して、「子供対象自殺予防教育の実施に向けて(教師のための研修の内容)」(文科省2014b)には以下のように記している。

「子供時代に自殺予防教育を受けて、自殺についての正しい知識と人生において困難に直面した場合の対処スキルを身に付け、地域の援助機関についての情報を持っていたとしたら、危機に遭遇した際に一人で抱え込まず、他者に援助を求めるといった対処を行える可能性が高かったのではないのでしょうか」

本「自殺予防教育の手引」が充分機能することで、社会人となってからの自殺予防に寄与することが期待される。

なお、市教委は教育に関する相談窓口を設置している。市教委のホームページにその案内を質問・回答という形でわかりやすく紹介している。「教育に関する相談窓口を教えてください」という質問に対して「市教育相談室では児童生徒や保護者、また広く市民の方々からの教育に関する相談に応じております。学習、進路、不登校、いじめ、子育てなどに関する相談がありましたら気楽にご連絡ください。相談は面接相談と電話相談があります」となっている。

しかし、「相談窓口は生徒や保護者に十分に周知されておらず、また相談した結果がどのように学校の対応に反映されたかがわからない」という声も聞く。日頃からの学校教育の中で起こる疑問や悩みなどについて生徒や保護者が自由に相談できる窓口と相談の充実も自殺を防ぐ教育環境として大切である。市教委は、生徒や保護者がより利用しやすい相談

窓口の周知を図るべきと考える。また、生徒や保護者に寄り添った相談の実施が望まれる。このような市教委の努力により、生徒や保護者が納得できる回答がなされ、学校環境がより快適になれば、悩みを抱える生徒が安心して学校生活を送ることにつながっていくであろう。

## イ 教職員のストレス対策の実施

上記のような取り組みを行う場合、教職員自身が過剰なストレス下に置かれていると児童生徒への配慮が行きとどかず、こうした取組を十分に遂行できないのは当然である。これを改善するためには、教職員自身がストレスマネジメント能力を向上させていくことはいうまでもないが、そのためには、教職員自らのメンタルヘルス問題を自ら解決する「セルフケア」を行うことが必要になる。

現在、教職員の80%以上が業務に関するストレスや悩みを抱えているという（「過労死等防止対策白書」（厚生労働省 2018））。その多くの原因は長時間勤務であり、その他にも学習外指導等の職務の多さ、持ち帰り仕事、心理的な仕事の負担感などもあげられている。なかでも、長時間勤務に関しては、平均実務時間が11時間17分で、その要因は中学校と高等学校の教員では部活動であり、小学校では役職や委員会に関するものであるという。また、教員の全体数が減少しているなか、教員の精神疾患による休職者数がここ10年以上5000人前後で推移し、高止まりしている現状もある。このような長時間勤務を始め近年の教職員のメンタルヘルス問題の現状を背景に、平成25年3月に教職員のメンタルヘルス対策検討会議は、「教職員のメンタルヘルス対策について（最終まとめ）」（以下、「教職員のメンタルヘルス対策」）を報告しているが、この対策が各教育機関で充分に実施されているとは言い難い状況である。

一方、国による「教員の働き方改革」が進められ、その具体的な対策方法が「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）」（中央教育審議会 2019）にまとめられている。このなかでは、これまで学校が担ってきた14の代表的な業務のあり方に関して以下のような見直し（以下、「見直し」）を要望している。

### ①基本的には学校以外が担うべき業務

- ・登下校に関する対応
- ・放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導されたときの対応
- ・学校徴収金の徴収・管理
- ・地域ボランティアとの連絡調整

### ②学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務

- ・調査・統計等への回答等
- ・児童生徒の休み時間への対応
- ・校内清掃

- ・部活動

③教師の業務だが、負担軽減が可能な業務

- ・給食時の対応
- ・授業準備
- ・学習評価や成績処理
- ・学校行事等の準備・運営
- ・進路指導
- ・支援が必要な児童生徒・家族への対応

上記のような答申に記されている教員の業務のあり方の見直しは、一朝一夕には実施できない内容であり、特に保護者や地域との協議を重ねなければ実現できないと思われる項目も多いようである。しかし、もしこのような働き方改革が実行できれば、教員の業務も整理され、教職員に対するメンタルヘルスやストレスマネジメントに関する研修に時間を割くことも容易になるとと思われる。先に指摘した児童生徒の自殺予防教育や、本件事案のなかで本調査委員会が提案した「考えさせる」指導も、教師に時間的余裕が生まれることで生徒に向き合う心理的余裕も生まれ、普段の授業のなかでも実行できるようになると考える。

以上のように、児童生徒の自殺予防や教職員のメンタルヘルス対策に対しては、それぞれすでに「自殺予防教育の手引」や「教職員のメンタルヘルス対策」が策定されているが、前述の「見直し」については教職員の多忙さにまぎれてか、十分に組み込まれていないのが実情のようである。今後、市教委が主導して地域や保護者との協議を重ねて「教員の働き方改革」に取り組んだ上で、「自殺予防教育の手引」や「教職員のメンタルヘルス対策」に基づき、各学校に対して、児童生徒や教職員に対する具体的な自殺予防教育やメンタルヘルスの研修の実施方針を明示することが求められる。

#### (4) 本件事案後の学校の対応について

##### ア 遺族への適切な情報開示と信頼関係の構築

本件事案では、母親は事案当日 17 時半頃、X 教諭より連絡を受けた。内容は、A さんが宿題を未提出のまま学校に戻ってこないことから、「家にいるのではないか」といったものであったが、母親が同連絡を受けて家に戻った際発見したのは A さんの変わり果てた姿であった。また、その直後、X 教諭が取り乱し、「ごめん」と叫んでおり、警察も A さんと X 教諭との間で何かあったのではないかと疑うほどであったことを考え合わせると、遺族側は、A さんの自死に当日の X 教諭の行動が関与していると考えても不思議ではないと思われる。そして、遺族の知人 G が学校側へ 21 時 40 分に、管理職へ遺族宅に来るよう連絡し、駆けつけた校長らに対して「人の命より宿題が大事か」などと学校批判をしていることを踏まえると、遅くともその時点では既に遺族側は学校に対する不信感を顕在化させていた。

もっとも学校側は、事案当日夜にはX教諭が個別指導したことで体罰がなかったことくらいしか確認できておらず、Aさんの自死について学校側が、当日何があったか説明できなかったとしてもやむを得ない。しかし、校長らは遺族側の上記の学校批判を直接聞いており、さらに遺族側から家の中に入れてもらえない状況が続いていたことなどから、遺族側の学校側に対する批判的な感情が相当程度高まっていたことを察知できたものとする。

文科省は、平成22年3月に、「子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き」（以下、「緊急対応の手引き」）を作成している。これによれば、事案が起こった際には、まず、何が起こったのか、客観的で正確な事実を把握するよう求めている。その上で遺族へのかかわりについては、「何よりも大切なことは、子どもを亡くした遺族に対して心からの弔意を示すこと。そして、遺族の意向を丁寧に確認しながら、学校の対応を進める」とし、遺族へのコンタクトを急ぐように求めている。また、「背景調査の指針」は、遺族の意見や要望をより積極的に取り入れながら、基本調査を行うこと、その経過を含め、学校の得ている情報を迅速にかつきめ細やかに遺族に提供していくよう求めている。これら「背景調査の指針」等では、学校側は早急に遺族と信頼関係を築くことが重要であり、そのためには適切な情報開示ないし丁寧な説明が必要であることを示唆したものと考えられる。

本件事案のように遺族が学校側に不信感を抱いている場合、早急に遺族との信頼関係を構築するためには、遺族の意向を確認しながら基本調査の過程を十分説明し、学校側の情報を適切な時期に開示していく必要がさらに重要であったと思われる。

しかしながら、学校側は基本調査の終了まで、遺族に対して基本調査の過程を説明することなく、また基本調査の説明にしても基本調査報告書に記載している以外の情報は提供しなかった。本件事案では、学校側は遺族の批判的な感情を察知していた事案当日の夜の時点で、遺族への対応を急がなければならなかった。しかし、校長は「『(市教委から)遺族への初期対応として遺族宅へ行きなさい』と言われていたが、そのときになると頭が真っ白になって落ち着くのが大変だった」と述べている。確かに稀にしか発生しない生徒の自死に直面すると、校長のような心理状態に落ち入ることは容易に推測できる。その意味でも今後、「緊急対応の手引き」を中核に後述するマニュアルなども整理統合し、事案発生時に速やかに活用できるように充実を図る必要がある。また、同マニュアル等の充実化とともに、これらに従って速やかに行動を起こせるような体制づくりが必要である。

## イ 学校の連絡窓口とコーディネーターの設置

「緊急対応の手引き」では、遺族へのコンタクトを急ぐことに加え、遺族との連絡窓口となる教職員（個別担当）を別に置くことが望ましいとしている。一方、「学校事故対応に関する指針」（文科省2016）（以下、「事故対応指針」）では、事故発生時にはコーディネーターの配置を考慮するように求めている。「事故対応指針」には「学校の設置者等は、被害児童生徒等の保護者と学校の二者間ではコミュニケーションがうまく図れず、関係がこじれてしまう恐れがあると判断した時に、被害児童生徒等の保護者と学校、双方にコミュニ

ケーションをとることができ、中立の立場で現場対応を支援するコーディネーターを派遣することも考えられる」と記されている。

「事故対応指針」はあくまで災害や事件などの事故に対する対応の指針であるが、コーディネーターの設置の必要性に関しては、本件事案後でも同様に当てはまるものである。本件事案ではまず、学校側は遺族とやりとりする窓口を一本化し、それとともに、早急にコーディネーターの設置を市教委に依頼し、学校側を代表する窓口と遺族の間をコーディネーターが取り持つ体制とすることがより望ましかったと考えられる。

本件事案では、一見するとZ教諭が学校側の窓口としての役割を担っているようにみえる。しかし、あくまでZ教諭は自主的に遺族とのつなぎ役を担ったものであり、学校側と十分協議を重ねたうえで遺族と対応しているわけでない。その意味では「緊急対応の手引き」で求められているような適切な時期に適切な情報を伝えて遺族を安心させるといった連絡窓口の役割は果たしていない。「緊急対応の手引き」でいう連絡窓口は、学校側の意見を遺族に伝える役割も担うものである。窓口を担う人物は、人選次第では逆効果を引き起こす危険性があり、このようなリスクを低減するためには適切な人物を組織的に検討し役割を担わせる必要がある。

本件事案では、以上のような意味からもZ教諭は「緊急対応の手引き」でいう連絡窓口ではなかった。そのため、遺族と学校側との信頼関係は構築されず、基本調査の結果が伝えられる前から遺族は詳細調査への移行を強く希望するなど、遺族の基本調査に対する納得を得られる見込みがほとんどない状況でその報告がされた。

また、窓口となる人物とは別に、外部から学校と遺族の関係を調整していくコーディネーターを派遣することも望まれる。本件事案ではそのようなコーディネーターの派遣は検討されなかったようであるが、「事故対応指針」で推奨されているように、このような緊急時に選択肢の一つとして機能するような制度が望まれる。そのためには今後、県教委や市教委が中心となって、緊急時にコーディネーターを派遣できる仕組みづくりが求められる。

#### ウ 関与が疑われる教師が直接遺族と向き合えない場合の学校の対応

遺族にとっては、X教諭が葬儀以降遺族宅に焼香にも来ていないことも含め、学校側が遺族に対して本件事案に関し何らX教諭の意向を表明してこなかったことも不満の一つになっていると考えられる。さらにX教諭は本件事案の翌年、異動で当該中学校を去っているが、このことは遺族側からしてみれば、真実を明らかにしないまま、市教委がX教諭を守ったと見られるものである。加えてその後も市教委を始めいかなる公的機関からもX教諭の動向が遺族に知らされないことが、不満をさらに高めていると考えられる。

一方で、X教諭はAさんの自死後、精神的に不安定な状態が続き、精神科医の診察を受け、休業を指示した診断書が発行されているようである（なお、本調査委員会では診断書について確認していない）。このように、遺族のX教諭から真実を聞きたいという要望はあるが、X教諭が真実を語れる精神状態にないと判断される場合、学校は遺族に対してどの

ような対応をとるべきかということが、本件事案後の課題の1つであったといえる。

遺族はX教諭との面談を要望していたが、X教諭は精神状態が不安定で通院していたメンタルクリニックの精神科医から遺族との面談を止められていたようである。しかし、遺族側からみれば、X教諭に関する正確な情報が閉ざされ、しかも又聞きでしかX教諭に関する情報を得られていない。このように遺族が得られる情報が少ないが故に、遺族は学校側がX教諭を隠していると感じ、そのことが学校に対する不信感をさらに高めたといえよう。なお、X教諭が遺族との面談を精神科医から止められていたことは、X教諭や校長からの情報であり、書面としては存在しないようである。

本件事案の場合、X教諭を診療していた精神科医が遺族との面談を止めていたのであれば、X教諭自身が遺族と面談できないことはやむを得ないといえる。しかし、このことについては学校側がX教諭と主治医の了解を得て、教諭が遺族との対面が止められている内容が記された診断書を提示するなどして、X教諭の現状を丁寧に遺族に伝えるべきであったと思われる。その上で、直接遺族に面談できないX教諭に代わって、遺族が知りたがっている情報について学校側がX教諭から可能な範囲で聞き取り、遺族に説明を行うべきであったと考える。特に、本件事案のように、X教諭が精神科に通院し遺族とは対面もできない一方で、異動先でX教諭が普通に勤務を始めている場合であれば、遺族が不信感を感じてしまうのは至極当然と言え、X教諭の状況に関してより丁寧な説明が必要であったといえる。このようなやり方で学校側は遺族に対して誠意を示し、信頼関係を構築していくことが望ましいといえる。この際、先に述べたコーディネーターが存在していれば、遺族と学校側の対応がより円滑に実施できたと考えられる。

## エ 保護者会における適切な情報開示

本件事案においては、事実の公表の仕方の1つである臨時保護者会の開催やそれまでの保護者への説明も十分なものではなかった。PTA役員は、本件事案の翌日夜に集められ、本件事案について説明を受けている。参加した役員のうち1人によると、学校側からAさんが亡くなったことは伝えられたが、「なぜ亡くなったのか、死因も含めてわからない」という説明であったという。その後行われた臨時保護者会でも、遺族が学校側の詳細な説明を拒んだこともあるが、学校側が詳細な説明をしなかったことから、生徒の保護者はほとんどAさんの自死について正確な情報を得られていない。

自殺の事実の公表について「緊急対応の手引き」では学校は遺族から了解をとり、保護者会をすぐに開催するつもりで準備を始めるように求められている。ちなみに、保護者会は「学校と保護者が協力して児童生徒を支える体制を作るという目的を達成する」ためのものである（福岡県臨床心理士会 2006）。その目的を考慮すれば、児童生徒の自死に際して他の児童生徒の保護者が各自の家庭で児童生徒のケアを担うためには、学校側からの正確な情報提供が必要であり、そのためにも、保護者会は事案後早期に開催することが必要であるといえよう。ときに遺族は、保護者会の開催に対して事件・事故などの事案につい

て触れることに拒絶的な場合もあるため、学校は遺族に誠意をもって必要性を伝え、開催に向けてできるだけ理解を得るように努めることが重要である。

このように、事案後早期に開催される保護者会は、事件に向き合おうとする保護者・生徒に重要な意義を有しており、例えば、他の生徒の連鎖自殺を防止するという生徒の安全性を確保するためにも正確な情報の開示が必要である。

しかし本件事案での臨時保護者会は、事案後1か月以上経過した10月10日に開催されており、本件事案後早期に行われたとはいえない。さらに臨時保護者会での学校側の説明内容を見ても具体的な情報はほとんどないことから、その目的を達したとは到底いえないものであった。

本件事案において学校側がこのような説明しかできなかった理由として、遺族と学校側の信頼関係の問題があった。遺族は、基本調査に関して証言が偏っていることや時系列の明示がないことなどを理由に、臨時保護者会での報告は「学校側に趣旨の説明にとどめ、結果の説明はしない」ことを求めた。これに対し、学校側はこのような遺族の意向を受け入れ、基本調査の趣旨は説明するものの、結果の説明はしないこととしたのである。その結果、ある保護者が「質問に対しては『調査中』、『検討中』という返事で、開催した意味が分からない会となった」と述べるように、開催意義の乏しい臨時保護者会となってしまっている。

このような臨時保護者会における学校側の態度は、保護者への情報を遮断したままにただだけでなく、学校の調査・説明の姿勢に対する保護者の信頼も失ってしまったように思われる。本件事案後の調査は遺族のためでもあるが、その事実に向き合おうとする生徒や保護者のためでもある。情報を閉ざすことで憶測を呼び、事実と異なる噂が立ったとしても、正しい情報が明らかになっていなければ、憶測か事実かの判別は極めて困難になる。事実、本件事案に関連する正確な情報が遺族を始め保護者に伝わらないまま時間が経過し、Aさんが参加した高校の体験入学での「暴行」に関する誤った噂なども何ら訂正されることもなく、「緊急対応の手引き」で懸念されているような憶測に基づく噂が広がる状況が続くこととなった。

確かに学校側は、遺族の意向を踏まえて保護者に対する説明ができなかったという側面もある。しかし、学校側から調査結果を公表するために遺族と調整をしようとした姿勢は見られない。この点、学校側は、本件事案後早い段階で遺族に対して本件事案の基本調査の公表が事案に向き合う保護者や生徒に対しても重要な意義を有することを説明し、他の生徒を守るためにも情報の開示が必要であるなど、公表についての理解を促し説得すべきであったといえる。

#### オ 「学校の危機管理マニュアルの作成手引」の改正と鹿児島市教育委員会の主体的な対応

平成21年に施行された学校保健安全法は、各学校において学校安全計画及び危険等発生

時対処要領の策定を義務付けるとともに、地域の関係機関との連携に努めることを求めている。それ以前から文科省は、「学校への不審者侵入時の危機管理マニュアル」(文科省 2002) や「学校の危機管理マニュアル～子どもを犯罪から守るために～」(文科省 2007) などを作成している。そして、それらを参考資料として「学校の危機管理マニュアルの作成手引」(文科省 2018) を作成し、各学校で子供の命を守るために、自然災害、交通事故、不審者などに対する危機管理対応についてマニュアルを作成するよう求めている。これに準拠して鹿児島県においても、平成 25 年に「学校における危機管理の手引き」を作成している。

しかし、本件事案のような生徒の自死という事象は連鎖自殺が発生する危険性もあり、学校にとっては危機管理に相当するものであるが、上記の手引には含まれていない。本調査委員会は、都道府県が作成する危機管理の手引きに生徒の自死に関する項目を追加し、「緊急対応の手引き」にある簡易チェックリストなどの内容を盛り込み、自死が発生した際に迅速に対応できるような体制を作っておく必要があると考える。

ただし、生徒の自死という出来事は、各学校において頻発するものではなく、たとえこのようなマニュアルなどを活用したとしても速やかに実行できるものではない。現に本件事案では上述したように校長は市教委から遺族宅に行くように指示されたが、「そのときになると頭が真っ白になって落ち着くのが大変だった」と述べている。このようなことを考えると、普段から緊急時を想定し、チェックリストの確認や見直しを随時進めておくことが必要である。また、これまで述べたような遺族に寄り添った対応や、コーディネーターの派遣、速やかな保護者会の開催などについては対応が不十分となりやすく、上記チェックリストに盛り込んで適切に対応できるような仕組みづくりが重要である。

最近、中高生の自死が増加しているが、各生徒の自死に至る背景は異なっていたとしても簡易チェックリストなどを盛り込んだ「学校における危機管理の手引き」を活用していくことで事後対応が適切に行える可能性が高い。

これらの仕組みづくりに際しては、本調査報告書をはじめこれまでの調査報告書等を活用して、市教委が主体となって各学校の特性に応じたマニュアルを作成して欲しいと考える。その上で、管理職研修などでロールプレイなどの手法を用いてシミュレーションし、問題点を整理し、さらに定期的に更新していくことが望まれる。

#### (5) 文部科学省の「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針(改訂版)」に準じた対応について

「背景調査の指針」(文科省 2014c)には、総論として以下のような主旨が記されている。

自殺に至る過程を丁寧に探ることではじめて、自殺に追い込まれる心理の解明や適切な再発防止策を打ち立てることが可能となる。学校及び学校の設置者が、たとえ自らに不都合なことがあったとしても、事実をしっかり向き合おうとする姿勢が何よりも重要である。そして以下の点にも注意を払う必要がある。

①心のケアの重視：調査と心のケアを一体的に行っている視点をもつ。配慮の必要な子供をリストアップ

する。調査実施に当たっては心のケアの専門家等の援助が必要である。

②地域の関係機関：精神保健部局や関係する職能団体などに援助を求め、地域で支援体制を整えておくことが必要である。

③遺族との関わり：遺族の協力が背景調査の実施に不可欠である。遺族が背景調査に切実な心情を持つことを理解し、その要望・意見を十分に聞き取るとともに、できる限りの配慮と説明を行う。

また、遺族への最初の説明は調査着手からできるだけ1週間以内を目安に行うとしている。しかし、本件では事案後約1か月経った9月29日に報告書が出されているが、そのときまで遺族に対する調査の説明はなかった。

さらに、基本調査の報告後、詳細調査の組織の設置までさらに1週間以上要するなど時間がかかる場合には、詳細調査移行を判断する際に合わせてアンケート調査や聞き取り調査を、調査組織による詳細調査に先行して、緊急的に実施するかどうかを判断するとある。

本件事案では、市教委は10月16日付けて詳細調査を実施する旨を遺族に伝えているが、本調査委員会が立ち上がったのは、基本調査の結果報告後およそ4か月後のことであった。本調査委員会は常設ではなく臨時に立ち上がったものであるため、設置に時間がかかることは当初から想定できていたはずである。また、アンケート調査や聞き取り調査が早期に実現されていれば、関係者の記憶がより鮮明であり、貴重な情報を得られた可能性が高く、学校側としては早期のアンケート調査や聞き取り調査を実施すべきであったと思われる。また、アンケート調査や聞き取り調査の主な対象生徒は中学3年生で高校受験を控えており、早期の上記調査の実施は受験への影響を軽減する意味でも有用であったといえる。

本調査委員会は本件事案発生後の翌年1月末に立ち上がったが、その時は主な聞き取り調査の対象者は高校受験直前という状況であった。そのため本調査委員会は対象者へ配慮し、実際の聞き取り調査は対象者が高校受験を終えてから実施した。また、本調査委員会が実施したアンケート調査の内容は聞き取り調査で漏れている情報はないかを広く尋ねるものであったが、本件事案後1年以上経過していたために既に収集した情報以外の内容あるいは収集した情報を否定する情報のいずれも確認されなかった。学校側や市教委が詳細調査移行前に、対象生徒に高校受験生が含まれること及び臨時の調査委員会を立ち上げるには相当の時間を要することを考慮し早期にアンケート調査を実施していれば、より多くの回答が得られた可能性が高く、幅広い情報が収集できていたものと考えられる。

現に本調査委員会の聞き取り調査の中で、基本調査には記載のなかった本件事案時に3年職員室で流涙しているAさんの姿を目撃した生徒がいることが判明した。この事実は基本調査後ではあるが、ある教諭から校長に報告されている。しかし、本調査委員会発足時には情報として提示されておらず、本調査委員会による一教諭の聞き取りの中で明らかになったものであった。本件事案のように、基本調査から調査委員会による詳細調査までの時間がある場合は、その間に噂も含め基本調査にはなかった様々な新たな情報が出てくるであろう。発足した調査委員会に対しては、調査委員会からの求めに応じてその都度情報を

提示するのではなく、可能な限りこのような情報を取り纏め早期に一括して引き継ぐことで、調査委員会が迅速な対応をとれるよう配慮すべきである。学校側や市教委は、基本調査結果やその後得られた情報を調査委員会に適切に提供することが必要であり、本調査委員会としては、今後このような仕組みが整備されることを望む。

ところで、既に述べたように、本件事案においては本調査委員会が立ち上がる以前から、遺族の学校及び市教委に対する信頼感は低下した状態にあった。この点について、事件後の遺族と学校・教育委員会との関係はその対応を誤ると、両者の距離が徐々に広がり、遺族側から見ると自分たちの思いをわかってもらえないという不信感を抱くようになるとの指摘がある（住友 2017）。

「背景調査の指針」によると、本件事案のように調査組織の立ち上げには時間を要するために平常時からの調査組織の設置が有効であるとしている。その意味で、鹿児島市においても常設の調査委員会を設置しておくことを提言したい。ただし、常設の調査委員会を教育委員会が設置する場合、調査委員会を新設するよりも教育委員会との関係性が強くなり、遺族などから中立性が保証されていない組織と受け取られ、学校や教育委員会に対する不信・不満がそのまま調査委員会への不信・不満へと直結してしまう恐れがある。

そのため、常設の調査委員会としては、より一層、遺族に寄り添った対応が求められることに留意し、事案に真摯に向き合った調査や、遺族と学校及び市教委との関係調整などを行う必要があると思われる。

また、調査委員会が遺族の要望を丁寧に聞き取り、その意見を反映しようとしても、予算等の問題で調査委員の判断を超える問題が生じうる。例えば、事案の複雑さ故に委員の交代や追加について遺族の要望があった場合などが考えられるが、そういった問題について仮に調査委員会がそれを是と判断した場合に、対応できる仕組みがなければ機能しないことは明白である。常設された調査委員会の構成員を絶対的に固定するのではなく、遺族の意向や事案に応じて柔軟に設定できる制度が望ましく、そのような制度の仕組みについて教育委員会が先導して構築しておくことが望まれる。

#### （6）遺族へのサポートの在り方

ある日突然、子どもが亡くなることは、親からしてみれば、計り知れないショックを受ける。その後、深い悲しみや悔しさ、怒りといった感情に苛まれ、亡くなった原因を追及することで心の安定を図ろうとするのは自然なことである。

本事案においては、Aさんが個別指導後に自宅に戻り自死したことを考えると、個別指導後から自死までに自死の原因になりうるべき事実がないのであれば、遺族からしてみれば、個別指導が原因であると考えられるであろうし、さらにどのような個別指導で、死を選ばなければならないような状態に追い込まれたのだろうかを考えるのは不思議なことではない。そのように考えれば、今度は、これまでX教諭が行ってきた指導のあり方について自死前に得ていた情報に、Aさんの自死後得られたいろいろな情報が結びつき、遺族はX教

諭がAさんに行った個別指導がいかにも非常識なものであったかと考えを廻らすであろうことは、容易に想像できる。原因がわかれば、少しは心の安定が得られるかもしれないが、わかったところで子どもは戻ってこないのだから、原因を生み出した教師に対する怒りが湧いてくるであろう。しかも、教師から謝罪どころか挨拶もなく、得られる情報も限られたとなれば、それをかばう学校や市教委に対して怒りの矛先が向くのも当然であろう。

ところで、文科省は、学校が被害児童生徒等の保護者の要望や状況に応じて、信頼できる第三者（スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等）を紹介し、相談・支援が受けられるようにすることを提案している（文科省 2016）。本件事案においても、Aさんが亡くなった後からしばらくは遺族宅に臨床心理相談員が派遣され、遺族のメンタルサポートが行われていたが、母親は「カウンセラーは優しく、いいひとで話をよく聞いてくれた。一人でぼーっとAさんのことを考えていた時期だったので来てくれるのは楽しみだった」と述べている。しかし当該臨床心理相談員が退職することで年度の区切りをもって派遣が終了した。市教委は、このとき母親に他の臨床心理相談員を派遣する要望がなかったと捉えていた。しかし、実際は、母親が同要望をするだけの気力も失っていたとのことであった。母親によると「カウンセラーからは、教育委員会内にある相談センターに相談する（直接行くか、電話をする）と別のカウンセラーが付くことができる」と教えてもらったものの、自分から相談する気力はなく、「教育委員会に行く」という気持ちにもなれなかった。当時、「学校から提案があれば、お願いしていた」と振り返っている。このように本件事案では、臨床心理相談員の派遣が遺族のメンタルヘルスに一定の効果をあげていたことがわかるが、その終結の仕方には課題が残る。今後、同様な事案が発生した場合には遺族の意向を聞きながら、サポートの在り方について検討を行う必要があるだろう。

学校側は、校長や教頭が月命日には遺族宅に赴き、焼香するなど遺族に寄り添おうとしている。また、現在でも月命日には教職員が学校で黙とうをささげているという。しかし、これまで述べてきたように、本件事案直後から遺族が学校側に不信感を抱いていたにも関わらず、事案後の対応としては極めて不十分であったと言わざるを得ない。このようなやり方では遺族からしてみれば、守られているのはX教諭であって、遺族は蚊帳の外に置かれていると受け取られても仕方がないのではなかろうか。このような状況のときに「学校事故対応に関する指針」にあるように、学校側から適切な情報提供がなされたうえで、信頼できる第三者が継続的に支援していくことができれば、遺族がこのような疎外感を味わうことは回避できたのではないと思われる。

#### **（7）再発防止策の徹底（まとめ）**

本調査委員会は、本件のような事案の再発防止策として、学校における生徒指導のあり方、校則をはじめとするルールのある見直しなどを提言してきた。本件事案の調査にあたり、生徒の恐怖心を煽って生徒指導を行ったり（机や椅子を蹴って脅す、大声で怒鳴

る)、安全配慮を行っていないルールが示されたり(宿題を自宅に取りに帰らせる、廊下に衝立を置く)していたことが明らかとなり、当該中学校では、少なくとも一部、不適切な指導やルールがあったと判断できよう。

学校生活では児童生徒が安心・安全である環境で置かれることが最優先され、そうした環境になれば、児童生徒の学びの質は高まらないと思われる。そのためには、学校ではどのようなルールを作るべきなのか、そして、それを受けてどのような生徒指導を行うのかを見直していく必要がある。その際、児童生徒の人権という視点を必ず取り入れ、教師が児童生徒の人権を損なうような指導をしていないか、精査していくことが求められる。

また、本件事案後、学校側は早急でかつ遺族に丁寧に寄り添った対応がとれなかったり、PTA 役員をはじめ保護者に適切な情報を提供できなかったりしたことも明らかになった。こうしたことから、事案が起こった場合に学校や教育委員会がとるべき対応についても、「緊急対応の手引き」に沿った対応や背景調査の指針に基づいた調査のあり方、遺族への寄り添い方を提言した。

学校は子供を失うといった耐えがたい状況に置かれた遺族へきちんと寄り添うことはもちろんのこと、児童生徒や保護者にも適切な情報を提供し、学校を平時の落ち着いた状態に戻して教育活動を再開する必要がある。そのためには、臨床心理相談員だけでなく、事案後、遺族と学校をつなぐコーディネーターの役割を担う者の任命や、常設の調査委員会の設置することを提言した。これら提言の実施については、事案発生後に準備したのでは遅きに失することは本件事案から明らかであり、設置に向けた準備を早急に行うことが求められる。

最後に、こうした悲しい事件が起こらないようにするため、こうした提言を各学校で真摯に活用・検討し学校改善につなげていくべきである。しかし、全国各地でこうした調査委員会が立ち上がり、報告書が提出され、再発防止が叫ばれているにも関わらず、児童生徒の自死の件数は減少していない。本調査委員会でも複数の調査報告書を確認したが、提言内容については共通するところが多々認められた。このことは過去の報告書が校内外の教員研修で充分活用されておらず依然として同内容の提言が繰り返されていることを示唆している。公開されている報告書が活用され、教員の意識改革を行い実践に結びつかない限り、こうした提言は何度繰り返しても水泡に帰してしまうのではなかろうか。

これらの対策として、本調査委員会はこれまで提案してきたロールプレイを取り入れた教育や研修を推し進めることが大切であると考え。学習方法と学習定着率の関係を研究した「ラーニングピラミッド」では、講義を聞くだけでは学習定着率は5%であるのに対し、実演を見ることでは30%、実践による経験・練習では75%の学習定着率があるという(脇田 2014)。本件のように生徒の生命に関わる事案に関しては、学習したことをしっかりと身につけることが何より重要なことであり、生徒の教育や教師の研修でも座学のみならず積極的にロールプレイなどの実践による経験・練習を取り入れる必要がある。

国から出されている種々の指針や手引きに基づき、児童生徒の自殺予防教育や教師のメ

ンタルヘルス教育や働き方改革といった予防活動、事件が起こった際の早急な対応、そして、遺族をはじめ児童生徒や保護者への心のケアについて、報告書を活用した定期的な教員研修を行うことが求められる。本報告書も含め公開されている報告書の活用が図られ、二度とこのような事案が起こらないことを切に願う。

## 引用文献

- ・中央教育審議会（2019）「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）」（[https://www.mext.go.jp/component/b\\_menu/shingi/toushin/\\_icsFiles/afieldfile/2019/03/08/1412993\\_1\\_1.pdf](https://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afieldfile/2019/03/08/1412993_1_1.pdf), 2021.7.26)
- ・独立行政法人労働者健康安全機構 勤労者医療・産業保健部 産業保健課（2019）『職場における災害時のこころのケアマニュアル』（[https://www.johas.go.jp/Portals/0/data0/oshirase/pdf/H29kokoro\\_no\\_kea.pdf](https://www.johas.go.jp/Portals/0/data0/oshirase/pdf/H29kokoro_no_kea.pdf), 2021.6.3).
- ・榎本博明（1997）『自己開示の心理学的研究』北大路書房.
- ・衛藤暢明（2014）自殺未遂者の心理と対応について 北九州市いのちこころの情報サイト（<http://www.ktq-kokoro.jp/lecture/1455>, 2021.6.8).
- ・福岡県臨床心理士会（2006）『学校コミュニティへの緊急支援の手引き』金剛出版.
- ・自殺総合対策センター（2018）「昭和48年度から平成27年度における、通学適齢期の自殺者数に関する分析【速報版】の公表について」（<https://jssc.ncnp.go.jp/a/18081.php>, 2021.6.3).
- ・加倉井由紀（2017）「五月病に注意!—子どものストレスのサインに気づいたら、どうする?」毎日新聞 2017.5.16. (<https://getnavi.jp/life/138532/>, 2021.6.3).
- ・片田珠美（2018）「9月1日に自殺する子供の心理—“加害者”の名前を遺書に書くワケ」『プレジデントオンライン 2018.8.31.』（<https://president.jp/articles/-/26081>, 2021.6.3).
- ・菊池省三（2017）「叱ると怒るの違いがよくわかっていない子どもや教師が多い、どうすれば理解できるようになるか—教育問題の解決方法を考える」『教育問題の解決方法を考える』2017.12.8付 (<http://hirol2.cocolog-nifty.com/blog/2017/12/post-bbcl.html>, 2021.6.3).
- ・北九州市精神保健福祉センター（2015）「大切な人を亡くされた方へ—こころのケアのために」（[http://www.ktq-kokoro.jp/data/1-1\\_pamphlet.pdf](http://www.ktq-kokoro.jp/data/1-1_pamphlet.pdf), 2016.6.27).
- ・厚生労働省（2017）「自殺総合対策大綱—誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して」（[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/seikatsuhogo/jisatsu/taikou\\_h290725.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/jisatsu/taikou_h290725.html), 2021.6.3).
- ・厚生労働省（2018）「過労死等防止対策白書」（<https://www.mhlw.go.jp/content/000689328.pdf>, 2021.7.26)
- ・リベルタス・コンサルティング（2017）『青少年を取り巻くメディアと意識・行動に関する調査研究—メディアによって表現された暴力的有害情報が青少年に与える影響に関する文献調査—調査報告書』平成28年度文部科学省委託調査, ([https://www.mext.go.jp/component/a\\_menu/education/detail/\\_icsFiles/afieldfile/2017/08/18/138](https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2017/08/18/138)

- 8003\_002.pdf, 2021.6.3).
- ・松本俊彦監修 (2018) 『自傷・自殺のことがわかる本—自分を傷つけない生き方のレッスン』講談社.
  - ・宮城県精神保健福祉センター (2012) 『若年者の自殺対策に関する調査研究等事業報告書(<https://www.pref.miyagi.jp/uploaded/attachment/200533.pdf>, 2021.6.3).
  - ・文部省 (1998) 『生活体験や人間関係を豊かなものとする生徒指導 中学校・高等学校編—生徒指導資料第20集』.
  - ・文部科学省 (2002) 『学校への不審者侵入時の危機管理マニュアル』  
([https://www.mext.go.jp/component/a\\_menu/education/detail/\\_icsFiles/afieldfile/2019/06/12/1289311\\_13.pdf](https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2019/06/12/1289311_13.pdf), 2021.7.26)
  - ・文部科学省 (2007) 『学校の危機管理マニュアル～子どもを犯罪から守るために～』  
([https://www.mext.go.jp/component/a\\_menu/education/detail/\\_icsFiles/afieldfile/2019/01/08/1289312\\_02.pdf](https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2019/01/08/1289312_02.pdf), 2021.7.26)
  - ・文部科学省 (2007) 児童生徒の自殺予防に向けた取組に関する検討会 『子どもの自殺予防のための取組に向けて (第1次報告)』  
([https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/shotou/046/shiryo/attach/\\_icsFiles/afieldfile/2016/08/24/1376318\\_001.pdf](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/046/shiryo/attach/_icsFiles/afieldfile/2016/08/24/1376318_001.pdf), 2021.6.27).
  - ・文部科学省 (2010) 「子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き」 ([https://www.mext.go.jp/content/20200824mext-jidou01-000009294\\_013.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20200824mext-jidou01-000009294_013.pdf), 2021.6.27).
  - ・文部科学省 (2014a) 「「子供に伝えたい自殺予防 (学校における自殺予防教育導入の手引)」及び「子供の自殺等の実態分析」について」 ([https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/shotou/063\\_5/gaiyou/1351873.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/063_5/gaiyou/1351873.htm), 2021.6.3).
  - ・文部科学省 (2014b) 子供対象自殺予防教育の実施に向けて (教師のための研修の内容)  
([https://www.mext.go.jp/component/b\\_menu/shingi/toushin/\\_icsFiles/afieldfile/2014/09/10/1351886\\_03.pdf](https://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afieldfile/2014/09/10/1351886_03.pdf), 2021.6.8).
  - ・文部科学省 (2014c) 「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針 (改訂版)」 ([https://www.mext.go.jp/component/b\\_menu/shingi/toushin/\\_icsFiles/afieldfile/2014/09/10/1351863\\_02.pdf](https://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afieldfile/2014/09/10/1351863_02.pdf), 2021.6.29).
  - ・文部科学省 (2016) 「学校事故対応に関する指針」 (<https://anzenkyouiku.mext.go.jp/mextshiryou/data/jikotaiou.pdf>, 2021.6.27).
  - ・文部科学省 (2017) 「教師が知っておきたい子どもの自殺予防」 ([https://www.mext.go.jp/component/b\\_menu/shingi/toushin/\\_icsFiles/afieldfile/2009/04/13/1259190\\_12.pdf](https://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afieldfile/2009/04/13/1259190_12.pdf), 2021.6.3).
  - ・文部科学省 (2018) 『学校の危機管理マニュアルの作成手引』  
([https://www.mext.go.jp/a\\_menu/kenko/anzen/\\_icsFiles/afieldfile/2019/05/07/1401870\\_01.pdf](https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/_icsFiles/afieldfile/2019/05/07/1401870_01.pdf))

- ・文部科学省（2019）「学校における働き方改革に関する取組の徹底について（通知）」  
（[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/hatarakikata/\\_icsFiles/afieldfile/2019/03/18/1414498\\_1\\_1.pdf](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/hatarakikata/_icsFiles/afieldfile/2019/03/18/1414498_1_1.pdf), 2021.6.3).
- ・日本弁護士連合会（2018）「いじめの重大事態の調査に係る第三者委員会等の推薦依頼ガイドライン」  
（[https://www.nichibenren.or.jp/document/opinion/year/2018/180920\\_2.html](https://www.nichibenren.or.jp/document/opinion/year/2018/180920_2.html), 2021.6.3).
- ・日本教育新聞（2020）「スクールハラスメントの課題と求められている対策」『NIKKYO WEB 2020.5.5』（<https://www.kyoiku-press.com/post-215792/>, 2021.6.3).
- ・渋井哲也（2010）『自殺を防ぐためのいくつかの手がかり—未遂者の声と、対策の現場から』河出書房新社.
- ・住友 剛（2017）『新しい学校事故・事件学』子どもの風出版会.
- ・戸部秀之・堀田美枝子・竹内一夫（2010）「児童生徒のテレビゲーム依存傾向および暴力的なゲーム使用と、メンタルヘルス、心理・社会的問題性との関連」『学校保健研究』52.
- ・苦野一徳（2021）「校則とは」『南日本新聞』2021.4.21.
- ・脇田恵子（2014）「シナリオ執筆による異文化コミュニケーション力の育成」『コミュニカーレ』3.
- ・山本宏樹（2019）「これからの校則の話をしよう—知のネットワーク」SYNODOS (<https://synodos.jp/education/> 22616, 2021.6.3).

別添資料1（鹿児島市児童生徒の死亡事故に関する調査委員会設置要綱）

鹿児島市児童生徒の死亡事故に関する調査委員会設置要綱の制定について

1 制定理由

児童生徒の自殺又は自殺が疑われる死亡事故が発生した際、中立的な立場で事故の背景及び因果関係等に関する調査を行うため、児童生徒の死亡事故に関する調査委員会を設置するものである。

2 施行日

平成30年10月30日

3 概要

児童生徒の自殺又は自殺が疑われる死亡事故が発生した際、弁護士、精神科医、学識経験者、心理又は福祉の専門的知識及び経験を有する者等の5人に委員を委嘱し、事故について収集された基本調査等の確認をするとともに、死亡事故に至る過程や心理について検証し、再発防止・自殺予防のための改善策をまとめる。

平成30年10月29日

鹿児島市児童生徒の死亡事故に関する調査委員会設置要綱を次のように定める。

鹿児島市教育委員会  
教育長 杉元 羊一

### 鹿児島市児童生徒の死亡事故に関する調査委員会設置要綱

#### （設置）

第1条 児童生徒の自殺又は自殺が疑われる死亡事故が発生した際、中立的な立場で事故の背景及び因果関係等に関する調査を行うため、児童生徒の死亡事故に関する調査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

#### （所掌事務）

第2条 委員会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事故について収集された基本調査等の確認をすること。
- (2) 自殺又は自殺が疑われる死亡事故に至る過程や心理について検証すること。
- (3) 再発防止・自殺予防のための改善策をまとめること。
- (4) その他死亡事故に関し教育委員会が必要と認める事項

#### （組織）

第3条 委員会は、委員5人以内をもって組織する。

- 2 委員は、弁護士、精神科医、学識経験者、心理又は福祉の専門的知識及び経験を有する者その他必要と認める者の中から、教育委員会が委嘱する。ただし、調査対象となる事故の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者とする。
- 3 委員会に委員長及び副委員長を置き、互選によりこれらを定める。

#### （委員の任期）

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第10条の報告が終了した日までとする。

- 2 欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

#### （委員長等の職務）

第5条 委員長は、委員会を代表し、会務を整理し、委員会の会議（以下「会議」という。）の議長を務める。

- 2 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

#### （会議）

別添資料1（鹿児島市児童生徒の死亡事故に関する調査委員会設置要綱）

第6条 会議は、委員長が必要に応じて招集する。

2 会議は、委員長、副委員長及び委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聴くことができるとともに、関係書類の提出を求めることができる。

（会議録）

第7条 委員会は、会議を開いたときは会議録を作成しなければならない。

（会議の非公開）

第8条 会議は、非公開とする。

（秘密の保持）

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（報告）

第10条 委員長は、第2条に規定する検証結果・改善策等について、教育委員会に対し報告しなければならない。

（報償金）

第11条 委員が会議に出席したときは、予算の範囲内で教育長が定める報償金を支払うことができる。

（庶務）

第12条 委員会の庶務は、教育委員会事務局教育部青少年課において処理する。

（委任）

第13条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成30年10月30日から施行する。

（経過措置）

2 第6条第1項の規定にかかわらず、この要綱の施行の日及び新たに任期が始まる日以後最初に開かれる会議の招集については、教育委員会事務局教育部青少年課において処理する。

別添資料2（委員会及び聞き取り開催日一覧）

回数	日付	時間数	内容
1	2019年1月28日	3時間10分	第1回委員会
2	2019年2月18日	4時間10分	第2回委員会
3	2019年2月25日	1時間20分	現地調査（中学校訪問）
4	2019年2月25日	3時間40分	第3回委員会
5	2019年3月5日	3時間	聞き取り
6	2019年3月6日	1時間10分	聞き取り
7	2019年3月6日	55分	聞き取り
8	2019年3月8日	1時間3分	聞き取り
9	2019年3月8日	1時間42分	第4回委員会
10	2019年3月26日	1時間2分	聞き取り
11	2019年3月28日	2時間	聞き取り
12	2019年4月2日	2時間10分	聞き取り
13	2019年4月2日	1時間	第5回委員会
14	2019年4月3日	1時間25分	聞き取り
15	2019年4月3日	1時間15分	聞き取り
16	2019年4月5日	2時間2分	聞き取り
17	2019年4月16日	2時間15分	第6回委員会
18	2019年4月17日	1時間10分	聞き取り
19	2019年4月19日	2時間15分	聞き取り
20	2019年4月23日	1時間15分	聞き取り
21	2019年4月30日	3時間10分	遺族聞き取り（1回目）（遺族宅）
22	2019年4月30日	3時間15分	第7回委員会
23	2019年5月10日	1時間15分	聞き取り
24	2019年5月10日	1時間	聞き取り後の意見交換
25	2019年5月15日	2時間30分	第8回委員会
26	2019年5月24日	2時間25分	聞き取り（1回目）
27	2019年5月29日	2時間30分	第9回委員会
28	2019年6月4日	2時間10分	遺族聞き取り（2回目）
29	2019年6月14日	2時間25分	聞き取り（2回目）
30	2019年6月19日	2時間10分	第10回委員会
31	2019年7月23日	2時間15分	第11回委員会
32	2019年7月27日	1時間30分	聞き取り
33	2019年8月7日	50分	第12回委員会
34	2019年8月15日	1時間20分	聞き取り
35	2019年8月15日	1時間30分	聞き取り

## 別添資料2（委員会及び聞き取り開催日一覧）

36	2019年8月15日	3時間	第13回委員会
37	2019年8月16日	4時間25分	聞き取り（3回目）
38	2019年8月20日	2時間25分	第14回委員会
39	2019年8月24日	2時間5分	校長先生聞き取り
40	2019年8月24日	1時間50分	教頭先生聞き取り
41	2019年9月5日	2時間20分	聞き取り
42	2019年9月6日	1時間15分	聞き取り
43	2019年9月9日	1時間15分	（塾）聞き取り
44	2019年9月11日	2時間30分	第15回委員会
45	2019年9月17日	2時間30分	第16回委員会
46	2019年10月7日	2時間10分	遺族聞き取り（3回目）
47	2019年10月8日	1時間40分	第17回委員会
48	2019年10月29日	2時間	第18回委員会
49	2019年11月6日	2時間	第19回委員会
50	2019年11月11日	2時間	第20回委員会
51	2019年11月13日	2時間	第21回委員会
52	2019年11月19日	1時間45分	第22回委員会
53	2019年11月26日	2時間10分	第23回委員会
54	2019年12月10日	2時間10分	遺族聞き取り（4回目）
55	2019年12月17日	1時間55分	第24回委員会
56	2019年12月24日	2時間5分	第25回委員会
57	2020年1月7日	2時間10分	第26回委員会
58	2020年1月13日	2時間	住友先生講話
59	2020年1月21日	2時間5分	第27回委員会
60	2020年1月28日	2時間10分	第28回委員会
61	2020年2月1日	5時間	第29回委員会
62	2020年2月4日	2時間10分	第30回委員会
63	2020年2月13日	2時間10分	第31回委員会
64	2020年2月19日	2時間10分	第32回委員会
65	2020年2月25日	2時間10分	第33回委員会
66	2020年3月3日	2時間10分	第34回委員会
67	2020年3月7日	5時間	第35回委員会
68	2020年3月11日	2時間10分	第36回委員会
69	2020年3月18日	2時間10分	第37回委員会
70	2020年3月21日	6時間	第38回委員会
71	2020年3月24日	2時間10分	第39回委員会

## 別添資料2（委員会及び聞き取り開催日一覧）

72	2020年3月27日	2時間10分	第40回委員会
73	2020年3月31日	2時間	第41回委員会（第1回中間報告）
74	2020年4月7日	2時間10分	第42回委員会
75	2020年4月15日	2時間	第43回委員会
76	2020年6月3日	2時間	第44回委員会
77	2020年6月8日	2時間	第45回委員会
78	2020年6月16日	2時間	第46回委員会
79	2020年6月21日	5時間	第47回委員会
80	2020年6月24日	2時間	第48回委員会
81	2020年6月29日	2時間	第49回委員会
82	2020年7月8日	2時間	第50回委員会
83	2020年7月13日	2時間	第51回委員会
84	2020年7月21日	2時間	第52回委員会
85	2020年7月29日	2時間	第53回委員会
86	2020年8月5日	2時間	第54回委員会
87	2020年8月12日	2時間	第55回委員会
88	2020年8月13日	2時間	第56回委員会
89	2020年8月19日	2時間	第57回委員会
90	2020年8月21日	2時間	第58回委員会
91	2020年8月26日	2時間	第59回委員会
92	2020年8月31日	2時間	第60回委員会
93	2020年9月7日	2時間	第61回委員会
94	2020年9月9日	2時間	第62回委員会
95	2020年9月16日	2時間	第63回委員会
96	2020年9月23日	2時間	第64回委員会
97	2020年9月25日	2時間	第65回委員会
98	2020年9月29日	2時間	第66回委員会
99	2020年10月5日	2時間	第67回委員会
100	2020年10月9日	2時間	第68回委員会
101	2020年10月13日	2時間	第69回委員会
102	2020年10月14日	2時間	第70回委員会
103	2020年10月20日	2時間	第71回委員会
104	2020年10月21日	2時間	第72回委員会
105	2020年10月27日	2時間	第73回委員会
106	2020年10月28日	2時間	第74回委員会
107	2020年11月4日	2時間	第75回委員会

## 別添資料2（委員会及び聞き取り開催日一覧）

108	2020年11月9日	2時間	聞き取り
109	2020年11月11日	2時間	第76回委員会
110	2020年11月16日	2時間	第77回委員会
111	2020年11月17日	2時間	聞き取り
112	2020年11月24日	2時間	第78回委員会
113	2020年11月25日	2時間	第79回委員会
114	2020年11月30日	2時間	第80回委員会
115	2020年12月2日	2時間	第81回委員会
116	2020年12月9日	2時間	第82回委員会
117	2020年12月11日	2時間	第83回委員会
118	2020年12月12日	2時間	聞き取り
119	2020年12月16日	2時間	第84回委員会
120	2020年12月21日	2時間	聞き取り
121	2020年12月28日	2時間	第85回委員会
122	2021年1月4日	2時間	第86回委員会
123	2021年1月8日	2時間	第87回委員会
124	2021年1月12日	2時間	第88回委員会
125	2021年1月19日	2時間	聞き取り（4回目）
126	2021年1月20日	2時間	第89回委員会
127	2021年1月25日	2時間	第90回委員会
128	2021年1月27日	2時間	第91回委員会
130	2021年2月1日	2時間	第92回委員会
131	2021年2月3日	2時間	第93回委員会
132	2021年2月8日	2時間	第94回委員会
133	2021年2月10日	2時間	第95回委員会
134	2021年2月15日	2時間	第96回委員会
135	2021年2月16日	2時間	第97回委員会
136	2021年2月21日	5時間	第98回委員会（終了後資料整理）
137	2021年2月22日	2時間	第99回委員会
138	2021年2月26日	2時間	第100回委員会（第2回中間報告）
139	2021年3月1日	2時間	第101回委員会
140	2021年3月5日	2時間	第102回委員会
141	2021年3月8日	2時間	第103回委員会
142	2021年3月10日	2時間	第104回委員会
143	2021年3月15日	2時間	第105回委員会
144	2021年3月16日	2時間	第106回委員会

別添資料 2 (委員会及び聞き取り開催日一覧)

145	2021年3月21日	4時間	資料整理
146	2021年3月23日	2時間	第107回委員会(教育委員会聞き取り)
147	2021年3月26日	2時間	第108回委員会
148	2021年3月29日	2時間	第109回委員会
149	2021年3月31日	2時間	第110回委員会
150	2021年4月2日	2時間	聞き取り
151	2021年4月5日	2時間	第111回委員会
152	2021年4月9日	2時間	第112回委員会
153	2021年4月12日	2時間	第113回委員会
154	2021年4月14日	2時間	第114回委員会
155	2021年4月19日	2時間	第115回委員会
156	2021年4月21日	2時間	第116回委員会
157	2021年4月26日	2時間	第117回委員会
158	2021年5月12日	2時間	第118回委員会
159	2021年5月19日	2時間	第119回委員会
160	2021年5月26日	2時間	第120回委員会
161	2021年5月31日	2時間	第121回委員会
162	2021年6月4日	2時間	第122回委員会
163	2021年6月11日	2時間	第123回委員会
164	2021年6月15日	2時間	第124回委員会
165	2021年6月16日	2時間	第125回委員会(遺族要望聞き取り)
166	2021年6月18日	2時間	第126回委員会
167	2021年6月22日	2時間	第127回委員会
168	2021年6月23日	2時間	第128回委員会(遺族要望聞き取り)
169	2021年6月28日	2時間	第129回委員会
170	2021年6月30日	4時間	第130回委員会(報告書提出)